

目 次

第1号(12月7日)

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	4
出席議員	6
欠席議員	6
事務局職員出席者	6
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	7
会議録署名議員の指名について	7
会期の決定について	7
諸報告	8
同意第5号	15
承認第7号	16
議案第41号	20
議案第42号	21
議案第43号	23
議案第44号	25
議案第45号	27
議案第46号	28
議案第47号	32
議案第48号	33
議案第49号	34
議案第50号	36
議案第51号	37
議案第52号	38
議案第53号	46
議案第54号	47
議案第55号	48
認定第1号	51

認定第2号	5 1
認定第3号	5 1
認定第4号	5 1
認定第5号	5 1
散 会	5 4

第2号（12月19日）

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 6
出席議員	5 7
欠席議員	5 7
事務局職員出席者	5 7
説明のため出席した者の職氏名	5 7
開 議	5 8
一般質問	5 8
4番 平田 康雄君	5 8
11番 野瀬 繁隆君	7 1
9番 大石 純君	8 6
5番 實藤 量徳君	9 0
3番 中村 竜博君	9 7
散 会	1 0 6

第3号（12月20日）

議事日程	1 0 7
本日の会議に付した事件	1 0 8
出席議員	1 0 9
欠席議員	1 0 9
事務局職員出席者	1 0 9
説明のため出席した者の職氏名	1 0 9
開 議	1 1 0
一般質問	1 1 0
8番 河野 政之君	1 1 0

6番 安丸眞一郎君	117
10番 白根 美穂君	133
7番 平山 賢治君	137
散 会	155

第4号（12月22日）

議事日程	157
本日の会議に付した事件	159
出席議員	161
欠席議員	161
事務局職員出席者	161
説明のため出席した者の職氏名	161
開 議	162
諸報告	162
承認第7号	163
議案第41号	163
議案第42号	164
議案第43号	164
議案第44号	165
議案第45号	165
議案第46号	166
議案第47号	179
議案第48号	180
議案第49号	180
議案第50号	185
議案第51号	185
議案第52号	186
議案第53号	186
議案第54号	187
議案第55号	188
認定第1号	188
認定第2号	188

認定第3号	188
認定第4号	188
認定第5号	189
議案第56号	194
閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）	199
閉 会	199
署 名	200

大刀洗町告示第59号

令和5年第2回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年11月28日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和5年12月7日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

松本 照行

中村 竜博

實藤 量徳

平山 賢治

大石 純

野瀬 繁隆

古賀 世章

平田 康雄

安丸眞一郎

河野 政之

白根 美穂

高橋 直也

○応招しなかった議員

令和5年 第2回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和5年12月7日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

令和5年12月7日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③第67回町村議会議長全国大会の報告

④委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 同意第5号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 承認第7号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を
求めることについて

日程第6 議案第41号 大刀洗町道路占用料徴収条例の制定について

日程第7 議案第42号 大刀洗町法定外公共物条例の制定について

日程第8 議案第43号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第9 議案第44号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日程第10 議案第45号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第11 議案第46号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第47号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

日程第13 議案第48号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

- 日程第14 議案第49号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第51号 久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第17 議案第52号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第18 議案第53号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第54号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第55号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 認定第1号 令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第2号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第3号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第4号 令和4年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第5号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③第67回町村議会議長全国大会の報告

④委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 同意第5号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 承認第7号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を
求めることについて

日程第6 議案第41号 大刀洗町道路占用料徴収条例の制定について

日程第7 議案第42号 大刀洗町法定外公共物条例の制定について

日程第8 議案第43号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第9 議案第44号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日程第10 議案第45号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第11 議案第46号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第47号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

日程第13 議案第48号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第49号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

日程第15 議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第51号 久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分
に関する協議について

- 日程第17 議案第52号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第18 議案第53号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第54号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第55号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 認定第1号 令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第2号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第3号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第4号 令和4年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第5号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 竜博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	松元 治美
税務課長	……………	田中 豊和	福祉課長	……………	矢野 智行
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	矢永 孝治
建設課長	……………	棚町 瑞樹	子ども課長	……………	平田 栄一
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	佐々木大輔
会計課長	……………	山田 恭恵	住民課長	……………	案納 明枝
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	辻 孝将
地域開発係長	……………	辻 祐介	下水道管理係長	……………	古賀 隆司

開会 開議午前9時30分

○議長（高橋 直也） おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和5年第2回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 直也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番、中村竜博議員、4番、平田康雄議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（高橋 直也） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

令和5年第2回大刀洗町議会定例会の議会運営について、協議結果を御報告いたします。

委員会は令和5年12月1日午前10時30分から協議会室において開催いたしました。出席委員は5名全員です。高橋議長及び執行者側から松元総務課長の出席を得て協議をいたしております。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

本定例会の会期は、令和5年12月7日木曜日から22日金曜日までの16日間と決定しました。

次に、会期日程について申し上げます。

本日、12月7日は本会議を開催し、日程に従いまして順次、議案の上程及び議案の審議をしていただきます。

なお、日程第4の同意第5号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員の任期の関係で初日採決することといたしております。

8日金曜日から11日月曜日までは休会といたします。

12日火曜日から15日金曜日までの4日間は全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、委員会付託していただき、日程第21の認定第1号から日程第25の認定第5号までの5つの令和4年度会計決算の認定について、委員会審査をしていただきます。

16日土曜日から18日月曜日は休会といたしますが、18日に全員協議会を開催し、議案に対する自由討議を行います。

19日火曜日と20日水曜日は本会議を再開し、一般質問を行います。19日は通告1番から5番までの5名、翌20日は通告6番から9番までの4名といたします。

21日木曜日は休会といたします。

22日金曜日は本会議を再開し、議案審議をさせていただきます。

以上が、本定例会の会期及び会期日程です。当議会の円滑な議会運営ができますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月22日までの16日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。

これまでに2件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和5年7月末日分、8月末日分、9月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付しております。

次に、第67回町村議会議長全国大会の報告を行います。

去る11月29日、第67回町村議会議長全国大会がNHKホールにおいて開催されました。内閣総理大臣補佐官をはじめ、多数の来賓より祝辞を述べられ、また、多数の衆・参両院の国会議員の御臨席を頂きました。

議事では、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する要望、国の予算

編成及び施策に関する重点要望など28件、九州地区ほか地区要望9件、東日本大震災からの復興、原子力発電所事故への対応及び大規模災害対策の確立などを求める特別決議が提案され、満場一致で決定いたしました。

大会終了後には、議長全国研修が行われ、講師の事業創造大学院大学客員教授伊藤聡子氏による「地域から輝く日本へ～未来への選択と責任」と題しての特別講演がありました。

以上で、第67回町村議会議長全国大会の報告を終わります。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、松本照行委員長、登壇して報告を願います。

○総務文教厚生委員長（松本 照行） おはようございます。総務文教厚生委員長の松本照行でございます。

閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告をいたします。

当委員会は、去る11月6日に、全委員5名及び高橋議長の出席の下、委員会を開催し、令和5年度下半期の活動計画及び6年度の活動計画について協議したところでございます。

まず、令和5年度の総務文教厚生委員会につきましては、現時点で当初計画を変更しながらも、予定しておりました項目のうちから、公共交通計画の現状についての所管事務調査を11月20日に行うとともに、1月または2月にはごみ減量化推進の成果について所管事務調査を実施することとし、併せて関係する施設の施設研修を実施していきたいと考えております。

令和6年度の年間活動計画につきましては、重点事業の保育料や待機児童の状況などルーチン的に調査する必要がある項目もありますし、そしてまた現在工事中の健康管理センター改修、菊池小学校の増築など随時調査していく方向で進めていくことに決定したところでございます。

さらに、視察研修計画についても協議したところでございますけれども、総務文教厚生委員会の5年度当初計画で宿泊を伴う視察研修は今年度は見送り、近隣の所管する一部事務組合の施設を視察することで進めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、視察につきましては、総務文教厚生委員会委員以外の議員の方々にもお声をおかけして御参加を求めていますと思っております。

次に、11月20日、全委員5名及び高橋議長の出席の下、委員会を開催いたしました。

議題といたしましては、公共交通計画の現状と題してのりあい定額タクシー事業について、村田地域振興課長、棚町地域振興課企画係長を説明員として、所管事務調査を実施したところでございます。

大きな項目といたしましては、1番目に事業導入の背景と経緯について、2番目に事業内容と成果、3番目に今後の方向性について説明を受けたところでございます。その中で、住民の要望が最も高い、町内の移動手段を確保するという目的の下、令和2年度から巡回バス運行の社会実

験を始め、時刻型・予約型などの試行を経て、直接目的地まで行きたいという強い多くの要望から、令和4年7月から現在ののりあい定額バス事業となった経緯がございます。

利用状況といたしましては、4年7月から5年6月までの実績からすると、延べ利用者4,100人、1日当たり12.7人の利用となっております。多くが病院を中心とした利用が多くなっておるところでございます。

また、利用した人の運行時間、運賃などは満足度が高いものの、原則町内を範囲とした運行エリアについては、満足度が低くなっているとのことでございました。

今後の事業継続のためには、運行事業者の運転手不足や配車時の負担軽減が課題となっております。

以上のような説明を受けたところでございます。

こういう中で、委員からは、利用したくても予約が取れないとか、町外エリアへの乗り継ぎ方法、電車と他の公共機関とのバランスなど、やはり課題があるということが意見として出ております。特に、契約した3つのタクシー事業者は事業所が大刀洗町以外となっていることから、配送料金の負担がかなりなっているという実情等ございますが、執行部としてもそのことを検討していくという説明がございました。

今後とも継続して大刀洗住民の足を確保していくこと、執行部、議会の共通目標として取り組んでいく必要があるとの結論になりました。

以上で、閉会中の総務文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、建設経済委員会、古賀世章委員長、登壇して報告を願います。古賀世章議員。

○建設経済委員長（古賀 世章） 改めまして、おはようございます。建設経済委員会委員長の古賀でございます。

私からは、閉会中の建設経済委員会の活動につきまして報告をいたします。

去る令和5年11月6日の全員協議会終了後に協議会室におきまして、改選後初めての委員会を開催いたしました。

出席者は、全委員と高橋議長及び事務局でございます。

審議事項は、本年度の下半期の活動及び令和6年度の計画について、これを議題としまして各委員からの意見や要望などを受けながら計画をつくり上げまして、共有化を図った次第でございます。

今年度の下半期の活動につきましては、11月の下旬に近隣地域の水資源管理状況現地視察研修、これを計画いたしまして、去る11月の21日の日に実施したところでございます。

次に、令和6年度の活動計画につきましては、上半期に町内河川や水路の災害対策、それから

ため池しゅんせつ事業など所管事務の調査や現地視察を予定しております。

また、新型コロナウイルスの影響で昨年度実施できなかった熊本地震の災害の復旧状況、これらにつきましても計画をしているところでございます。

それから下半期には、6次産業化や豪雨災害の復旧について、岡山のほうへ視察研修を計画し、併せて所管事務に関わる調査、これも行うことにしております。

先ほどにも少し触れましたが、先月の11月の21日の日に、当委員会は、江川そして小石原川ダムの視察研修に参りました。御承知かと思いますが、小石原川ダムは139メートルと九州随一の高さを誇るロックフィル型のダムで、中心部には粘土質コア材と外壁や礫材など全て現地から調達され、環境に配慮して造られていたということでございます。そして、江川、寺内、小石原川、この3つのダムの連携で下流領域の洪水調整や渇水時の水の確保など、重要な役割を果たしていることを改めて認識した次第でございます。

特に、本年の7月の豪雨では、河川の氾濫の防止に大きく寄与することができたということでございました。

建設経済委員会としましても、今後も、身近な施設などの視察研修を計画し、併せて所管事務に関わる調査を引き続き行うことにしております。

以上、簡単ではございますが、建設経済委員会の活動などの報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告を願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。

委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、大刀洗町議会だよりの編集及び発行について。

180号は3回の会議を開き、作業日も挟みながら編集・校正を行いました。11月10日に発行しております。行政職各位には、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき、感謝申し上げます。

次号181号の発行につきましては、去る12月4日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。2月9日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する要項について。

フェイスブックページは、閉会中16件の記事を更新しております。内容は、本会議や臨時会に関する事、委員会活動に関する事、議会モニターさんとの懇談に関する事、その他であります。

また、ただいま先進地の議会ホームページ運営について研究を進めているところであります。

3、その他議会の広報に関する活動。

1 点目、11月17日に福岡県町村議会議長会主催の広報研修会に委員5名、事務局1名で参加しました。講師の長岡光弘氏から、午前中は「広報紙制作の基本ポイント」と題して、住民に情報が伝わる紙面構成、編集、紙面表現について講演をいただきました。午後は、実際の紙面を添削していただき、当町議会だよりは、選挙特集の意図を明確にすることや、一般質問のレイアウトなどについてアドバイスを頂きました。

帰着後、各委員からの感想として、インデックスの検討や表紙の在り方、また他議会だよりを拝見しての感想などがあり、今後の改善に生かしたいと思えます。

2 点目、視察受入れは11月に3件を受け入れました。佐賀県吉野ヶ里町議会、みやき町議会、神奈川県葉山町議会、居ながらにして他議会の経験をお聞きできることは、私たちにとっても大変貴重な機会であり、お越しいただいた議会に厚く感謝申し上げます。

3 点目、12月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。

4 点目、今後の活動計画について。

11月8日に広報委員会を開き、今年度と来年度の活動計画について協議しました。今年度の下半期については、議会広報の充実のために議会だよりのみならず、ホームページの充実や動画など多様な広報手段の活用・連携に向け、2月の先進地視察を含め方向性を具体化したいと考えています。

来年度については、全国町村議長会の広報研修会を受講することや、引き続き広報手段の多様化を模索し、先進地調査などを通じ充実を図る予定です。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会運営委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

なお、安丸委員長は、議会活性化特別委員会の委員長でもありますので、議会活性化特別委員会についても続けて報告を願います。安丸委員長。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

閉会中の所管事務調査等の報告を行います。

改選後初めての委員会を10月30日月曜日、午後1時30分より協議会室において開催いたしました。

委員5名全員と高橋議長の出席を得て、令和5年度下半期の活動と令和6年度の活動計画について協議を行いました。

今年度下半期の活動として、定例会の会期の決定はもとより、議会モニターとの意見交換会の実施のほか、議会基本条例の評価などの活動内容を全委員で確認したところです。

また、前期より継続して取り組んでいる議会業務継続計画、いわゆる議会BCP策定について

は、今年度末までに素案づくりを目標に、先進的取組をしている議会の視察研究を年明けに計画をしているところです。

次に、令和6年度の活動計画については、令和5年度と同様に、年4回の定例会の会期の決定のほか、定例会後の議会モニターとの意見交換会の実施、議会BCP策定に向けた具体的な取組などを予定をしているところです。

簡単ですが、以上で議会運営委員会の委員長報告を終わります。

続いて、議会活性化特別委員会の委員長報告を行います。

議会活性化特別委員会は、住民に信頼される議会となるように、これまでの議会改革の流れを止めることなく、さらに活性化に取り組むため、10月3日の令和5年第1回臨時会において議会活性化特別委員会と名称も新たに、全議員の委員で構成する特別委員会を設置したところです。

去る11月27日月曜日、午前9時30分より委員12名全員出席の下、初めての委員会を開催し、令和5年度下半期の活動及び令和6年度の活動計画について協議を行ったところです。

今回の改選によって、1期目の議員が6名、2期目以上の議員が6名という議員構成となったことから、当議会においてこれまで取り組んできた議会改革などを振り返るための委員会の開催をすることとしております。

次に、令和6年度活動計画については、前期より取り組んでおります政務活動費の創設に向けた具体的取組を進めていくこと、また、議会活性化委員会で取り組むべき事項の明確化について議論を進めていくことにしております。

以上で、議会活性化特別委員会の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第2回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には師走に入り公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、早いもので本年も残すところ一月足らずとなり、私自身の任期も2か月弱を残すところとなりました。今議会が在任中の最後の定例会となりますので、これまでの町政運営と今後の所信について、少しでも述べさせていただきたいと思っております。

令和2年1月の町長就任以来、この間、安丸町政の継承と発展を掲げ、対話を大切にした町政を目指して、マニフェストで約束した財政の健全化と子育て支援と教育環境の充実、町民の皆様健康づくり、地域づくりの3本柱をはじめ、重要施策を着実に推進していくとともに、新たに

防災力の強化や交通弱者対策などにも重点的に取り組んできたところでございます。

この結果、日本全体が人口減少と少子高齢化が進展する中、大刀洗町では直近の11月末現在の人口は1万6,069人と、町長就任時の令和2年1月末に比して402名の増、15歳未満の子供の数も2,418人と112名増加し、小中学生の学力も向上するなど一定の成果があったものと考えてございます。

この間を振り返りますと、コロナ禍への対応と災害対策、そしてロシアのウクライナ侵攻と激しい円安に伴う物価高騰対策などに追われる中、町長として職責を全うすることができましたのは、職員の努力に加え、議員の皆様をはじめ町民の皆様や関係機関の皆様の御理解と御協力の賜物であり、心から厚く御礼を申し上げます。残された在任期間も、最後まで全力で取り組んでいくとともに、大刀洗町をもっともっと元気な町とするため、再度、町政に挑戦する所存でございます。町議会におかれましては、大刀洗町の発展に向け、今後とも互いに知恵を出し合い、切磋琢磨しながら町政運営に御理解と御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、令和4年度一般会計決算につきましては、歳入が98億1,959万円余、歳出が91億3,583万円余となり、実質収支額は6億4,085万円余の黒字、実質単年度収支は848万円余の黒字となっております。

歳入では、町税が町民税や固定資産税の増加に伴い4.1%、ふるさと応援寄附金が16.6%の増となった一方、国庫支出金が12.3%減少しましたが、歳入全体では6.2%の増となっております。

歳出では、普通建設事業費が防災行政無線整備事業、ため池の緊急しゅんせつ事業、新設保育園の補助など109.7%と大幅に増加をいたしております。扶助費については、障害者自立支援費が増加した一方、子育て世帯臨時特別給付金が令和3年度で終了したことに伴い、9.8%の減。歳出全体では7.4%の増となっております。

特別会計につきましても、4会計とも実質収支は黒字となっておりますが、詳細につきましては、決算特別委員会において報告をさせていただきます。

また、今年度の住民協議会では、近年の地球温暖化に伴う災害の激甚化を踏まえ、流域治水を取り上げ、「私たちが考える治水デザイン」をテーマに御審議いただいております。これまでに無作為抽出で選ばれ議員に就任いただきました方は316名と、人口の1.9%を超えています。こうして町のこと、地域のことを自分ごととして考え行動くださる住民の皆様が増えていけば、大刀洗の未来はよりよいものになっていくと確信をしております。

さて、今議会には、固定資産評価審査委員会委員の選任1件、専決処分の承認1件、大刀洗町道路占用料徴収条例をはじめ条例の制定10件、久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議1件のほか、ふるさと応援寄附金の増加や物価高騰に伴う価

格高騰重点支援金の支給などに必要な経費を計上した一般会計補正予算など、一般会計及び特別会計の補正予算4件、令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定5件を提案いたしています。

いずれも重要な案件を提案しておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 同意第5号 大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（高橋 直也） 日程第4、同意第5号大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） おはようございます。総務課の松元でございます。

提案理由及び内容について御説明いたします。

同意第5号大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、下記の者を大刀洗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、福岡県三井郡大刀洗町大字本郷、氏名、江下隆弘。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、現固定資産評価審査委員会の委員の任期が満了となるため、後任の委員を選任する必要がありますので、この同意案を提出しております。

1枚おめくりください。履歴書をつけておりますので、御一読ください。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために教育委員会、農業委員会等と同様に設置される執行機関の一つでございます。

地方税法の第423条の第2項に、委員の定数は3人以上となっております。当該の市町村の条例で委員の人数は定めることとなっておりますので、大刀洗町税条例の第78条に、審査委員会の委員の定数は4人となっております。同じく地方税法第423条第3項の大刀洗町の住民、大刀洗の町税の納税義務者である者、または固定資産評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任することとなっております、同じ第6項のうちに任期は3年という形となっております。今回提案しております江下委員につきましては、令和5年12月20日からの第2回目の2期目となりますので、本日の御承認をよろしくお願いたします。

以上で、説明を終わります。御審議いただきまして、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、同意第5号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第5. 承認第7号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（高橋 直也） 日程第5、承認第7号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 提案理由及び内容を御説明いたします。

承認第7号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、福岡地方裁判所久留米支部令和5年（ワ）第298号国家賠償請求事件について訴訟代理委任に係る支出をするための予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしました。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。

もう1枚おめくりください。専決第8号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度大刀洗町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億3,207万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年11月22日専決。大刀洗町長、中山哲志。

予算の内容の説明につきましては、歳出、歳入、第2表の債務負担行為の順に説明させていただきます。

3枚おめくりいただきまして、予算に関する説明書の4ページをお開きください。最後から1枚目の裏となっております。

3、歳出。5款1項4目農業振興費。補正額といたしまして182万5,000円、12節の委託料といたしまして、訴訟代理人弁護士着手金と訴訟事務委託料として補正を行っております。

1枚戻っていただきまして、3ページが歳入となります。

19款1項1目繰越金、1節繰越金。前年度繰越金を182万5,000円、歳入としております。

前に戻っていただきまして、予算書の中の3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございます。事項、期間、限度額の順で説明させていただきます。

福岡地方裁判所久留米支部令和5年（ワ）第298号国家賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結すること。期間、令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日に属する年度まで。限度額、訴訟代理委任に伴う実費及び330万円に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内となっております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 11番、野瀬でございます。ちょっと教えていただきたいんですが、全員協議会において、この経緯等の説明がございました。この被告人として大刀洗町長の中山哲志さんと個人の中山哲志さん、2名分になっているというか、そういう説明を受けたと思うんですが、これは国家賠償法で請求があっていると思います。国家賠償法は、いわゆる公権力の行使によって損害を受けた人が国とか地方団体を相手として訴訟を起こすという、何かそういうものだったような気がするんですが、それであれば大刀洗町が賠償する責任がないのかとか、そういう争いかなと思っていたら、片一方では町長個人の名前がこう書いてあるのがちょっとよく分からないので、そこら辺何か分かれば説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

私自身も、なぜそういう訴訟が提起されているのかというのが理解に苦しんでいるところでございまして、通常は行政機関の長に対してそういう訴訟が提起されるものだと思いますけれど、それに合わせて個人に対しても提起されているということなので、そういうところも訴訟の中できちんと明らかにしていきたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） そうであれば、ここで補正額が181万5,000円ですかね、委託料が計上されているというのは弁護士費用だろうと思うんですね。個人であれば、賠償責任保険みたいなのがあって、そこから支払ったりするのではないかなというふうに思いますので、ここで計上されているのは、いわゆる大刀洗町長中山哲志さんと、個人の中山哲志さんが2人がその被告になっているということで、なぜそうなるのかちょっと私もよく分らないのですが、ここに入っている、いわゆるお金ですね。まずは町が対応していくということであればこれで結構なんですけど、個人の弁護士料というか、それはどういうふうに、別になっているのかですね。普通だったら大刀洗町が訴えられて国家賠償法で、例えば個人に責任があれば個人の方にまた求償することができるというのが第2項に書かれていますので、はっきり分かれていて分かりやすいんですけど、何かそういう弁護士料が大刀洗町の弁護士料と個人の中山哲志さんの弁護士料と、何かそこら辺がごっちゃになっていたらちょっとおかしいなと思いますので、そこはきちんとすみ分けか何かされているのかなということをごっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

そのところが私もちょっとこう不思議な感じはするんですけども、基本的に行政機関の長としてのと私個人に対する事案が同一事案でございまして、別個の内容を弁護してもらうものではないということがございます。ただ、いずれにしても町の行政機関の長としてと個人とになっていますので、そこについては取りあえずは町のほうでこの分から、今回お願いしているところから着手金等を支払っていただいて、そこは切り分けができるようであればというか、そこについては私個人の損害賠償保険に加入しておりますので、その保険料からお支払いするような形になるのではないかなと思っておりますけど、ちょっと正確なところは担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 野瀬議員の質問についてお答えいたします。

今回の裁判については、顧問弁護士のほうに相談をいたしましたところ、町、町長、それぞれの争点はほぼ同じであるため、両方の委任を受けることができるということで、金額は町からだけ受けても両方から受けても変わらないということをごっと言われております。

町長個人が加入する賠償責任保険のほうにも事件の件は報告しておりまして、割合がまだはっきりしないから判決などで町長と町の割合が出たらその割合で算出して保険のほうを支払われるということで、取りあえず町のほうで予算を立て替えているという形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 予算を立て替えているということではなくて、まずは町が受けますよ。その結果によって、そういう訴えができるかどうかはちょっと別にして、個人になれば当然、公務員賠償責任の保険のほうで対応していくということになると思うんですね。だから例えば個人であれば、これは国家賠償法ですけど、それだったら損害賠償法といったら民法の709条だったかな、ちょっとよう忘れちゃったけど、そういうところで損害賠償が訴えられるのかなと思ってたんですけど、ちょっと私もここがよく分からずにどうなんだろうというのがありますので、あと今後推移を、そういう機会があればちょっとよく教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） ほかはございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） この補正予算案を提出するに当たっては、この国家賠償請求がどういった職務の行為に対して訴訟が提起されたのか、あるいは行政処分なのかという概要を本会議においても御説明いただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。そうしないとちょっと判断のしようがないと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

係争中の案件でございますので、詳細の説明については、この場ではネット中継等もされておりますので、お控えさせていただきたいと思いますが、基本的には農振除外の申請がございまして、農振除外をしなかったことに対して、申請をされた方から、しなかったことに伴って損害が発生したということで訴訟が提起されているものと理解してございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ということは、農振除外をしなかったことは行政処分には当たらないので取消しなり、差止めとか、そういう仮処分等にも該当しなく、国賠に該当するものだと向こうさんが判断したというふうに認識してよろしいんですかね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 相手方がどういうふうに認識されたかというのは、ちょっと当方では分かりかねますので、ちょっとお答えはお控えさせていただきたいと思います。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほか、何か質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑は終わります。

日程第6. 議案第41号 大刀洗町道路占用料徴収条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第41号大刀洗町道路占用料徴収条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課の棚町でございます。

議案第41号大刀洗町道路占用料徴収条例の制定につきまして、提案理由と内容を説明いたします。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしましては、道路法第39条の規定により、道路管理者は道路占用に係る占用料を徴収することができ、令和6年度より徴収を行うため、条例を整備する必要がある。

これが、条例案を提出する理由でございます。

1ページをお開きください。条文に沿って説明いたします。

第1条は、道路法第39条に基づき、道路の占用許可を受けた者から徴収する道路占用料の額、徴収方法について必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、道路の占用の実態に即した占用料を算出するため、占用物件の種類により占用料の単価を別表に定めており、一月未満の占用料の額につきましては、課すべき消費税の額の合計額が100円に満たない場合を100円と規定したものです。

第3条は、占用料の免除に関するものです。これは、地方公共団体の占用収益を目的にしない占用等は免除することができると定めております。

第4条は、占用料の徴収方法について定めており、道路占用者は、毎年度6月1日から同月30日までに納入すること。基本的に既納の占用料の返還はしないことと定めております。

第5条は、この条例に関する必要な事項は、大刀洗町道路管理規則で定めると規定しております。

第6条は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた場合の過料に関する規定を定めております。

最後に、附則、第1項において施行期日を令和6年4月1日とし、別表において占用料を記載させていただいております。

以上、条例についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 6番の安丸です。ただいま徴収条例の説明がございました。道路上空等については、通信線であったり、電力関係の設備ということで理解できますが、埋設物の関係、対象物件的には3ページの法32条第1項、2項の分で対象物件となるというふうに理解しますが、高速道路沿いに埋設されているガス管、これについては対象になろうかと思いますが、一部事務組合等でしております上下水道関係、これについては前ページの占用料の免除規定の括弧の第2号の地方財政法に規定する公営企業に係るものとして免除対象となっているのか、そこらあたりを具体的な部分ですけども、確認をしたいと思えます。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

一部事務組合で埋設している道路埋設物に対する占用の免除についてでございますけども、一部事務組合ということでございますので、免除の対象ということで一応考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。ほか、質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第7. 議案第42号 大刀洗町法定外公共物条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第7、議案第42号大刀洗町法定外公共物条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 議案第42号大刀洗町法定外公共物条例の制定につきまして、提案理由と内容を説明いたします。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、道路法の適用されない道路等の法定外公共物に関して、令和6年度より占用料の徴収を行うため、条例を整備する必要がある。

これが、条例案を提出する理由でございます。

1ページをお開きください。

第1条は、本条例を制定する目的を明示しております。

第2条は、法定外公共物に関する定義について説明をしております。

第3条は、法定外公共物に対して禁止する行為について定めております。

第4条は、法定外公共物の敷地を占有して許可を得て行うことのできる行為を定めております。

第5条は、前条の許可の期間は5年以内を原則としておりますけれども、長期的な施設については、許可の期間を10年以内とすることができること及び許可の更新について定めております。

第6条は、必要に応じて条件をつけた許可となる旨定めております。

第7条は、許可工作物その他の物件を良好な状態に維持管理することについて定めております。

第8条は、法定外公共物に施設または工作物を新設し、または改築し、その敷地を占有する場合は、継続的に使用することへの条件として、占用料の義務を記しているものでございます。占用料の額は別表のとおりで、道路占用料徴収条例と同額でございまして、占用料の種類により占用料の単価を定めたものでございます。

第9条は、法定外公共物の占用料の免除に関して定めているものでございます。

第10条は、占用料の徴収方法として、毎年度6月1日から同月30日までの期間を設け、占用料は原則的に還付はしないことを規定しております。

第11条は、着手、完了の届出を行うことの規定でございます。

第12条は、地位の承継について定めたもので、許可を受けた者の地位の承継をした者は、町長に届け出るよう定めております。

第13条は、占有者の権利譲渡の禁止を定めております。

第14条は、許可の失効について定めたものです。

第15条は、許可終了後の原状回復について定めております。許可が終了し、占有物件を撤去した後は、占有物件があった部分を原状回復する義務が生じることを定めております。

第16条は、この条例の規定や許可条件に違反した場合の措置について定めております。

第17条は、許可を受けた占有物件への職員の立入調査に関する規定でございます。

第18条は、損失を受けた者に対する補償に対する規定でございます。

第19条は、必要な事項は規則で定めるということでございます。

第20条は、各号に対する違反等に5万円以下の過料の規定でございます。

最後に、附則第1項において、施行期日を令和6年4月1日とし、別表において占用料を記載させていただいております。

以上、条例についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は、質疑なしと認めます。これで1日目の質疑を終わります。

日程第8、議案第43号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第43号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 提案理由及び内容を説明いたします。

議案第43号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、人事院勧告に基づき国家公務員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、職員の給与について国との均衡を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由でございます。

今回の改正内容につきましては、民間との格差を埋めるために初任給の引上げ等、俸給表、給料表を引き上げる改定と賞与、ボーナスを引上げが0.1月分、民間支給状況等を踏まえまして期末及び勤勉手当に0.05月ずつ均等に配分をするものとなっております。

補給表、給料表に関しましては、令和5年4月からの改定で訴求適用という形になっております。

賞与につきましては、既に5年度の6月期については支給済みでございますので、12月期に0.1月分を足した期末手当、勤勉手当に0.05月ずつ均等に配分された形で支給いたしまして、令和6年度以降につきましては、6月期、12月期に同じ月数で支給するような形となっております。

新旧対照表にて内容を説明させていただきたいと思っておりますので、6ページをご覧ください。大刀洗町職員の給与に関する条例、新旧対照表でございます。

右側が旧、左側が新となっております。

期末手当第9条の第2項につきましては、今までは期末手当の基礎額が100分の120となっておりましたところを、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125という形で改正しております。

また、第3項におきましても、「100分の67.5」とすると旧ではなっておりますが、新では「100分の67.5」以降に、と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。を加えております。

7ページをご覧ください。勤勉手当第20条第2項第1号の分でございます。こちらのほうは加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額の部分を、加算した額に、6月に支給する

場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た総額という形に改正しております。

また、第2号でも100分の47.5を、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額に改正しております。

別紙第1表第6条関係については、行政職の給料表という形になっております。横軸が1級、2級、3級という級で縦軸が号数となっております。初任給の高卒と大卒のところだけ御説明させていただきたいと思っております。次のページ、8ページ、右側の旧のほうをご覧ください。1級の第9号のところがございます。改正前、今のところは15万8,900円となっておりますところを、新では、1級の9号が17万900円と変わっております。高卒で1万2,000円の賃上げという形となっております。

また、大卒につきましては1級の25号、18万5,200円のところが、新で1級の25号が19万6,200円という形で、大卒が1万1,000円という形の値上がりという形になっております。

後で出てきます附表ですが、こちらのほうが第1条関係という形で給料表までがなっております。

次が14ページ、15ページの説明を行います。

これは令和6年4月1日からの施行を行う分という形になります。旧のほうは、先ほど改正した分という形になりますので、期末手当第9条第2項、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125というところを、令和6年4月1日からの関しましては、100分の122.5という形で期末手当が変わります。

また、同じく19条第3項、定年前再任用短時間勤務の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。というところが、新たに第3項で、定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。に変更となっております。こちらに該当する職員は、現在、在籍はありません。

15ページとなります。また、勤勉手当の第20条第2項の第1号でございます。の旧で6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105と改正いたしましたのを、新たに100分の102.5という形で改正しております。

次に、第2号におきましても、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50というのを、100分の48.75という形で改正をいたしております。

附則という形で前の5ページにお戻りください。附則でございます。

施行期日。第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の大刀洗町職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

給与の内払。第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

委任。第3条、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。これで1日目の質疑を終わります。

日程第9 議案第44号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第44号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 提案理由及び内容を説明します。

議案第44号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関して、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由でございます。

こちらのほうも新旧対照表を使って説明をさせていただきたいと思っております。

今回、新たに会計年度職員につきましても勤勉手当を支給することとなっております。

まず、3ページの大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

パートタイム会計年度任用職員の期末手当でございます。

こちらのほうは、100分の72.5という形での支給でしたが、本年につきましては100分の77.5という形で改正いたしております。

次が、4ページをご覧ください。4ページからは令和6年4月1日からの該当分という形になってまいります。

会計年度任用職員につきましても、期末手当に勤勉手当が加算されることとなりましたので、会計年度任用職員の給与第3条のところに「及び期末手当」までであったところを、「期末手当及び勤勉手当」という形で勤勉手当を追加いたしております。

また、その下のフルタイム会計年度任用職員の期末手当につきまして、第18条にあります分も、今までの「100分の120」を「100分の122.5」、「100分の77.5」を「100分の80」という形で変更いたしております。

新たに新設といたしまして、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当につきまして定めております。第18条の2、給与条例第20条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第20条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の37.5」と読み替えるものとする。

第2項、前条の第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。という形としております。を加えております。

次に、5ページをご覧ください。パートタイム会計年度任用職員の期末手当でございます。

こちらのほうも同じように、1週間当たりの勤務時間上において同じでしたが、そちらのほうに新たに「及び次条の第1項において同じ。」という形で改正いたしております。

また同じように、「100分の120」を「100分の122.5」、「100分の77.5」を「100分の80」といった形で改正。

下のほうに参りまして、新設といたしまして、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当、第27条の2、給与条例第20条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中「それぞれ基準日の現在において職員が受けるべき給与及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは、「それぞれ基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員として在職期間における報酬」、次のページに行ってくださいまして「の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。この場合において、同条例第20条第2項中の「100分の102.5」とあるのは「100分の37.5」と読み替えるものとする。

第2項、前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に準用する。という形で加えております。

令和6年度以降につきましては、会計年度任用職員につきましては、期末手当が0.8か月、

勤勉手当が0.375か月が支給されるような形で、その月数が6月・12月を合わせまして2.35月数分が支給されることとなっております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

すいません。附表の説明を忘れておりましたので、附表のほうをご覧ください。2ページでございます。

施行期日。第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

委任。第2条、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第45号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第10、議案第45号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 提案理由及び内容を説明いたします。

議案第45号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となったため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出した理由でございます。

新旧対照表をご覧ください。

先ほどと同じように、会計年度職員につきまして、賞与の中で期末手当及び勤勉手当が新たに支給されるようになりましたので、そちらのほうの改正という形になります。

育児休業をしている職員の期末手当等の支給、第5条3第2項でございます。こちらのほうに、

今まででしたら、地方公務員法第22条の2第1項の規定する、会計年度任用職員を除くという形になっておりましたが、新ではこちらの文を削っております。

また、第6条で新たに、会計年度任用職員としていたものを、ここで地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）という形で改めております。

1ページお戻りください。附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。これで1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。議場の時計で11時10分まで休憩を挟みたいと思います。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議会を再開いたします。

日程第11. 議案第46号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第46号大刀洗町憩いの園大堰交流センターの施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） おはようございます。地域振興課、村田です。よろしくお願いたします。

それでは説明させていただきます。

議案第46号大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由、近年の物価高騰による利用料及び冷暖房設備使用料の柔軟な対応を行うため該条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由であるとしております。

具体的な提案理由におきましては、令和5年、本年度から令和7年度に実施される町内各4校

区のセンターの施設の大規模改修に伴う改正となります。

施設改修については、町の施設における長期計画の中で計画的に実施されているもので、今までですと床やトイレなどの小規模な改修を実施しておりましたが、今回は3年間の間に各センター大規模改修に取りかからせていただきます。そのときに、各施設の名称の見直しや研修室の見直し、規模や和室が洋室になるなどが若干生じるために、各センターの条例を一部改正するものでございます。

4校区センターについては、現在、管理運営委員会によって施設の管理がされておりまして、町は集落支援員を配置し、センターでの地域活動をサポートするというようになっております。

そのような中で、大きく改正するところは、研修室の名称が変更する可能性があることを先ほど来申し上げておりますが、改修により和室から洋室へや研修室の統廃合、研修室の名称の変更などにより、研修室の床面積等が変更になる可能性もあります。施設使用料など若干の変更がある可能性もあることから、地域の皆様と協議しながら、より運用しやすいように改正をするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

旧の本則、6条、大堰センターの利用料は、別表に定めるとおりとするものを、新、第6条、交流センターの使用料は、100円以上1,000円未満の範囲内で規則で定める額とすると変更するものです。

別表をご覧ください。別表に挙がっている室名等が今後変更になったり、それによって施設利用料については、床面積等が上下する可能性があるということになっております。

表記につきましては、地方自治法では上限、下限を議会のほうで承認いただき、その範囲内で地域と協議をしながら、実態に合った円滑を行うというものでなっております。

ほかの公共施設と異なる性質を持った地域主体の運営を行っていることから、他の4校区センターにおきまして活動しやすいよう考慮したものとなっております。物価高騰のほうも現実問題として協議もありますけれども、大きくは利用者のニーズに合った使い方が協議できるようになればというふうに考えております。

1ページお戻りください。附則でございまして。この要綱は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 御質問させていただきます。

この提案理由を拝見いたしますと、物価高騰による対応ということが書いてありますので、これだけ見ると値上げ基調なのかなというふうにお見受けいたしますが、当面のところは規則で定

めるということで、今後の利用料についてはこの議案には書いておりませんため、今後どのような利用料を当面設定したいと考えるのか、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えいたします。

平山議員がおっしゃるとおりでございます。現在のこの条例改正によって利用料をすぐ変更するというものではございません。先ほど来申し上げておりますように、若干の床面積の変更、要するに二部屋が一部屋になったりとか、今まで例えばちょっと空きスペースだったところを取り込んで会議室を大きくして床面積が変わるだとか、そういったことが今後生じてくるのかなとは思いますが、現在のところ利用料を変更するという事は計画にはございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） となると、提案理由と今の御説明が全然かみ合っていないと思うんですけど、高騰による柔軟な対応って書いてあるんですけど、その辺は物価高騰の中でも当面変更は行わないということによろしいのでしょうか。

それからもう一つは、例えば総運営費が幾らかかかっていて、現在の利用料収入が幾らで、例えば幾ら収入を上げたいと、何割は利用料においてやりたいとか、そういう見積り等が今後発生しているのかとかそういう根拠、改定に当たっての根拠なり、全体像というものはお示しいただけるのか。それとも、何か面積等にかかって、特に何割を使用料として頂きたいわけではないけど何かを変えていくという考えなのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） まず、料金につきましては、先ほど来申し上げておりますように、基本的に金額をこの条例改正においてすぐ変えるという計画ではございません。とはいうものの、今後そういった料金の改定をする必要が生じた場合は、地域の管理運営委員会のほうとよく協議をした上で地域の方々の承認を得て、条例の範囲内で規則を改正していくものだというふうに考えております。

それと、全体の施設にかかっている経費の割合をどのくらいで高熱費とかで賄うのかという計算式等は、現在のところはございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 非常に目的や今後の運用等がかなり不透明なお答えのようにお見受けいたしますので、もう一つやっぱり申し上げたいのは、先ほど名称や面積等が今後変更される可能性があるというのは、1年に何回も変わるもんじゃないですか。ですから、これをわざわざ

ざ名称や面積等が変わる可能性というのは、まずこれはひとつ提案の理由にならないと思います。変えればその都度お諮りいただければいいと思います。

一つの問題は、今回この利用料を議会の議決が必要な条例の別表から外してわざわざ議会の議決の必要のない規則で定めると、この意図は一体何なんですか。他の町有施設においてはきちんと議決いただけるように、別表で条例の中で定められていると思います。ここについて、住民負担に係る問題でありますので、いま一度お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） お答えいたします。

条例のほうでは、上限と下限を設置すればいいということになっておりますので、今回は上限と下限を設定させていただき、条例改正をさせていただいているものであります。それで各その施設において、今後、料金設定等についても、1時間で今のところは表記をしておりますが、例えば利用者様のほうから30分ごとのほうがいいでしたりとか、今後も物価高騰で例えば10円単位の端数で細かな料金改定が出るなどということもございますので、ほかのドリームセンターや中央公民館とは違って、これは地域の方が中心となって運営もしておりますし、利用もしておりますので、そういったところで柔軟に対応ができるようにというところで上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すいません。他の施設とは違うといっても、利用者は住民でございますので、こういったものが議会の議決を経ずに100円から1,000円という非常に大きな範囲の中で決まってしまうということ、いかに運営の方のお話合いによったとしても決まっているということは、極めて私は議会軽視であると思います。そういう地域で運営していただく方によく議論をさせていただいて、それは町がおっしゃるとおりということであれば、そのまま別表に記載していただいた条例をこういう理由で改正したいということで議会にかけていただければ、おっしゃるとおりであればまた変えていきたいと思いますということになると思うので、町有施設でいいますと、例えば中央公民館、ドリームセンター、ぬくもりの館、運動公園、町立公園、下高橋官衙遺跡公園、勤労者体育センター、全部これは議決事項ですよ。当然のことだと思います。だから運営の仕方が住民の方にかかっているからといって、これを議決事項から外すと。非常に大きな範囲で規則の中で議会を経ずに決定されるということは、重大なやっばり民主主義の後退であるし、住民負担に係る重要な問題であると思います。先ほど申し上げましたように、例えば運営費が幾らかかってどれぐらい頂きたいのかということについては、全く不透明な状況で、これを行政の方に丸投げするというのは私はちょっと認めがたいと思うんですが、再

度その辺の御見解はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えいたします。

この100円以上1,000円未満といいます本則の新しいほうでございしますが、これは議会のほうでこの100円以上1,000円未満の範囲内という条例を制定するものでございまして、使用料を1,000円までこちらが何も言わずに変えるという、行政の主導でどんどん変えていくという趣旨のものではございませんので、そこは御理解いただきたいかなというふうに思っています。先ほど来申し上げておりますが、町としましても、地域の方々としっかり協議をしながら柔軟に対応していきたいということの表記にしておりますので、そこは御理解いただきたいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほか、質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第12. 議案第47号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第12、議案第47号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） よろしくお願いたします。説明させていただきます。

議案第47号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしましては、近年の物価高騰による利用料及び冷暖房設備使用料の柔軟な対応を行うため、該当条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提案する理由である。

新旧対照表をご覧ください。

旧、第6条、ふれあいセンターの使用料は、別紙に定めるとおりとするとありますのを、ふれあいセンターの使用料は、100円以上1,000円未満の範囲内で規則で定める額とすると改正するものです。

こちら内容としては、先述のとおりとなっております。

1 ページお戻りください。附則でございます。大変申し訳ございません。差し替えをさせていただきますが、この条例は、公布の日から施行するということになります。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。6 番、安丸眞一郎議員。

○議員（6 番 安丸眞一郎） 6 番の安丸ですが、先ほどの議案の条例提案の中で言おうかなと思いましたが、附則の扱い、先ほどは説明の中で差し替えさせていただきますということですが、扱いはきちんとしていただきたいというのが1点あります。というのが「この要綱は」というのになっていますから、これは基本的に「条例は」という文言になるはずですが、議運で議論した段階では私たちも気づきませんでしたけども、これは議事録としてきちんと条例制定ですから残っていきますので、正式な処理をお願いしたいというふうに申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁よろしいでしょうか。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） この後の48号、49号も同等となっております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 直也） ほかはありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

**日程第13、議案第48号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（高橋 直也） 日程第13、議案第48号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、引き続き説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第48号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、近年の物価高騰による利用料及び冷暖房設備使用料の柔軟な対応を行うため該当条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由である。

新旧対照表をご覧ください。

旧、第6条、コミュニティーセンターの使用料は、別表に定めるとおりとするもの、新、コミュニティーセンターの使用料は、100円以上1,000円未満の範囲内で規則と定める額とするものと改正するものでございます。

内容につきましては、前2施設と同じこととなっております。

1ページお戻りください。附則でございます。先ほど来申し上げております。大変申し訳ございません。この条例は、公布の日から施行するとなっております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。これで1日目の質疑を終わります。

日程第14、議案第49号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第14、議案第49号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、引き続き説明をいたします。よろしくお願いいたします。

議案第49号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、施設の名称及び設置目的の変更、並びに近年の物価高騰による施設利用料及び冷暖房設備使用料の柔軟な対応を行うため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由である。

こちらにおきましては、長年就業改善センターとしてきました名称が、時代の流れとともに実情に合わないため、地域より名称変更の申出がありました。そのことにより地域になじむ名称に変更するものでございます。

また、来年度着手する大規模改修により、部屋の名称なども変更する必要があるためでございます。

新旧対照表をお開きください。

旧のほうからご覧ください。1行目、大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例

とあるものを、新のほうで大刀洗町菊池校区センターと表記するものです。名称の変更に伴うものでございます。

続きまして、1条、旧をご覧ください。1条の旧も就業改善センターとありますものを、菊池校区センターとするものです。

第2条でございます。第2条は、就業改善センターは、農業社会における農業就業構造改善及び農業構造改善の推進又は生活環境整備、農民の福祉文化の向上を図るため総合拠点施設として設置するとあるものを、実情に沿って、菊池校区センターは、コミュニティの活性化及び住民参画と協働のまちづくりを推進するために設置するとするものでございます。

第3条以降は、就業改善センターとありますものを菊池校区センターと変更するものでございます。

第7条でございます。第7条は、センターの使用料は、別表に定めるとおりするとあるものを、100円以上1,000円未満の範囲内で規則で定める額とすると変更するもので、2項は、就業改善センターとありますものを菊池校区センターと変更するものでございます。

この施設におきましては、名称も室名、部屋の名前も実情と全く合わないことから、地域との協議をしながら、部屋の名前または校区センターの名前を変えていくというところの提案となっております。

1ページお戻りください。附則でございます。先ほど来申し上げておりますとおり、この条例は、公布の日から施行するというところでよろしく願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

説明は以上となります。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 1点だけ確認ですけれども、ここの現条例の2条に書いてありますように、やはり農業者の健康づくりというか、そういった目的で農水省の補助事業として現在の就業改善センター及び南部のコミュニティーセンターは設立されたというふうに理解しておりますけれども、補助事業との関係でいわゆる名前の変更とかの制約というか、そういった問題はクリアしているから提案されているんだろうというふうに思いますけれども、そこらあたりは、念のための確認ですけれども、問題ないのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

2点ございまして、ポイントは2点でございます。

まず、耐用年数が就業改善センターのほう70年ということになっておりまして、70年の半分を超すと用途変更をしてもいいという見解を頂いておりますのと、もう一つは、就業改善セン

ターから菊池校区センターというふうに名称変更した場合、例えば行政施設が民間に移行するか、そういう大きな使用用途の変更ではないというのと、今まで、43年目になるんですけども、43年間使っていた用途とこれから先使う用途がほぼ変わらないということで名称の変更だけになりますので、特に問題はないという見解を県から頂いております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかはありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第15、議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第15、議案第50号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。議案第50号について、提案理由及び内容について御説明いたします。

大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。国民健康保険税の出産被保険者に係る所得割額及び均等割額の減額について、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由でございます。

内容につきましては、3ページの新旧対照表で御説明をいたします。

第23条は、国民健康保険税の減額について規定するものでして、こちらに第3項を新たに加え、出産される国保被保険者の産前産後期間の保険税を減額し、子育て世代の負担軽減を図るものでございます。ここでは、出産被保険者の所得割額及び均等割額を、下記各号により減額することを規定しております。

まず、第1号では、出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額を12月で割り、単胎妊娠の場合は4月分、多胎の場合は6月分を乗じた額を減額するものでございます。

第2号では、基礎課税額の均等割額を、先ほどの1号と同様に12月で割り、4月分または6月分を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。第3号では、後期高齢者支援金課税額の所得割額、第4号では、同じく後期高齢者支援金課税額の均等割額、第5号は、介護納付金課税額の所得割額、第6号は、その均等割額を同様に減額する規定でございます。

次に、新たに24条の3を加えまして、出産被保険者に係る届出についての規定をするものでございます。

第1項では、届出について、第2項は、届出書の添付書類について、第3項は、届出期間、第4項は、届出の省略について規定するものでございます。

2ページにお戻りください。附則でございます。

施行期日。この条例は、令和6年1月1日から施行する。

適用区分。この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。これで1日目の質疑を終わります。

日程第16. 議案第51号 久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について

○議長（高橋 直也） 日程第16、議案第51号久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 住民課の案納でございます。よろしくお願いいたします。

議案第51号について、議案提案理由及び内容について御説明いたします。

議案第51号久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。令和5年3月31日をもって久留米市が甘木・朝倉・三井環境施設組合から脱退したことに伴う財産処分について、別紙のとおり、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをご覧ください。こちら、協議書でございます。久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分について、関係地方公共団体であります朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町、久留米市との協議により定める必要がありますので、この協議書において定めるものでございます。

久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議書。

久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により、次のとおり定める。

1、基金。甘木・朝倉・三井環境施設組合改修基金の久留米市持分相当額を処分し、久留米市に帰属させるものとする。

2、その他の財産。基金を除く甘木・朝倉・三井環境施設組合の財産は、全て同組合に帰属させるものとする。

朝倉市長、東峰村長、筑前町長、大刀洗町長、久留米市長。

それぞれの市町村の議会で御承認いただきました後に、2月の甘木・朝倉・三井環境施設組合の議会で上程される予定となっております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。これで1日目の質疑を終わります。

日程第17. 議案第52号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（高橋 直也） 日程第17、議案第52号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 提案理由及び内容を説明いたします。

議案第52号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度大刀洗町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,130万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億9,337万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることが

できる期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

歳出、歳入、第2表の債務負担行為、第3表の地方債補正の順で説明させていただきます。

4枚ほどおめくりいただきまして、予算に関する説明書の7ページをご覧ください。

歳出でございます。人件費のほうの補正を行っておりますが、こちらについては、給与の条例を一部改正したことに伴っての補正ですので、説明を省略させていただきます。

次のページ、8ページをご覧ください。主なもののみ御説明をさせていただきます。

2款1項5目財産管理費でございます。12節の積立金、ふるさと応援寄附金の積立金といたしまして2億5,000万。次に18目のふるさと応援寄附金事業費の11節役務費と12節委託料という形で、ふるさと納税に係ります委託料費を上げております。決済手数料として5,000万、ふるさと応援寄附事務委託料として2億4,500万を上げております。

次のページをご覧ください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の12節委託料でございます。135万3,000円、こちらのほうは戸籍法の改正に伴いましてシステム改修が必要となりましたので、委託料のほうを組んでおります。こちら、戸籍に振り仮名がつくという形での改修となっております。

次のページ、10ページをご覧ください。3款1項2目障害児者自立支援費でございます。主なものといたしまして19節の扶助費でございます。7,501万円を計上いたしております。主なものといたしまして、障害者（児）の介護、訓練等の給付費と障害児の通所支援費という形になっております。

その次の22節の償還金・利子及び割引料につきまして、この後の款項目にもこの節が出てまいります。こちらのほうは、国だったり県だったりの負担金のほうの過年度分、令和4年度だったり、令和3年度分の返還金が生じた分をこちらのほう計上しておりますので、省略させていただきます。

次に、11ページをご覧ください。3款1項6目重度障がい者医療費でございます。19節扶助費といたしまして、重度障がい者医療費給付費といたしまして638万7,000円を計上いたしております。

また、その2つ下の11目の国民健康保険費といたしまして、27節繰出金1,145万9,000円でございます。こちらのほうは国民健康保険のほうへの繰出しという形になってまいりますので、特別会計でもこの内容が出てくるかと思えます。

その下、12目後期高齢者医療費保険費の27節繰出金、こちらのほうにつきましても、後期高齢者医療保険の特別会計への繰出金という形ですが、今回はマイナスの519万2,000円

という形になっております。

12ページをご覧ください。3款1項15目価格高等重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）事業費でございます。こちらのほうは1億2,051万9,000円の補正を行っております。主なものといたしましては、18節の負担金・補助及び交付金という形で、価格高騰重点支援金といたしまして追加交付します7万円を1,600件という形で計上させていただいております。それに伴ったシステム改修費や給付事務の委託等を合わせまして1億2,051万9,000円の補正を行っております。こちらのほうは全額、この後の歳入のほうで国のほうから補助される分という形になっております。

続きまして、13ページをご覧ください。次のページでございます。3款2項1目19節扶助費でございます。こちらのほうは、昨年から新たに新設されましたおおぞら保育園の委託費といたしまして1,815万9,000円を計上いたしております。当初、ゼロ歳児については6名で、1・2歳児については28名の受入れという形でしてございましたが、多くのお子さんを受け入れていただきまして、ゼロ歳児では現在12名という形、1・2歳児は35人以上の受入れがあったことに伴いまして扶助費の増額をさせていただいております。

14ページでございます。次のページをご覧ください。3款2項3目子ども医療費でございます。こちらのほうも19節の扶助費が主なものという形で1,503万7,000円の子ども医療費の給付費を計上させていただいております。

その2つ下になりますが、5目の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費でございます。こちらのほうは給付金のほうに100万円、18節の負担金・補助及び交付金のほうを上げさせていただいております。5万円の20人分という形で100万円を計上させていただいております。

15ページ、次のページをご覧ください。4款1項4目公害防止対策費でございます。18節の負担金・補助及び交付金でございます。不良空き家等に対する除去の補助金でございます。75万円の2件分という形で150万円を計上いたしております。

16ページ、次のページをご覧ください。下のほうとなりますが、5款1項4目農業振興費で、次のページ、17ページに入りますが、18節の負担金・補助及び交付金でございます。こちらのほうは4,120万1,000円という形で、各農業分の補助金という形になっております。大きなものといたしましては、活力ある高収益型園芸産地育成事業費の補助金が2,212万1,000円と、堆肥利用拡大によるワンヘルス推進事業費の補助金につきましてが1,197万3,000円となっております。

その下の9目の農業農村整備費でございます。18節の負担金・補助及び交付金に303万2,000円。こちらのほうは床島堰土地改良区のほうの農業用施設が災害復旧の事業という形で補助金として303万2,000円を計上いたしております。

その3つ下になりますが、13目農業集落排水事業費で、27節の繰出金といたしまして下水道事業会計のほうの繰出しを154万円といたしております。

次のページ、18ページをご覧ください。中ほどですが、7款3項2目公共下水道費の27節繰出金、こちらのほうにつきましても、下水道事業会計の繰出金で616万1,000円を繰り出しております。

その2つ下になりますが、8款1項4目災害対策費、10節需用費でございます。修繕料といたしまして220万でございます。こちらのほうは、防災行政無線のほうの修繕が必要になりましたので、8月30日に落雷があり、西日本豪雨につけております防災無線のほうが故障いたしましたので、そちらのほうの修繕費という形になっております。

19ページをご覧ください。主なものといたしまして、9款2項2目から5目までの各小学校に備品購入費といたしまして、感染症対策備品の購入費を60万から70万ほど計上させていただいております。

次のページが、20ページを飛ばしまして、次の21ページをご覧ください。9款6項4目運動公園管理費でございます。14節の工事請負費に275万5,000円。こちらのほうは、運動公園のほうの遊具を新しくしてございまして、ブランコの追加等、もう既にあります雨よけ等の通路の修繕が必要となっておりますので、そちらの分で275万5,000円。

その下でございます。17節備品購入費として240万円。こちらのほうはトラクターの購入費でございます。今まで修繕等を行って使ってまいりましたが、エンジンが故障したため、もう修繕ができない状態となっておりますので、新たに購入するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入に参ります。3ページにお戻りください。

14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金でございます。こちらのほうは、先ほど歳出で説明いたしました障害児者への扶助費の分の国庫分の負担金でございます。4,043万8,000円という形で歳入で組んでおります。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金でございます。先ほど御説明いたしました1節総務管理費補助金でございますが、135万3,000円は戸籍システムの改修料の分で、こちらのほうも全額補助という形になっております。

その下の4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうでございます。1億2,051万9,000円につきましては、先ほど低所得世帯の支援金の給付金といたしまして7万円の1,600件を計上した分、それに伴います事務費という形で計上させていただいております。

次に、2目の民生費国庫補助金のほうでございますが、6節の子育て世帯生活支援特別給付金

事業につきましても、先ほど説明いたしました分でございます。5万円の分でございます。の230万を計上いたしております。

その一番下でございますが、6目の教育費国庫補助金でございます。1節の小学校費補助金、学校保健特別対策事業費補助金でございます。先ほど説明しました各学校にて備品を購入するような形で計上してました分の国庫分という形で138万7,000円、2分の1補助を計上いたしております。

次のページをご覧ください。4ページでございます。15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金でございます。こちらのほうも扶助費として障害児者の自立支援給付金等の負担金の分と過年度分の精算分を計上したものでございます。

その下の2節保険基盤安定等の負担金でございます。こちらのほうも国保のほうの基盤安定負担金の分の軽減分と支援分の主なものといたしまして107万5,000円という形になっております。

下のほうになりますが、15款2項4目農林水産業費県補助金でございます。活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金、それから堆肥利用拡大によるワンヘルス推進事業費補助金が主なものという形になっております。3,946万2,000円を計上させていただいております。

5ページをご覧ください。17款1項1目一般寄附金でございます。2節のふるさと応援寄附金、こちらのほう、ふるさと応援寄附金の歳入を5億、計上いたしております。

2つ下で、19款1項1目の繰越金でございます。1節の繰越金で前年度繰越金を8,881万2,000円計上いたしております。

下のほうですが、20款3項1目の雑入につきましては、大きなものとしたしましては、過年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金の返還金が2,182万1,000円が大きなものとしたしまして、雑入として2,363万9,000円を計上いたしております。

6ページになります。21款1項6目教育債という形で1節小学校債と学校教育施設等の整備事業債といたしまして890万を計上いたしております。

歳入は、以上でございます。

前のほうに戻っていただきまして、予算書の4ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為でございます。事項、期間、限度額と説明させていただきます。

集団健診等業務委託、期間といたしましては、令和6年度から令和8年度までの3年間で、限度額は7,460万7,000円。

次に、外国語指導助手派遣業務委託、令和6年度から令和8年度、こちらのほうも3年間、2,970万円を限度額といたしております。

その下、第3表、地方債補正。

地方債の目的でございますが、学校教育施設等整備事業債につきまして、限度額を補正いたしております。補正前は6,400万円の限度額としておりましたが、補正後は7,290万円に変更いたしております。

以上で、一般会計補正第7号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 6番、安丸です。補正予算書21ページのところで、確認も含めてお尋ねをしたいと思います。

9款6項4目運動公園管理費、先ほどの説明の中では、設置しているというふうな説明もございましたけども、これは当初予算の中で運動公園のテニスコートと多目的広場の間の、以前はアスレチック遊具関係があった後に設置する運動公園の遊具だろうというふうに認識しておりますけども、工事はまだ未着手かなと。それで現在の進捗状況なりをお聞きしたいのが1点と、この既に工事請負費は約1割ぐらい計上されておりますけども、この原因というか、そこらあたりを確認したいと思います。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

9款6項4目14節の工事請負費についての御質問でございます。

御説明いただきましたように、運動公園の遊具を新しくしておりますけれども、まず、現地の工事が始まっていないよだかという御質問についてですが、こちらについては、一つは既設の遊具を既に昨年度撤去をしておりますので、その工場の必要がございませんので、現地の工事は始まっておりません。ただ、現地の工事は始まっておりませんが、資材の確保、それから遊具の作製等、そういった段取りは進めていただいている状況でございます。

それから、今回の工事費増額の内訳の説明ですけれども、こちらについては、一つは総務課長からも御説明がありましたように、ブランコの増設がでございます。これについては、プロポーザル内容の審査をしていただいた委員の方から、利用者の立場として増設が必要であろうという要望が強くございましたので、増設をするものです。

もう一つは、プロポーザル方式を採りましたので、想像を大きく上回るすばらしい遊具の提案を頂いております。かなり見栄えがよい遊具でございますので、当初は想定をしていなかった周辺環境の整備の必要性を感じました。具体的には、もう使用していないシェルターの撤去であるとか、破損しているシェルターの修繕、塗装、ベンチの設置等でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにございませんか。野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと私も確認ですけども、17ページをお願いいたします。一番最後のほうですね。4款農業振興費のところでございます。18節の負担金・補助金でございます。

まず、1点目は、堆肥利用拡大によるワンヘルス推進事業費補助ということが書いてあります。新しい事業だと思うんですけど、1回聞いたのかも分かりませんが、その内容と、簡単でいいですからどういう内容と、この補助を受ける対象者、例えば認定農業者とかいろいろあるんでしょうけど、その対象と補助率があるのかなのか、それをお願いします。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 野瀬議員の質問にお答えします。

堆肥利用拡大によるワンヘルス推進事業費の補助金の件についてですが、こちらは県が行っております環境にいいワンヘルス推進事業の中の事業でございます。事業の目的が、肥料価格高騰の影響を受けない堆肥の利用拡大を推進するため、農業者等が行う堆肥の製造機械や散布機等の導入を支援するという事業でございます。こちらは新たに新規事業として下りてきた分でございます。事業の実施主体は認定農業者やJA等の団体となっております。今回この事業に手を挙げられた方が、6名の農業者でございます。事業費については、県が2分の1の補助を行うということになっております。

内容については、肥料散布機を要望されている方がほとんどでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今の答弁からすれば1,197万3,000円ですか。これ、歳入を見たら同額がこれ上がっておるんですよね。私も最初2分の1かなと思っていたんですけど、全額補助ではないんですかね。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） こちらのほうは、各農業者さんのほうが事業主体という形になりますので、県の2分の1の補助を全額、事業費の2分の1を補助するんですけども、その2分の1を全額2分の1だけ補助するような形での予算計上等行っておりますので、歳入歳出同じ額で計上をいたしております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっとすみません。いわゆる歳入の全額に見えるのは、半分は事業者というか、そこから負担金として取りますよと。だから全額計上ですよと何かそういう意味ですかね。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 事業費としては事業主が農家さんなので、全額お支払いはされるんですけど、補助として県がする分は2分の1ですので、2分の1を受け入れた分はそのまま2分の1を全額農業者へ渡して、農業者さんは自分の分の2分の1分をプラスした形で買った業者さんにお支払いされるという形となります。

以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すいません。同じ17ページですけど、一番上に活力ある高収益型農業というのがありますよね。これたしか、当初予算で同じような額が上がっていて、これは2分の1補助だということ記憶しているんですけど、また今回2,200万ぐらい追加で補正してあるということは、いわゆるそういう対象者の希望によるといいますか、当初予算で見込んだ件数を上回って、この分がまた新たに事業として出てきたんだというふうに理解していいんですかね。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 活力ある高収益型園芸産地事業費の補助金についてお答えいたします。

こちらにつきましては、令和6年度の事業で要望されてあった方の分の予算が前倒しで今回つきましたので、令和4年度に事業を予定されていた方の農業者4名分の事業費を今回の補正で上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） というのは、当初予算のときも4名分という4件ぐらいという説明だったと思うんですけど、それをまた新たに6年度でやろうとしていた4件分というんですか、4名分が5年度にやりますよということでもいいですかね。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

野瀬議員のおっしゃいますとおり、令和5年は令和5年度の事業でございまして、この方たちはまた令和6年度にする予定であった別の事業の分の上乗せとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） ほか、ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第18. 議案第53号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（高橋 直也） 日程第18、議案第53号令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、議案第53号令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,435万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,035万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定による債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 歳入負担行為」による。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、3ページをおめくりいただき、予算書3ページをご覧ください。債務負担行為について御説明いたします。

事項、集団健診等業務委託でございまして、特定健診等の委託につき、令和6年から令和8年までの債務負担行為でありまして、限度額は2,722万5,000円でございます。

それでは歳出につきましては、次ページ以降の説明書5ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、補正額172万5,000円でございます。主なものとしましては、12節委託料145万2,000円でございます。こちらは産前産後保険税の免除に係るシステム改修委託料の増額補正でございます。

同じページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額3,200万円の増額でございます。こちらは医療費の増額に伴う補正でございます。

続きまして、6ページ、2款2項1目一般被保険者高額療養費、こちらにつきましても医療費の増加に伴いまして860万円の一般被保険者高額療養費を増額補正しております。

続いて、8款1項1目一般被保険者保険税還付金110万円の増額補正でございます。こちらは、修正申告による還付金の不足に伴いまして、増額補正をするものでございます。

続いて、歳入につきましては、3ページにお戻りください。

歳入。4款1項1目保険給付費等交付金、補正額2,337万円の増額補正でございます。先ほど歳出で申し上げました療養給付費の増加に伴いまして、普通交付金2,191万8,000円

の増額。

次に、システム改修費に関する特別調整交付金分145万2,000円でございます。

続いて、6款1項1目一般会計繰入金、補正額1,145万9,000円ございまして、主なものとしましては、保険基盤安定負担金確定に伴います繰入れ525万1,000円。4節の財政安定化支援事業繰入金、こちらも確定分ございまして592万4,000円の増額補正でございます。

続いて、7款1項1目繰越金でございます。前年度繰越金712万3,000円でございます。

続いて、4ページになります。8款3項5目雑入で補正額208万2,000円でございます。主なものとしましては、過年度分の普通交付金の追加交付分が204万2,000円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。これで1日目の質疑を終わります。

日程第19. 議案第54号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 直也） 日程第19、議案第54号令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、議案第54号令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ503万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,832万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。一番最後のページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費、補正額199万6,000円の減額でございますが、こちらは人件費の減額によるものでございます。

続いて、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額303万6,000円の減額でございます。こちらは保険基盤安定負担金の確定による減額をさせていただいております。

続きまして、歳入の御説明で3ページをご覧ください。

3款1項1目事務費繰入金、こちらは先ほどの人件費の減額に対する繰入金の減額でございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額303万6,000円の減額でございます。こちらは保険基盤安定繰入金の減額をさせていただいております。

最後に、5款3項1目雑入でございます。こちらは市町村事務費負担金の決算剰余金の返金額16万円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。これで1日目の質疑を終わります。

日程第20、議案第55号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について

て

○議長（高橋 直也） 日程第20、議案第55号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、議案第55号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

第1条、令和5年度大刀洗町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度大刀洗町下水道事業会計（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。すみません、「る」が抜けておりましたので、大変申し訳ございません。後で差し替えをさせていただきます。どうもすみませんでした。

では、既決予定、補正予定、計の順で読み上げさせていただきます。

2、主要な建設改良事業①下水道施設整備事業8,210万9,000円、1,844万4,000円、1億55万3,000円。

収益的収入及び支出の補正。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入。第1款下水道事業収益、7億6,936万7,000円、1,968万3,000円、7億8,905万円。

第2項営業外収益、5億526万3,000円、435万8,000円、5億962万1,000円。

第3項特別利益、2,000円、1,532万5,000円、1,532万7,000円。

支出の部。第2款下水道事業費用、7億7,678万9,000円、428万7,000円、7億8,107万6,000円。

第1項営業費用、6億6,762万5,000円、428万7,000円、6億7,191万2,000円。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の補正。第4条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億5,672万7,000円」を「1億7,248万1,000円」、引継現金「1,946万9,000円」を「1,980万1,000円」、当年度利益余剰金処分量「943万円」を「2,449万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入。第3款資本的収入、3億551万4,000円、377万2,000円、3億928万6,000円。

第2項補助金、2,555万円、377万2,000円、2,932万2,000円。

支出。第4款資本的支出、4億6,224万1,000円、1,952万6,000円、4億8,176万7,000円。

第1項建設改良費、1億1,088万7,000円、1,952万6,000円、1億3,041万3,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

1、職員給与費2,225万6,000円、109万5,000円、2,335万1,000円。

他会計からの補助金。第6条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「1億2,135万1,000円」を「1億2,905万2,000円」に改める。

利益剰余金の処分。第7条、予算第10条に定めた当年度利益剰余金の処分金額「943万円」を「2,449万4,000円」に改める。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

今回の補正につきましては、マンホールポンプ場の修繕料、管理用地測量業務委託、本管及び取付管設置費、管路用地土地購入費の補正予算となります。

補正予算書の5ページをお願いいたします。下水道事業会計予算の補正予算事項別明細書になります。

1款下水道収益として、1,968万3,000円を予定しております。

1款2項2目の他会計補助金392万9,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

同じく、9目の雑収益42万9,000円は、全国自治共済建物災害共済金でございます。

これにつきましては、8月30日の落雷によるマンホールポンプ場の修繕損害保険の分に対する共済金でございます。

1款3項2目の過年度損益収益金1,532万5,000円は、筑後川中流右岸流域下水道の維持管理金の前年度の返還金でございます。

次の6ページをお願いいたします。2款下水道事業費用として428万7,000円を予定しております。

収益的支出ですが、2款1項1目の管渠費274万2,000円、14節修繕費マンホールポンプ場修繕料273万4,000円、16節通信運搬費マンホールポンプ場中央監視システム回線引込料8,000円でございます。

次の2款1項4目の総係費118万7,000円、2節から5節につきましては、人件費に係るものでございます。

次の2款1項6目の減価償却費35万8,000円、1節構築物減価消却費、機械及び装置減価消却費にございます。これは、前年度の工事等による資産増減等を計算した結果、当初予定した金額に不足が生じるために補正をするものでございます。

なお、現金の支出を伴わない科目でございます。

次の7ページをお願いいたします。3款、資本的収入として337万2,000円を予定しております。

3款3項3目の他会計補助費377万2,000円、これは一般会計繰入金でございます。

次の8ページをお願いいたします。4款、資本的支出としまして1,952万6,000円を予定しております。

4款1項の建設改良費の中の1目管渠建設改良費1,844万4,000円、19節委託料148万1,000円、これは管路用地測量委託料でございます。こちらにつきましては、下水道施設用地を取得するための用地測量委託の分でございます。

21節工事請負費1,696万3,000円、こちらにつきましては、当初予定しておりました予算を超える本管工事、取付管の申請があったためでございます。

4目固定資産購入費108万2,000円でございます。こちらにつきましては、下水道施設分の用地取得費、公衆用道路用地取得の分でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。これで1日目の質疑を終わります。

日程第21. 認定第1号 令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第22. 認定第2号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23. 認定第3号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24. 認定第4号 令和4年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25. 認定第5号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋 直也） 日程第21、認定第1号令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、認定第5号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上5件につきましては、関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案一括して、順次、提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 御説明いたします。認定第1号令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第5号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、一括議題として続けて説明させていただきます。

内容につきましては、決算特別委員会で御審議が予定されておりますので、実質収支に関する調書のみ説明させていただきます。

それでは、認定第1号令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

決算書の後ろのほうになります。255ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。区分、金額と読み上げさせていただきます。

- 1、歳入総額、98億1,959万3,392円。
- 2、歳出の総額、91億3,583万2,549円。
- 3、歳入歳出差引額、6億8,376万843円。
- 4、翌年度へ繰越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額、4,290万4,000円。
- 5、実質収支額、6億4,085万6,843円。

以上で、一般会計のほうの決算を終わらせていただきます。

続きまして、認定第2号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

こちらのほうも後ろのほうの31ページをご覧ください。後ろから1枚めくっていただいたところとなります。31ページです。実質収支に関する調書、区分、金額と読み上げさせていただきます。

- 1、歳入総額、17億9,686万8,629円。
- 2、歳出総額、17億2,374万5,181円。
- 3、歳入歳出差引額、7,312万3,448円。
- 4、翌年度へ繰越すべき財源、ゼロでございます。
- 5、実質収支額、7,312万3,448円となっております。

以上で、認定第2号を終わります。

続きまして、認定第3号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

15ページをご覧ください。こちらのほうも最後のページから1枚めくったところとなります。実質収支に関する調書、区分、金額。

- 1、歳入総額、2億2,986万9,831円。
- 2、歳出総額、2億2,902万5,251円。
- 3、歳入歳出差引額、84万4,580円。
- 4、翌年度へ繰越すべき財源は、ゼロでございます。
- 6、実質収支額といたしまして、84万4,580円となっております。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

続きまして、認定第4号令和4年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

こちら、後ろから1枚めくっていただきました11ページをご覧ください。実質収支に関する調書、区分、金額。

- 1、歳入総額、467万6,230円。
- 2、歳出総額、ゼロ円。
- 3、歳入歳出差引額、467万6,230円。
- 4、翌年度へ繰越すべき財源、ゼロ。
- 5、実質収支額、467万6,230円となっております。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

続きまして、認定第5号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年12月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

21ページ、こちらのほうも後ろから1枚めくっていただきましたところをご覧ください。実質収支に関する調書、区分、金額。

- 1、歳入総額、7億9,190万9,731円。
- 2、歳出総額、7億2,885万6,415円。
- 3、歳入歳出差引額、6,305万3,316円。
- 4、翌年度へ繰越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額、412万5,000円。
- 5、実質収支額、5,892万8,316円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） お諮りします。令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定及び各特別会計決算の認定につきましては、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） したがって、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会は、12月12日午前9時半より協議会室で開催いたします。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後0時46分

令和5年 第2回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和5年12月19日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和5年12月19日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 竜博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	松元 治美
税務課長	……………	田中 豊和	福祉課長	……………	矢野 智行
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	矢永 孝治
建設課長	……………	棚町 瑞樹	子ども課長	……………	平田 栄一
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	佐々木大輔
会計課長	……………	山田 恭恵	住民課長	……………	案納 明枝
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	辻 孝将

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和5年第2回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております4番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。平田康雄議員。

4番 平田 康雄議員 質問事項

1. 体育館への空調機の設置について

2. 防犯カメラの設置について

○議員（4番 平田 康雄） おはようございます。議席番号4番、平田康雄です。

私は、体育館への空調機の設置及び防犯カメラの設置の2件について質問します。

まず最初に、体育館への空調機の設置について質問します。

今年の7月、勤労者体育センターにおいて、町のバレーボール大会が行われました。私は応援のために参加したわけですが、かなり暑い中で行われましたので、選手じゃないのに汗びっしょりになりました。選手の皆さんは相当暑かったのではないかと思います。バレーボール大会は年に1回なので、何とか我慢ができるかと思えますし、場合によっては開催時期を変更すればいいわけですが、小中学校の場合はそういうわけにはいかないと思います。

体育の授業は、運動場や空調機のない体育館で行われていますので、夏場は相当厳しいんじゃないかと思います。子供たちが熱中症にならないよう、早めに空調機、つまりクーラーを設置すべきじゃないかと思ったところであります。

それでは、質問します。1つ目の質問は、夏場における体育の授業などについてであります。小中学校における体育の授業は、運動場や体育館などで行われますが、夏場の授業の在り方について、教育委員会としてはどのように考えておられるのか。次に、夏場における勤労者体育センターの使用についてであります。センターの体育館としての使用については、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の1点目、体育館への空調機の設置について答弁いたします。

夏場における体育の授業などについての質問です。

まず、小中学校の授業の在り方についてですが、夏場の6月、そして7月における体育の授業におきましては、議員御承知のとおり、主にプールでの指導があります。これにつきましては、文部科学省の水泳指導の手引を基に、各学校では水泳の指導の実施基準を、原則で水温と気温の合計が50度以上としています。

また、気温25度未満や、それから水温が20度未満、そのほか台風や大雨、そして雷の場合は中止といたしているところです。そのような場合は、体育館で体育の授業が行われたり、あるいは教室で保健の学習を行ったりしているところです。

また、9月以降は、運動場や屋内運動場で体育の授業が行われていますが、非常に気温が高い場合については、運動場や屋内運動場で体育や休み時間に遊ぶこと等については、中止をしているというような現状でございます。

次に、勤労者体育センターの使用についてですが、勤労者体育センターの使用については、これは、夏場も社会体育や分館対抗行事で使用されています。先ほど平田議員の御質問にありましたように、分館バレーボール大会等で使用させていただいているところです。

空調機の設置については、具体的な要望は受けていないところです。しかしながら、本年8月26日に、小学生を対象としました分館対抗ニュースポーツ大会を本年初めて開催いたしました。これにつきましては、熱中症発生防止等の観点から、冷房のあるドリームセンター、ドリームホールを会場として実施したところです。

以上で、平田議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問させていただきます。

プールでの授業を中止する場合の基準というのは、よく分かりました。じゃあ体育の授業を取りやめる場合の基準というのはあるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、体育の授業の取りやめる基準があるのかということの御質問に対して答弁させていただきます。

令和3年5月に、文部科学省と環境省が学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引を出しております。本町の各学校におきましては、この手引の中の暑さ指数、WBGTというものがございすけども、それに応じた行動指示に基づいて判断を行っております。

具体的に申し上げますと、暑さ指数を計測する機械を屋外のひなたに置きまして、表示される

暑さ指数で4段階の熱中症予防運動指針のどこに該当するかで判断しております。

4段階というものにつきましては、注意、これは積極的に水分補給を行いましょうといものと、警戒、積極的に休息をしましょう、嚴重注意、激しい運動は中止しましょう、そして、4番目に運動は原則中止の4段階となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） 運動場ではそうでしょうけど、体育館を使用する場合も、この暑さ指数というのに基づいているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 体育館を使用する場合も、この指数に基づいているかというものでございますけども、議員おっしゃるとおり、この暑さ指数に基づいて、体育館のほうも使用するかしないかの判断を行っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 先ほど教育長のほうから、小学生ではドリームセンター、クーラーのついたところでやったというようなことを言われていますけども、今まで熱中症で倒れた生徒というのはなかったのでしょうか。例えば、過去5年間はどうですか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 過去5年間の熱中症の児童生徒の数でございますけども、ちょっと各学校のほうに確認しましたところ、小学校のほうでは、ゼロないし1名程度ぐらいで済んでおりまして、大半が中学校でございまして、トータルで5年間で60名の方が熱中症になっておるというものであります。

それに併せて、頭痛がしたりとか、そういう熱中症と思われるような事例もございますけども、一応、熱中症として判断された者については、60名となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 60名とは、結構、思った以上に多いですね。私が子供の頃は熱中症になる人はほとんどいなかったんですが、最近は暑いからですね。60名ですか、多いですね。

それで、勤労者体育センターではどうですか。過去5年間に熱中症になった方はおられますか。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

勤労者体育センターにおいて、分館の行事等で熱中症等で搬送された記録等を取っていないかつ

たところでございますが、久留米広域消防本部のほうに問合せをしまして、過去5年間確認していただきましたところ、勤労者体育センターから熱中症で救急搬送が令和4年度に1件のみということでした。

5年以上前になりますけれども、平成30年度に2件あるということで、聞き及んでおります。以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） やはり結構暑いから、やっぱりクーラーをつけないと、なかなか体育の授業がうまくいかないという状況のようでございます。

それで、2つ目の質問に移ります。2つ目は、体育館への空調機の設置についてであります。

最近の夏場における気温は、異常なほど高い状況が続いています。屋内でも運動種目にもよりますが、窓を閉め切って実施せざるを得ない場合があります。バレーボール大会も、たしか暗幕を張って窓を閉めて行われたと思いますが、直射日光が当たらなくてもかなり暑いわけで、熱中症になる可能性がありますので、空調機の設置が必要じゃないかと思います。

そこで質問です。まず、体育館への空調機の設置について、教育委員会の考えをお聞かせください。次に、体育館に空調機を設置する場合、分からないかもわかりませんが、どの程度の負担が必要とお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 2点目の体育館の空調機の設置について答弁いたします。

まず、空調機設置についての考えについてですが、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、最近の夏場におきましては、非常に猛暑日が続いているような現状です。今後も続くことが予想されるというふうに思います。

空調機の設置についての考えですが、私個人としましては、現在、小学校、そして中学校の体育館、勤労者体育センターにおいては、夏場に部活動、あるいはスポーツ団体の大会、また分館対抗バレーボールによる使用が非常に暑い中で行われており、熱中症等の心配をしているところではあります。

そういう意味では、将来に向け、屋内運動場への空調機器等の設備の設置については、町当局、それから関係各課と協議、あるいは調査、研究の必要があるのではないかとというふうに考えているところです。

次に、空調設備を設置する場合の負担額、これについての御質問ですが、これはそれぞれの担当課長から答弁させていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、空調設備の設置についての負担についてでございますけども、以前、業者に御協力いただきまして試算を行っております。

断熱化改修を行わず、災害時を想定して、LPガスで発電する空調設備で5,000万程度となっております。文部科学省が空調設備設置に併せて屋内運動場の断熱対策を推奨しております。断熱対策が行われていない場合につきましては、過大な能力の空調設備が必要になったり、光熱費が過大になったりいたします。

断熱対策については、ちょっと試算ができておりませんが、文部科学省の断熱性能の向上と併せて空調設備を導入した事例といたしまして、山形県の長井市では、ペアガラスや日射調整フィルムの貼り付け、天井部へのシーリングファンなどを設置されて、7校で約5億8,000万円、東京都の日野市では、既存の屋根に断熱材と防水シート設置で、4校で約2億3,000万の提示がされております。1校当たりですけども、長井市で約8,300万円、日野市で約5,800万円となります。

仮に空調設備設置と断熱対策を施した場合ですけども、1施設当たり概算で8,000万円、勤労者体育センターで約1億円と見込みますと、合計で約5億円の経費が想定されます。

小中学校の屋内運動場は指定避難所となっておりますので、緊急防災・減災事業債を活用することができます。これは、充当率100%で、後年度の普通交付税に70%措置されますので、町の一般財源、手出しに分につきましては、約1億2,000万円が見込まれます。

勤労者体育センターにつきましては、生涯学習課のほうから答弁いたします。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、勤労者体育センターの分について答弁いたします。

空調機器の機器、それから設置方式によって大分異なってくると思いますが、こちらのほうも、参考で業者のほうから見積りを取っております。輻射式空調システムという方式で設置した場合の見積りですけれども、約6,500万円というふうに試算を受けています。

これについては、先ほど子ども課長からありました断熱の工事費等は含まれておりませんので、そちらを施工するとなると、あと少しかかるものというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 再質問ございませんか。平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 先ほど教育長のほうから、空調設備の設置について研究の必要があるということを言われましたけれども、具体的にはどういうことを研究されるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 調査でございますけども、北筑後地区の市町村で、屋内運動場での空調設備が設置されている学校がどれだけあるか、また、1施設当たりの費用を調査しようとい

うふうに考えております。

また、設計業者に御協力いただければ、断熱対策の経費がどの程度かかるかを調査したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 研究といいますか、先ほどの調査ということですが、調査した結果、それをどのように生かすのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 1施設当たりの金額が大体分かってきますと、仮でございますけども、1施設当たり数千万とか億とかちょっと分かりませんが、経費が分かれば、それを町長を含め財政当局と協議しまして、将来の一般会計に予算計上できれば、そして、議会の御承認が頂ければ、町内のどこか1か所をモデルとして整備できればいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 町内の1か所を調査したいということですが、町内には小中学の体育館を含め6つの体育館がありますが、仮に設置するとした場合、どの体育館を設置されるか教えていただけませんか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） どこがモデルがいいかということですが、小中学校の屋内運動場は、土日や夜間でも一般開放されておりますし、部活動でも中学校の屋内運動場が使われております。また、勤労者体育センターも指定避難所でもありますし、一般の利用がされております。さらに、日中でございますけれども、中学校の部活動も勤労者体育センターは利用されておりますので、中学校の屋内運動場または勤労者体育センターが適しているのではなかろうかというふうに判断いたします。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 学校の体育館に空調機を設置するためには、緊急防災・減災事業債を活用するとか、補助事業もあるんじゃないかと思っておりますけども、こういった補助事業の活用というのはできないものでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 起債以外に国庫補助があるかという御質問だと思います。

文部科学省の資料によりますと、学校施設環境改善交付金というものがございまして、これが補助率が3分の1となっております。地方債が充当率が75%となっております、これが交付税の算入率が30%となっておりますので、町の負担が51.7%となるものでございます。ですので、緊急防災・減災事業債につきましては町の負担が30%となりますので緊急防災・減災事業債を活用したほうが有効であるというふうに判断いたします。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） かなり前向きな研究がしっかりと進んで、仮にの話なんですけど、実際的にそういうことをやっていただきたいなというふうに思います。

次に、3つ目の質問をします。3つ目の質問は、体育館の避難所としての使用についてであります。

最近、台風とか災害が多発しておりまして、避難所の整備が緊急の課題になっております。当然、空調がなければ夏場は避難所としての活用ができないわけでありまして。町内には13か所の避難所があり、体育館は6か所とも避難所に指定されていますけども、空調機が設置されていないので、避難所としての活用は難しいのではないかと思います。今後、体育館を避難所として使用するためには、空調機を設置するなど、それなりの条件整備が必要ではないでしょうか。

そこで質問をします。まず、体育館を避難所として使用するため、空調機を設置する考えはありますか。次に、今までに体育館を避難所として使用した実績はありますか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

体育館の避難所としての使用についての御質問でございます。

まず、順番は違いますが、避難所として使用した実績でございますが、記録が残ってございます平成14年以降の過去20年間を確認したところ、令和2年9月6日から7日にかけての台風10号の際に、菊池小学校の体育館と勤労者体育センターを避難所として使用したことが、唯一の実績となっております。

なお、令和2年の台風10号につきましては、事前のマスコミ報道がかなり加熱してというか、注意を呼びかけるような報道でございましたので、避難者がこれまでないぐらい、過去最高の555名の方が避難をされておりまして、コロナ禍ということもございましたので、密を避けるために、追加でこの2か所についても開設をしたところでございますが、実際の避難者につきましては、菊池小学校の体育館が3世帯8名、勤労者体育センターが5世帯10名となっております、ほかの避難所と比べまして少数にとどまっております。

ですので、基本的には、冷暖房が使用できる施設を避難所として開設することが望ましいものと考えてございます。

次に、空調機設置についての考えについてでございますが、このように、避難所としては冷暖房等の空調機の設置が望ましいと考えてございます。また、近年の地球温暖化に伴いまして、災害の激甚化でありますとか、あるいは、台風もすごく発達した台風が来るケースも想定されるところでございますので、勤労者体育センターについては、より有利な緊防債等を活用して整備ができないのか、空調機設置の費用や財源等について、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 体育館に空調機を設置するとなると、なかなか経費がかかると。ただ単に教室みたいにぼんと空調機を入れればいいというだけでは済まないようですが、全国的な調査を見ましても、やはり体育館に空調機を設置していない理由としては、大体予算の確保が難しいのでできないということを理由にされているのが、大体76.4%と圧倒的に多いようでございます。

先ほど、空調機の設置のためには、緊急防災・減災事業債の活用の話がありましたし、補助事業もあるようですけども、避難所として整備するための補助事業などについてですけども、体育館を体育施設として使うのではなくて、避難所として整備するために、国の高額補助というのはないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 平田議員の御質問にお答えいたします。

避難所としての補助事業という形で補助金がないかという御質問ですが、避難所としての補助的な、文科省とかが行っているようなそういった補助金というのはございません。

先ほど平田課長のほうが申しましたように、緊急防災事業債等を活用した形での避難所としての整備という形になってまいります。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ということは、体育館として整備する場合と避難所として整備する場合、緊急防災・減災事業債ですか。両方ともこれは同じ起債なんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 平田康雄議員の御質問にお答えいたします。

体育館のほうを避難所として指定しておりますので、そういった形で緊急防災事業債が使用できるという形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かにそうですね。体育館だったら、そういった緊急防災事業債は使えんですよね。分かりました。

最後になりましたけど、本町においては、全ての小中学校の普通教室に空調機が設置されまして、快適な環境の中で授業が行われております。昨年9月1日現在の調査によると、全国における普通教室への空調機の設置率は95.7%、ほぼ100%になっているようです。これは、4年前が60.2%だから、急激にこの4年間で空調機が設置される自治体が増えたということだと思います。

一方、体育館への空調機の設置率は15.3%だそうです。4年前の2%と比較すると、かなりの伸びを示しています。これは、最近の災害が多発する状況の中で、やっぱり体育館を避難所として活用するために、空調機を設置する自治体が増えているのかなと思っています。

全国的にいうと、普通教室への空調機の設置はほぼ終了しておりますし、避難所としての整備も、今後、どんどん進められてくるだろうと思いますので、今後は、体育館への空調機の設置が急速に増えるのではないかと思います。

本町においては、体育館への空調機の研究の必要性があるということで、調査をするようなことを言われましたけども、ぜひ大いに期待したいと思います。

調査結果を基に、計画的に体育館にクーラーを設置していただくよう希望するものであります。これで1問目を終わります。

次に、2つ目の質問に移ります。2つ目の質問は、防犯カメラの設置についてであります。

この防犯カメラにつきましては、3月議会でも設置するよう要請しましたが、町長からは、防犯カメラを設置する考えはないが、必要性が高まったときは、その都度検討するというふうな回答でした。そのような中で、5月に実施した議会報告会において、住民からは、学校周辺や通学路、あるいは町立公園などへ防犯カメラを設置してもらいたいという要望がありましたので、議会として、引き続き、防犯カメラの設置を町へ要請すると回答したところでございます。

そういうことから、今回、改めて要請するわけですが、私は警察の対応を待つというだけでなく、町内で防犯カメラの設置が必要な場所、例えば危険な通学路などです。こういった都度、住民からの意見を聞きながら、町独自に事前に調査検討した上で、警察と協議されたいんじゃないかと思っています。

それでは質問します。まず、防犯カメラの設置について、町の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問の防犯カメラの設置について答弁をいたします。

防犯カメラ設置についての町の考えについての御質問でございます。

議会報告会の中で、住民の皆様から防犯カメラ設置について御要望があったことは承知いたしておりますが、そのほかに住民の皆様から設置の要望は、今まで頂いていないところでございます。

防犯カメラにつきましては、平成30年度に、みい農業共同組合の皆様から防犯カメラ4機を御寄贈いただいております、西鉄甘木線の大堰駅、本郷駅、甘木鉄道の西太刀洗駅、大刀洗公園にそれぞれ設置してございます。

町のほうが、行政のほうが防犯カメラを設置することに関しましては、犯罪の抑制や迅速な問題解決などで効果を発揮するものと考えてございますが、一方で、プライバシーの観点や個人情報保護の観点等からの課題もあると思いますので、設置する際には、十分に検討したいと考えてございます。

なお、近隣の市町村の状況を確認しましたところ、役場の正面玄関に1台や廊下に1台など、設置されている自治体がございますが、設置していない自治体もあるところでございまして、大刀洗町でも今年度、会計課内とセミセルフレジ前に防犯カメラを設置したところでございまして、近隣市町村と同様の状況と認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは質問させていただきます。

防犯カメラ設置につきましては、先ほど申しましたけれども、3月議会において、町長から、防犯カメラ設置の必要性が高まったときは、その都度、警察と協議して検討するというふうな回答がっておりますが、5月の議会報告会において、地域住民から防犯カメラ設置について多くの意見や要望が出されたということは、つまり事件や事故の発生が危惧されるからでありまして、これは防犯カメラ設置の必要性が高まったと判断すべきじゃないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 平田康雄議員の御質問にお答えいたします。

小郡警察署のほうとも、私のほうも小郡警察署協議会の委員となりまして、そういった場でも協議しておりますし、係としては、日々、小郡警察署のほうと連携しながらそういったことは行っております。

道路上の防犯カメラがどこにあるか等は、警察署のほうで全て把握されて管理されておりますので、そういった御要望があるときも、御相談には乗っていただけるということでしたので、そういった機会を利用しながら、今後も警察と連携していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） やはり、事件や事故が発生しないと、防犯カメラの設置の必要とはなかなか出にくいものでございまして、特に警察に対して要請というのはないと思います。やはり、しかし事件や事故が発生してからでは遅いんじゃないですか。だから早めにやっぱりやるべきじゃないですか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 防犯カメラについて、その他のことについてもですけども、その都度、警察と協議しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） 防犯カメラ設置の主体性は警察にあるから、なかなか町独自で突っ走るわけにはいかないかもわかりませんが、2つ目の質問に移りますけども、防犯カメラの設置が必要な場所の調査などについてであります。

3月議会で私は、事件や事故が発生してからでは遅いから、少なくとも防犯カメラの設置が必要な場所ぐらいは事前に警察との協議を進めるべきじゃないかと、先ほど警察と協議しているということですけども、そのときの課長の回答は、警察との協議の中では、防犯カメラの増設の要請はないけども、防犯カメラの設置の必要性に関する意見は出されていると。そして、今度、設置場所についても協議してみるというような回答でした。

そこで、先ほども少し述べられましたけども、まず警察との協議の結果ですけども、防犯カメラの設置場所についての警察との協議の結果はどうでしたか。

次に、防犯カメラの設置が必要な場所の調査についてですけども、学校周辺や通学路、あるいは町内の危険箇所など防犯カメラの設置が必要と思われる場所について、町独自に調査検討を行うことはできませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

防犯カメラ設置が必要な場所の調査についての御質問でございます。

まず、設置場所についての警察との協議結果についてでございますが、これは、先ほど総務課長が答弁した答弁と重複して恐縮でございますが、日頃から、小郡警察署とは安全・安心なまちづくり、防犯や交通安全対策などで協議を重ねているところでございますが、現時点までに、防犯カメラ増設の要望は頂いていないところでございます。

なお、現在、小郡警察署では、事件や事故等が発生した場合は、住民の皆様が所有する携帯電話やドライブレコーダー等の映像を提供してもらうなど、防犯カメラ以外の活用も具体的にされているところでございます。

次に、設置が必要な場所の調査検討についてでございますが、今、答弁させていただいたような状況から、現時点では、新たな具体的な設置場所等の調査検討の実施は行っていないところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問をします。

道路沿いに防犯カメラを設置するのは警察でありまして、町は対応できないのかもしれませんが、やはり地域住民から、犯罪を防ぐために防犯カメラを増やしてもらいたいという要望が現にあっております。ということで、町として、防犯カメラを設置する場所の調査をするかどうかの検討ぐらいはしてもいいんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 平田康雄議員の質問にお答えいたします。

その点につきましても、警察署と協議しながら、町のほうとしても一緒に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 警察任せにならず、ぜひ町のほうからも、しっかりと調査について意見を出していただきたいなと思います。やはり町民の意見というのはぜひ大事でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。3つ目の質問は、町が管理する施設への防犯カメラの設置についてであります。

これは別に町民からの意見の中にはありませんでしたけども、私は常々思っているから質問させていただきます。

町内の多くの民間の施設には、防犯カメラが設置されているようです。やはり事故などがあると、防犯カメラが威力を発揮しますので、そうなる前に設置されているんじゃないかと思っております。

町が管理する施設のうち、大刀洗公園には防犯カメラが設置されていますけども、その他施設についても、将来、事故などが起きる可能性がありますので、そうなる前に防犯カメラを設置すべきだと私は思っております。

そこで質問です。庁舎前駐車場やコミュニティーセンターなど、町が管理する施設へ防犯カメラを設置することはできないか、庁舎内の設置についてはどうでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

町が管理する施設への防犯カメラの設置についての御質問でございます。

まず、庁舎前駐車場やコミュニティーセンターなどについてでございますが、就業改善センターの菊池連絡所に1機設置をしているほか、本年度、消防団の第1分団、第4分団については、車庫の新築工事に伴い設置を予定してございます。このほかの庁舎前の駐車場や校区センター、庁舎内への新たな防犯カメラの設置については、現在のところ予定はないところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問をします。

町の施設については、5年度に新築する消防施設に防犯カメラの設置を予定しているということですが、将来、事故などが起こる可能性があると思いますので、他の施設についても必要性の検討ぐらいはしたほうがいいんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今年度、消防団第1分団、第4分団は新たに新築工事を行っているのに伴って一緒につけるという形にしておりますので、そういった機会があれば、カメラのほうも設置するようなことも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 2つの消防施設というのは、本年度に設置されますから、新設に併せて実施されるんじゃないかと思いますが、問題は、既存の施設への設置についてだと思っております。

現に、役場庁舎前の駐車場では当て逃げがあっておりますし、駐車場の出入口なども、やはり防犯カメラ設置が必要だと思います。既存の施設についても、やっぱり検討されるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 駐車場等におきましては、近隣市町村を調べたところどこも設置されているところがございますので、また、出入口については検討していないのですけれども、必要性があれば、またその都度、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 大刀洗町には町立公園が3つありますが、大刀洗公園のみに防犯カメラが設置されていますけれども、実は大堰校区の方から、町立公園である大堰公園に防犯カメラを設置してもらいたいという要望があっております。この件については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 議会報告会の中で、大堰公園の防犯カメラの設置の要望があったことは承知しておりますけれども、今のところ、大堰公園に防犯カメラの設置の予定はございません。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） やはり役場の庁舎前にもつけないということですから、大堰公園につけることも難しいんでしょうね。一応、町としては防犯カメラの効果ですか、これは一応認められておられるようですが、設置することに関しては、プライバシーとか個人情報保護の面から、かなり難しいような答弁でございました。

実は、私は以前、ゆめマートとやなぎ医院について、防犯カメラの開示をお願いしたことがございます。しかしながら、やはり個人では無理で、警察の方を呼んで警察の方のみ開示されたということでした。やはりプライバシーと個人情報というのはきちりと保護されているようでございます。

町としても、プライバシーと個人情報の保護の面をかなり問題視されているようですが、その点はやっぱり外部施設でされているように、こういったプライバシー、個人情報、こういったやつをしっかりとサポートすればいいんじゃないかなと私は思ったところでございます。

最後になりましたけども、道路沿いの危険箇所に防犯カメラを設置することについては、私も警察との連携を密にしながら進めるべきじゃないかと思っていますけども、役場施設である庁舎前の駐車場とか出入口など、こういった点はプライバシーの情報などをしっかりとサポートしながら、早く設置したほうがいいと私は思っています。ぜひ再度、検討していただくよう要請し、私の質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） 次に、11番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いいたします。野瀬議員。

11番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. マニフェストの取り組みについて
2. ダムの事前放流について

○議員（11番 野瀬 繁隆） 改めましておはようございます。11番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可を頂きましたので、通告に従いまして、順次、質問を行ってまいります。今回、私は2問の質問を行います。執行部の簡便な答弁をお願いします。

1問目は、今議会の冒頭の挨拶の中でも触れられましたが、来年1月で中山町長が就任されて1期4年になります。そこで、前回の町長選挙で掲げられた2023年への羅針盤、中山哲志マニフェストに掲げられた施策の達成状況や成果などをどう捉えられているのかなどについて、お

伺いをしてまいります。

そのマニフェストの中には、財政の健全化を前提に、子育て支援と教育環境の充実、そして、町民の健康づくり、地域づくりの三本柱を基本に、それぞれに対する施策の取組が上げられているところがございます。

次に、重要施策の着実な前進として、1つ目は、大堰駅踏切の改良など、安全・安心の確保、2つ目は、審議会での女性比率40%など男女共同参画の推進、そして、3つ目が、地域での助け合い、支え合いの仕組みを支援するなど福祉の充実、4つ目が、農業用施設等の老朽化対策、企業誘致など産業の振興、そして、5つ目に、今村天主堂の耐震化、あるいは三原城址、佐々木家住宅の保存、活用、支援など文化財の保護が掲げられているところがございます。

そして、さらに新たな挑戦として、1つ目は、毎年続く浸水対策や河川改修、消防団の装備、避難所機能強化など防災力の強化の取組、そして、2つ目が、高齢者の移動手段の確保や既存の公共交通維持確保など交通弱者対策、そして、3つ目が、地産地消の推進など、地域で経済が循環する仕組みづくり、4つ目に、農業者の減少、高齢化に対し新規就農者や次世代担い手の確保、育成の取組、5つ目に、空き家の増加に対する利活用など空き家対策の強化などの取組が掲げられておるところでございます。

そこで、この4年間におけるマニフェストに掲げられた取組の達成状況や成果などをどう捉えてあるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

最初は、財政の健全化と三本柱、いわゆる子育て支援、教育環境の充実、それと健康づくり、それと地域づくりの取組について、予期されていたような成果が得られたのか否か、そして、その全体的な評価と所信をお伺いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問のマニフェストの取組について答弁をいたします。

財政の健全化と三本柱の評価と所信についての御質問でございます。

まず、財政の健全化についてでございますが、令和4年度決算では、就任前の平成30年度決算に比べまして、地方債残高を13億1,000万円縮減する一方、基金を18億1,000万円積み増ししてございます。また、財政力指数は0.468と、ほぼ変化がない一方、財政の弾力性を示す経常収支比率は81.9と、1.6ポイント向上しており、福岡県60市町村の中では、大木町とともに東峰村に次いで健全な数値となっております。

次に、子育て支援、教育環境の充実についてでございますが、おおぜき保育園の新園舎が竣工するとともに、菊池校区に新たにおおぞら保育園が開園し、平成27年10月から続いておりました待機児童の解消に一定のめどが立ったところでございます。

また、認可外保育施設等を利用する保護者への補助制度を新たに創設したほか、子ども医療費

助成の対象を高校生まで拡大するとともに、保育料の一段の引下げと、小中学校及び保育園の給食費・副食費への補助を拡大してございます。

さらに、新たに外国語指導助手ALTを小学校にも配置するとともに、中学校での英語検定への助成、全小学校のトイレ改修や1人1台タブレットや電子黒板等を活用したICT教育の推進のほか、特別支援教育の充実やコミュニティ・スクールの推進、菊池小学校の増築工事や、仮称でございますが、子供家庭センターの整備にも取り組んでございます。このほか、大刀洗公園、大堰公園、運動公園の複合遊具の整備にも取り組んでいるところでございます。その結果、小学校、中学校の学力は、近年、向上をいたしているところです。

次に、健康づくりについてでございますが、各種データ分析を踏まえ、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するとともに、集団健診での若年者健診を開始してございます。また、がん検診事業に、新たに胃の内視鏡検診を導入したほか、ワクチン接種など、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みますとともに、インフルエンザ予防接種にも助成をしてございます。

さらに、大刀洗公園のウォーキングコースをリニューアルするとともに、企業と連携した保育園での食育、それから足育——足です——足育活動にも取り組んでございます。

次に、地域づくりについてでございますが、町内外の人が交流し、対話を深めるつながりの学校、PLATを開講するとともに、各校区センターでごみの資源の3Rを起点としたコミュニティーの活性化を目指した活動を開始してございます。

この結果、日本全体が人口減少と少子高齢化が進展する中、大刀洗町では、直近の11月末現在の人口が1万6,069人と、町長就任時の令和2年1月末に比べまして、402名増加しており、15歳未満の子供の数も2,418名と112名増加し、先ほど申し上げました小中学生の学力も向上いたしております。

また、今月13日に大東建託が発表された街の幸福度ランキング2023では、大刀洗町が九州・沖縄で第1位に選ばれるなど、一定の成果があったものと考えてございます。

今後とも、財政の健全化と子育て支援の充実、教育環境の充実、町民の皆様の健康づくり、地域づくりに取り組んでまいります。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 大変申し訳ないんですけど、お聞きしたかったのは、manifestoをつくられて、今、言われたような施策を、こういうコロナ禍であったり浸水対策に追われる中でいろんなことをされたらと、私は随分評価してるんですけど。ちょっとお聞きしたかったのは、manifestoをつくられたときに、大体このぐらいの町になるんじゃないかと、そういうある程度のこのぐらいには持っていきたいと、1期です。そういう予期した成果というか、それは大体、私は非常に評価できると思うんですけど、町長自身がどういうふうに捉えてあるのかという

のをちょっとお聞きしたかったんです。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

まず、財政の健全化と三本柱に絞ってお答えをさせていただきますが、財政の健全化につきましては、予期したとおりの結果が得られているものと認識をいたしております。

また、子育て支援、教育環境の充実につきましても、それぞれ教育委員会を中心に頑張っていた結果、これだけ子供の数が減っている中で子供が増えているということで、成果があったものと考えてございます。

また、健康づくりについても一定の成果があったと考えてございますが、健康づくり、そして地域づくりについては、やはりコロナ禍の中で、本当はもっと実際にリアルに集まって触れ合うというか、そこら辺をもう少しやりたかったなという思いはありますが、そこはコロナ禍の制約の中で、できる限りのことをやってきたというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 一、二点、ちょっと確認させていただきたいんですけど、先ほど、財政の健全化、支出を上げられて、いわゆる借金と貯金がかかり借金が減って、貯金が増えたんだよということをおっしゃられました。指数的にも、経常収支比率は、本当、たしか2番目ぐらいに速報値ではなっていたと思うんですけど、しかも幸福度は九州・沖縄でナンバーワンだということで、今日、朝、テレビでやってたのは、住みたいまちの県、都道府県別で言っても、たしか福岡県は非常に高い位置にあって、その中での町村で町では1位だというのは非常に喜ばしいことだなと思いつながりを見ました。

ただ、財政健全化、今までずっとある面、借金は右肩下がりで貯金は右肩上がりでやってきたんですけど、ここ一、二年をちょっと見てみますと、少しその傾向が変わりつつあるのかなというような、グラフで見ると、例えば、令和4年から5年にかけては、貯金のほうもちょっと減っているというか、いわゆる基金を取り崩してあると言ったほうがいいのかもわかりませんが、それと、貯金のほうというか、基金のほうの積立てがちょっと崩してあるというのと、貯金のほうはもうちょっと開きが何かちょっとあるようなグラフがあると思う。そういう中で財政運営をやっていこうとすると、どうしても扶助費が毎年1億ぐらい増えているんです。

収入を見てみると、確かに税収も若干上がっています。4年でたしか1億ちょっとぐらい上がっていると思います。毎年、扶助費は1億ずつぐらい増えていっている。そういう中で、今後の財政運営を考えていく中で、そこら辺の課題がちょっと大きなものになるのかなと思いますので、町長に時期挑戦されるという表明もちょっとされましたので、そういう財政の運営について、今後の運営について基本的な何か考えがあれば、教えていただきたいというふうに思うんですが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

まず、基金残高の推移につきましては、一般会計の基金だけ、財調だけを見ると議員御指摘の部分はありますが、全体の基金で見ると、基金なり起債の関係で見ると、そこは健全化しているというふうに認識をいたしてございます。

近年というか、この間、かなり大型事業を防災対策も含めてやっておりますので、有利な起債についてはどんどん、必要な起債についてはやるようにしてございます。そういう中で、新規の地方債の発行額が増えているという部分は一定あるかと思えますけれども、それは、その起債をするほうが町の財政にとってトータルで有利になるという判断の下にやっております。

それから、歳出の部分で扶助費の増加、これも議員御指摘のとおりでございます。近年、扶助費のほうが累増してございます。特に一番増えているのは、障害者の関係の扶助費がかなり、毎年毎年当初予算でもそうですし、それに加えて補正でもずっと増額補正を続けているという状況でございます。そういう中で、今後、公共施設等の更新等も考えていきませんといけませんし、下水道もこれから更新を考えていかないといけないので、それを念頭に、健全な財政運営に今後とも努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 三本柱もちょっと最後になるんですけど、これ、地域づくりに入るのかどうか分かりません。先ほど、人口増加についてお答えになりました。ただ、町長も各行政区で町政報告会をされたときに、特に私の在住している大堰地区では、富多だけが増えているんですけど、あとは全体的に減っているんですよということで、あと、その後いろんな会合でも、私、地域の人たちと話す中で、地域の格差が非常にあるんじゃないかと。その格差が行政サービスに差が出てくるんじゃないかと、例えば小学校校区、大堰小学校も100人切っています。88名かな、何かそれくらいになっていますし、行政区単位でいろんな動きがもうしづらいうような状況になってきているんです。

片一方では、全体的には人口が増えたからという話は大変いいことだと私も思うんですが、そういう地区があるということをしつかりと認識していただきたいんですが、そういう現象に対してどういう考えをお持ちなのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

人口の増減についての地域間格差の御指摘でございます。これは、議員が、今、御指摘いただいたとおりだというふうに認識してございます。

校区別に見ますと、やはり大堰校区のほうが子供の数も減少してございまして、特に富多は人

口も子供の数も増えておりまして、恐らく小学校の半数以上というか大部分が、富多の小学生になっているというのが現状でございます。そういう中で、いろんな分館の行事も含めて、いろんな支障が出ているというふうには認識してございます。

ただ、これについては問題としては非常によく認識しておるんですが、行政だけで全てが解決できるものではございませんので、そこは、地域、特にそれぞれの行政区のほうと十分に話し合いながら、それぞれの行政区の将来像をどう考えていくのかというのを、今後、お話、対話を進めていければと思っております。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） そういうしっかりした認識をお持ちの上で、地域の人と話すときに、人口を増やせとは言わないということなんですよね。いろんな要因があるんですから。少なくとも、今、住みやすいとおっしゃるんです。これを維持できることは、やっぱり基本に考えてもらわないと、例えば、一つは交通が非常に不便とか、買物とか、病院とかに行けないような状況になったときはどうするのかとか、できれば、子供たちが帰ってきて、こちらの近くでもいいから住んでくればというような意見がありますので、そういうことも踏まえて、しかも、今、おっしゃるような地域のコミュニティーというのを大事にしながら、何かいろんな支援策をお願いしたいというのを要望しておきたいというふうに思います。

次に掲げてあるのが、重要施策の着実な推進ということについて、冒頭に述べられました大堰駅踏切改良などの安全・安心の確保、男女共同参画の推進、福祉の充実、産業の振興、文化財の保護の取組において、これら5つをちょっと上げられていました。

そういうことで、1問目と同じようになるかもわかりませんが、本当に予期したような成果が得られているのか否か、そして、その評価とか所信についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

重要施策の着実な推進の評価と所信についての御質問でございます。

まず、1点目の安全・安心の確保についてでございますが、大堰踏切の交差点改良につきましては、福岡県と協議を重ね、都市計画道路を見直し、昨年度、福岡県の新規事業着手箇所採択を頂き、これまで地元から強い要望のございました信号機の設置に向け、公安委員会との協議を進めてまいりました。一定の方向性が出てまいりましたので、先日、地元区長や地権者に対する説明会を開催したところでございます。

今後とも、地元の協力を得ながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、2点目の男女共同参画の推進についてでございますが、第2次男女共同参画推進計画を

策定するとともに、男女共同参画推進団体を新たに立ち上げてございます。

また、役場の女性管理職の割合は4割を超え、県内トップとなっている一方で、審議会における女性の割合は若干上昇してございますが、3割弱にまだとどまっておりますので、今後とも、男女共同参画の推進の取組を取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、福祉の充実についてでございますが、第2期の地域福祉計画や第6期障害者福祉計画を策定するとともに、新たに、認知症予防音楽サロン事業や長寿健康増進事業、高齢者の皆様への補聴器購入助成事業、障害児のデイサービス事業の整備などに取り組んできたところでございます。

次に、産業の振興についてでございますが、大刀洗北部地区圃場整備事業や暗渠排水事業に取り組むとともに、新たに、担い手農地集積促進事業、園芸施設等整備事業の補助対象を拡大してございます。

また、近年のコロナ禍や災害を踏まえ、園芸産地労働力代替緊急支援事業やスマート農業推進強化事業等の活用や収入保険加入への助成、肥料価格高騰対策事業、畜産農業経営安定緊急対策事業、農地等災害復旧単独事業補助金など、被災農家への支援に取り組むとともに、休業要請協力金や中小企業緊急支援金、中小企業等事業継続支援金、家賃軽減支援金、運送事業者支援金、プレミアムクーポン券の発行や商工会のプレミアム商品券への補助拡大などを通じて、町内の農業者や事業者の支援に取り組んできたところでございます。

次に、5点目の文化財の保護についてでございますが、今村天主堂の耐震化や三原城址の発掘作業に取り組むとともに、佐々木家住宅及び三原城址の公有地化に向け測量を実施しているほか、文化財事務所の在り方を検討するため、基本構想策定の準備を進めているところでございます。

このように、いずれの施策もこれまで真摯に取り組み、一定の成果があったものと考えてございますが、今後とも、引き続き、重要施策を着実に推進できるよう、各種事務事業に取り組んでまいります。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 全体的に、今、おっしゃったような取組がなされたんだろうと思います。

ちょっと一、二点、追加してお聞きしたいのは、大堰踏切の改良、今、ちょっと詳しく答弁いただいたんですけど、ある程度、線形が決まったんだろうと思います。今のお話からすればです。私は、そういう道路の交差点改良に併せて、やはりあそこが役場とか派出所とかがあつた一つの、駅もありますので、そういう駅とか観光庁というか、役場とか公共施設を何か含めて、全体的なまちづくりとまではいかないんですけど、計画をきちっとして、駅とか道路等、役場とか公共施設、そこがうまく連携するような全体的なデザインというか、それをやっぱり描くべきだと思う

んです。そういう中に、支障となっていた踏切も改良できる、駅へのアクセスもうまくいくようになるとか、役場へのアクセスについても安心してアプローチできるようになる、何かそういう基本的な構想というか、計画を併せてやるべきだというふうに私は思うんですけど、その点についていかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

議員御指摘の点はよく理解できるところはございますけれども、今回は、とにかく危険な交差点を一日も早く改良して、安全な交差点にしたいという思いで、最短でできる方法を県のほうとも協議をして、今、実施に向けてやっているところでございます。

公共施設等へのアクセス等も含めての点については、歩道の整備等も含めて、そこは県のほうとも協議をしながら、この交差点の改良の中で盛り込める部分は盛り込んでいきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ぜひとも、こんな機会はあまりないわけですから、そういう事業を核として、計画なり構想を練って、町としてできることをどんどん進めていただきたいというふうに思います。

それと、5つの項目を私は言いましたけど、その中でちょっとなかなか見えにくいというか、成果が私自身がちょっとあまり成果が上がっていないのかなというのが、産業の振興についてです。

一般質問でちょっと、私、行いました。企業誘致については、なかなか農地からそういう他の用途への変更というのが、農用地区の問題があったりして非常に厳しい面があるということでございます。それと、農業の振興については、やはり集約化、農地プランというか、何かああいうの実現化が計画されていますけど、なかなか思うように達成できてないというようなことで、もう今一步かなというふうな感じがしております。

そういう中で、やはり今後、取り組まないと、いわゆる一番最初に経常収支比率がナンバーワンに近いと言ったんですが、財政力指数を見れば、もうほぼ真ん中です。例えば30位ぐらいで、これは何が問題かといったら、自主財源がないということだと思えます。やっぱり自主財源を増やさないで、なかなか財政運営も難しいのかなという思いがあります。それには、やっぱりここに掲げているような産業の振興というのが大きなウエートを占めてくるのではないかと思います。だから、そういうマニフェストに掲げられたときと、またちょっと世代が違うのかもわかりませんが、改めて、そういう産業の振興に対する今後の方向性とか、いろんな補助事業を使ってやるということなのかもわかりませんが、非常に単発的に見えて全体が見えないというよう

なイメージを持っていますので、それやっばり、例えば単独ではなくて、もちろん我々もそうでしょうけど、農業団体とかいろんな団体を巻き込んで、そういう環境整備をまずやらないと、なかなかうまくいかないんじゃないかなと私はちょっと思いますので、それについて何か所信があればお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

産業振興に関連してですけれども、企業誘致に関連しましては、議員御指摘のとおりだと思います。企業誘致は、もちろん税収の確保という面もそうなんですけれども、働く場所の確保という意味で大変大切な施策の一つであると考えてございます。ただ、議員から御紹介がございましたように、大刀洗町で新たに企業誘致をしようとした場合、どうしても農振除外の問題がついてまいりますし、農地に企業を誘致することになります。そうした場合、近年の災害の状況を考えますと、まずは河川整備とか、いろんな流末の整備をしないと、なかなか一気に新たに農地をほかの用途に転用するというのが難しい状況がございますので、まずは、そういう防災力の強化に資するような施策をこの4年間取り組んできたところでございます。

また、農業の振興についても、議員御指摘のとおりなんですけれども、本当に、この4年間、コロナ禍と災害対応に追われてというか、そちらの対策で終始をしてしまったというのが実態でございまして、これは、次の質問にも関係しますけれども、今後の10年後、20年後に向けて、本来、一番力を入れないといけない新規就農者の確保、担い手の確保のところなかなか目に見える形で前に進めなかったというのは、御指摘のとおりでございますので、今後、そこをどうやって取り組んでいくかというのは、農業団体の皆さんとも意見交換をさせていただきながら、進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） いろんな各施策については、また一般質問等で行いたいと思います。

次にちょっと移りますけれども、今、新たに挑戦する取組ということで、大刀洗町の10年後とか20年後を見据えた、いわゆる新たな取組の施策というものが掲げられております。

最初は、河川整備や消防機能の強化などのいわゆる防災力の強化です。次に、先ほどもちょっと申し上げましたが、交通弱者対策の取組、そして、地域で経済が循環するような仕組みづくりをやりたいということ、それと、今、ちょっと答弁にもありましたが、新規就農者の確保、育成の担い手の確保をどうするのかということ、それと、近年またぐっと増えてます空き家対策の強化というようなことが掲げられております。

そういった新たに挑戦するということは、なかなか難しい課題があるのかなと思うんですが、

それは取組について、こういうところが予期した成果が得られなかったとか、大体おおむねこの成果が得られたんだと、そういうような成果が得られたのか否か、その評価と所信をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。時間がないので、ちょっと早口でしゃべらせていただきます。

新たな挑戦の評価と所信についての御質問でございます。

まず、マニフェストに掲げた新たな挑戦の5つの課題につきましては、町長就任直後の令和2年3月の野瀬議員の一般質問でもお答えしましたとおり、これまでも問題視され議論も行われてまいりましたが、いまだその道筋すら見通せていない大きな課題と認識してございます。

そして、これらの課題を行政だけで解決することは困難であり、課題解決のためには、地域の皆様がこれらの課題を自分事として考え、取り組んでいくことが必要不可欠です。このため、速攻性のある解決策を見出すことは困難だとしても、だからこそ、大刀洗町の10年後、20年後の未来を見据え、今、これらの課題に取り組んでいくことが必要と考え、今後、これらの課題に取り組んでいく決意を地域の皆様や役場の職員にも目に見える形で示すために、マニフェストに掲げたところでございます。

まず、1点目の防災力の強化についてでございますが、菅野橋をはじめ災害復旧や鶴木川の整備、床島地区の内水排除に向けた調査整備や流域治水の観点から、ため池のしゅんせつに着手するとともに、運動公園のグラウンドを再整備してございます。

国、県の事業では、筑後川のしゅんせつや小石原川、大刀洗川、陣屋川の災害復旧や護岸整備のほか、有本橋や猪本橋の架け替えに取り組むとともに、流域治水の観点から、大刀洗川、陣屋川において調節池の整備に取り組んでございます。

また、消防団の内水排除用ポンプや救命ボート等の資機材の配備や、機能別消防団制度の創設、避難所機能を強化した中央公民館の大規模改修や防災倉庫の整備などに取り組み、救助能力向上や災害対応の迅速性・確実性の強化を図ってまいりました。

また、防災専門官を増員し、自主防災組織の防災訓練、小中学校の防災教室や避難訓練、町内の老人福祉施設や保育園が行う防災訓練などへ派遣して、防災啓発や防火指導を行うとともに、防災士の育成支援などを通じて、住民の皆様の防災への意識改革、防災教育の充実並びに各施設と地域住民を対象とした防災力向上を図ってきたところでございます。

さらに、緊急告知防災ラジオの貸与の拡大やKBCテレビのdボタン広報誌、LINEを活用した情報発信、防災行政無線の整備など、住民の皆様への防災情報の伝達手段の多重化・多様化に取り組んできたところでございます。

次に、2点目の交通弱者対策についてでございますが、甘木鉄道や西鉄路線バス北野線の維持確保対策に取り組むとともに、西鉄甘木線についても、本郷駅、大堰駅近くに送迎用自動車待機場を整備したほか、枝豆収穫祭の開催やくらの細道、甘木線100周年企画のイベントへの支援など、利用促進を応援してございます。

また、移動スーパーへの支援や町内巡回バスの試行運転に続き、ひばり号の運行に取り組んでおり、現在516名の皆様に御登録を頂いているところでございます。

次に、3点目の経済が循環する仕組みについてでございますが、町直営のマルシェ、かてての充実に取り組むとともに、コロナ禍、物価高を踏まえ、町民の皆様の暮らしと町内の事業者を応援するため、プレミアムクーポン券を配布するとともに、商工会のプレミアム付き商品券のプレミアム率及び発行額を拡大してございます。

次に、4点目の担い手確保についてですが、将来の地域農業の在り方について、人・農地プランの実質化に取り組むとともに、新たに新規就農セミナーを開催するなど、担い手の確保・育成に取り組んでおります。

5点目の空き家対策の強化についてでございますが、緊急的な危険回避に必要な最小限度の措置を可能とするよう条例を改正するとともに、危険な空き家の撤去を推進するため、不良空き家等除却の補助制度を新たに創設したほか、空き家バンクへの登録を促すために、新たに空き家バンク相続登記補助金制度を創設してございます。

このように、いずれの施策にもこれまで真摯に取り組み、一定の成果があったものと考えてございますが、先ほどもお答えしましたとおり、この新たな挑戦の5つの課題については、行政がこれだけやれば全て解決するというようなものではなくて、なかなか速攻性のある解決策を見いだすことは困難でございますが、大刀洗町の10年後、20年後の未来を見据え、今後とも地域の皆様と対話を繰り返しながら、これらの課題に取り組んでまいりたいと考えてございます。

特に、なかなか思うようにいかなかったという点でいうと、3番目の経済の循環する仕組みであったり、4番目の担い手確保、あと5番目の空き家の利活用のところがまだまだこれからだというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと時間も押し迫っています。ちょっと簡単に、交通弱者対策で循環バスとか乗り合いタクシーをやってあって、乗り合いタクシーが最近ちょっと増えてきているのかなと思う。

ただ、今、国等で議論されてるのが、ライドシェアということが議論されていると思うんです。あれはむしろ、私たちみたいな、町の中もちろんそうなんですけど、ここの田舎と言ったら怒られますね。こういう地域で近所の方がお送り迎えできるような、そういうライドシェアの制度

をちょっと考えたらどうかなど。いろんな法的な制約があると思うんですが、国がそういう考え方で少し動き出しているということであれば、ある程度、そこら辺の検討もしていったらどうかということですが、何か考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

今、ちょっと手持ちで持ってきておりません。正確なことは言えないんですけども、今、国のほうで議論が行われているライドシェアについて、恐らく、すみません、不正確だったら申し訳ないです。道路運送法の78条の2号と3号を拡大して、もう少し使いやすくしたらどうかというのが、今、議論されているというふうに認識しております。

2号のほうの自家用有償旅客運送については、社会福祉協議会に委託をお願いをしているところでございますが、それだけでは交通弱者対策が十分にできないということで、それ以外に、3号というのは国交省の課長通知で、例外的に指定がされているのをそれを今増やせという議論がされていて、明日また国交省のほうから、その見解が出るというふうにお聞きしていますので、そういうのも踏まえて、活用できるものは活用してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） そういう国の動きとか、私どもの地域の実態に合ったようなシステムが新たに提案できるようなこともちょっと考えていただきたいなというふうなことを要望しておきたいと思います。

それと、もう一つは、空き家のことを先ほどちょっと言われました。たしか令和5年、今年の6月に、空き家の特措法の一部が改正されておるんです。それを受けて、今後の空き家対策も少しやりやすくなるのかなと、私は中身をよく読んでいないんですけど、いわゆる特定空き家の除去とか、そういうのがしやすくなるような気がするんです。だから、そういうことに対して、何らかの取組がされるのかどうかというのをちょっとお伺いできればと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

正確に持ってきていませんのであれなんですけど、特措法が改正されたというのは、議員御指摘のとおりでございます。所有者の責務が強化をされてございます。また、国、自治体の施策に対する協力義務というのが新たに設けられてございますので、その辺も踏まえて、必要な対策を今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと詳しいことが分かれば、それを今の対策の中で十分生かされて施行していただきたいというふうなことを要望しておきます。

次の質問に移ります。

次が、ダムの事前放流についてということで、これは令和元年の12月の12日付で既存ダムの洪水調整機能の強化に向けた基本方針というものが示されております。そして、令和2年4月には、国土交通省水管理国土保全局において、事前放流ガイドラインというものが策定をされております。その中に、事前放流の目的として、事前放流は治水の計画規模や河川、ダム等の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川の沿線における洪水被害の防止、軽減というものを目的とするというふうにはっきり明記されておるんです。

また、事前放流を実施するに当たっての基本的事項をまとめた事前放流のガイドラインというものがあって、その中では、いわゆる予測降雨量の設定方法等について、洪水に対する事前放流の実施判断は3日前から行うことを基本とするというふうに書かれています。これは最近の気象情報が非常に正確になってきているのを踏まえてだろうと思います。

上流にダムを持っていますいわゆる河川、大堰校区には、佐田川と小石原川がございます。そういう下流域でそれが筑後川に合流しているということになるんですけど、ここ数年の豪雨で、毎年浸水被害を受けて、流域住民にとっては河川整備が喫緊の課題ということではありますけれども、相当な時間と費用を要するというふうに聞いております。

したがって、幾らかでも被害を少なくするために、河川の流れを阻害している堆積土砂の除去とか、いわゆる河床の整備といいますか、そういうものを早急に実施していただきたいということとは前から申し上げているとおりでございます。

あわせて、ダムの事前放流が的確に実施されることが、河川沿線地域にとっては洪水の被害の軽減防止に大きな役割を果たすものというふうに私は期待をしておるところでございます。しかしながら、今年の7月の豪雨では、寺内ダムの佐田川下流域の床島地区や小石原川、江川ダムの下流域の菅野、西原などで大きな浸水被害がやっぱり発生をいたしました。

寺内ダムでは緊急放流が行われ、小石原川ダムにおいても緊急放流が予定されるというような事態に至ったというふうに聞き及んでおります。しかしながら、ダムの事前放流は実施されていないというふうに聞きまして、なぜ実施されなかったのかというのが、地域の方々に非常に怒りの声が聞こえてまいりました。

私は、令和2年6月の定例会及び令和5年5月の定例会においても、浸水対策及びダムの事前放流などについて、一般質問を行ったところではございます。今回改めて、以下の3点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目ですが、寺内ダム、それから江川ダム、小石原川ダムのそれぞれの洪水調節容量と事前放流可能容量というのは大体どうなっているのか、また、事前放流する判断基準とか、事前放流の効果というのがどういうふうに捉えられているのかを、まず、お伺いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問のダムの事前放流について答弁をいたします。

寺内ダム、江川ダム、小石原川ダムの洪水調節容量と事前放流可能容量、事前放流の判断基準と効果についての御質問でございます。

まず、洪水調節容量と事前放流可能容量についてでございますが、洪水調節容量については、寺内ダムが700万立米、小石原川ダムが410万立米となっております。

また、事前放流可能容量につきましては、最大で、寺内ダムが約540万立米、江川ダムが約228万立米、小石原川ダムが約378万立米となっております。

なお、寺内ダムにつきましては、本年度から令和11年度完成を目指して、洪水時最高水位の見直しと利水容量の振替による寺内ダム再生事業に取り組むこととされておりまして、完成時には、洪水調節容量が新たに180万立米増加し、880万立米となる予定でございます。

ダムを管理する水資源機構のほうからは、これが完成した暁には、例えば、今年度の降雨でも緊急放流には至らなかったはずだというふうな説明を受けているところでございます。

次に、事前放流の判断基準と効果についてでございますが、事前放流は、ダムごとに事前放流により貯水位を低下させることのできる限度の水位があらかじめ定められておりまして、事前放流の実施に際しては、ダム上流域での基準値以上の雨が降ると予測され、かつ、ダムの洪水調節容量及び利水容量の空き容量では調節し切れないと予測された場合に実施することとされてございます。

事前放流の効果としましては、適切に事前放流が実施されれば、大雨時の洪水調節容量が増加することになりますので、大きな治水効果につながるものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今、答弁いただいたものを含めると、事前放流を全部合わせれば1,000万トンぐらいになりますよね。もともと持っている機能と合わせればかなりのものになるということで、多分、寺内ダムの総容量を上回るんじゃないかなというぐらいの効果といたしますか、そういう放流ができるということで、今、非常に事前放流をするに当たっては厳しい条件があるだろうと思います。そういう中で、今年の7月10日の豪雨で寺内ダムの緊急放流が行われ、小石原川ダムも緊急放流が予定されていたと先ほど申し上げました。

毎年のように浸水被害を受けるいわゆる自治体として、ダム管理者とか、いわゆる河川管理者に対して、どういう対応をなさったのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

7月10日の緊急放流を受けて、ダム管理者、河川管理者へどういう対応したかという御質問

でございます。

まず、ダム管理者の水資源機構とは、災害後の7月21日に水資源機構筑後川上流総合管理所長と寺内ダム管理所長に対しまして、線状降水帯の発生も想定した事前放流の基準の見直しと柔軟な防災操作について要望したところでございます。

また、このほか、今月1日にも、朝倉ダム総合事務所長に対し、事前放流の弾力的な運用を要望したところでございます。

また、筑後川改修期成同盟会、大刀洗川及び陣屋川の各改修促進期成会や県の町村会などでの要望活動等の機会を捉えまして、河川を管理する国土交通省九州地方整備局や筑後川河川事務所、福岡県県土整備部に対しまして、筑後川水系河川整備計画に基づく治水対策事業の早期整備と筑後川の本川はもとより、支川も含めた堤防改修や河道の掘削による流化能力の確保、支川の氾濫を防ぐための総合的な内水対策の推進など、抜本的な治水対策の推進に加え、筑後川上流の玖珠川上流域での治水対策、流量制御施設整備の検討や平成29年の九州北部豪雨以降の雨量を基に、筑後川水系河川整備計画を見直すよう要望しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今、おっしゃるのはよく分かりまして、当然、小石原川も佐田川も下流域、合流域を持っていますので、そこからのバックウォーターでどんどん水位は上がっていくということです。今年、現場行かれたんだと思うんですけど、佐田川は、いわゆる氾濫危険水位をはるかに越えて、そして緊急放流するという事態で、佐田川橋を越えるような事態になって、たしか土のうまで積んだと思うんですけど、ああいう事態になったときに、やっぱり地元の人たちはそういう詳しいことじゃなくて、こんなに天気予報が当たるとやったら、何で前から放流せんとなという声が物すごく厳しいんです。だからそれは、今おっしゃったように、基準はあるのかもわかりませんが、そういう線状降水帯の発生状況とかいうのも毎年精度が進んでいると思いますので、そこは弾力的に、やっぱりルールを少し見直すなり、あるいはそういう措置ができるようお願いしたいと思います。

せっかくそんだけのポケットがあって、一切使いませんでしたんじゃ、ちょっと言い訳ができないというか、そういうことでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、これは最後になりますけど、3点目でございます。流域治水という言葉が、住民協議会でも流域治水というのが取り上げられています。あれは昔から非常に私は有効だなと思ってまして、そういう流域治水の観点からも、流域沿線の自治体、そういうところがやっぱり連携して、今も申し上げましたような事前放流など、弾力的で効果的な運用というのをやっぱり求めていくべきだと、何も自治体だけではなくて、例えば両筑土地改良区ですとか、そういう土地改良区組合とかを巻き込んで、もっと下流域のそういう浸水被害を十分考えてくれというようなこと

も併せて、何か協議会じゃないですけど、そういう場をやっぱりつくって行って、流域沿線自治体等として強く申入れしていくというようなことが大事かなと思うんですが、それについて何かお考えがあれば、お伺いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

事前放流など、弾力的、効果的な運用について、流域が連携してやっていくべきではないかという御質問でございます。

先ほど答弁しましたとおり、大刀洗町としては、ダム管理者の水資源機構に対し事前放流の弾力的な運用を要望してきているところでございます。

一方で、河川整備とか災害対策全般については、流域でまとまって、それは国交省なり要望しているところなんですけど、この事前放流に関しましては、利水と治水というのが裏腹の関係にございまして、今、両筑土地改良区の話もされましたけれども、そこはなかなかまだ意見が一致が見られていない、例えば、朝倉市とかに聞きましても、防災部局としては事前放流をどんどん柔軟的にやってほしい、ただ利水をする農業部門については、また違う考えもあるみたいなので、いろいろと調整が困難な面もございまして、まずは上流の朝倉市のほうと話をしてみたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっとほかにも人口の問題についてはちょっと質問したかったし、河川の改修等についても質問したかったので、ほかの議員がちょっと質問予定されていますので、そこでしっかりと質問させていただきたいと思っておりますので、私の質問はこれで終わります。

○議長（高橋 直也） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩を挟みます。議場の時計で11時25分より再開いたします。

休憩 午前11時12分

.....

再開 午前11時25分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議会を再開いたします。

次に、通告を受けております9番、大石純議員、発言席からお願いいたします。大石議員。

9番 大石 純議員 質問事項

1. 道の駅、町の駅について

○議員（9番 大石 純） 議員番号9番、大石純です。議長の許可を得られましたので、発言

させていただきます。新人議員としてトップバッターの一般質問ですので、どうかお手柔らかにお願いしたいと思います。

今、農業は、就労者年齢の高齢化、後継者不足、大変な危機的な状況が叫ばれております。このまま放置すれば、食料自給率は、現在でもカロリーベースで38%、今後は、さらに激減してしまい、やがては国難の危機となり、農業の未来は非常に厳しくなっていきます。

一方、食料の安全性というのが今叫ばれております。それにこだわる方々も急増いたしております。低農薬はおろか、有機農産品、さらには化学肥料さえ用いない完全無農薬、いわゆるオーガニック食材、日本だけではなく、世界的にも大ブームになろうとしております。

そこで、我が町大刀洗、大切な基幹産業である農業、この農業を継続発展させていくことこそ私たちに課せられた使命ではないでしょうか。そのすばらしい農産物を地域に知らせめ攪拌する最も有効な方法、それが道の駅の直販です。

ここで、私の知見不足で「道の駅」ということを書いておりますが、大規模定常の道の駅という意味で、今後は「道の駅」に統一させていただきますことをお許してください。

さて、道の駅、お近くでは筑前町の「みなみの里」、朝倉市の「三連水車の里あさくら」、うきは市の「道の駅うきは」、大変な活況を呈しております。休日では午前中に出品物が何回も回転しているという状況でございます。

さて、我が町大刀洗には道の駅がございません。食にこだわる町民の皆様は、わざわざ、先ほど申し上げた近隣の道の駅に買物に出かけ、農業生産されている方は、地元ではないので、わざわざ特別な枠を分けてもらい、出品させていただく方もたくさんいらっしゃる聞いております。

さて、質問です。今まで道の駅の計画はありましたでしょうか。また、あったとすれば、それを中止された理由。今後計画される予定はあるか。また、その予定地として2万2,000坪以上ある広大な下高橋官衙遺跡を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

以上の3つをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員質問の道の駅について答弁をいたします。

まず、1点目の過去に道の駅を造る構想はあったのかについてですが、道の駅につきましては、下高橋官衙遺跡の整備基本計画において、おおむね20年から50年後を目標とする長期整備に、課題として中島堤の公園的利用の促進と併せ、史跡指定地域外に道の駅の設置を含めた地域振興ゾーンの公有地化が記載されておりますが、私が知る限り、それ以外に、過去に大刀洗町において道の駅を造る具体的な検討が行われたことはなかったものと認識してございます。

次に、2点目の今後、道の駅を造る町の考えについてですが、道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と、地域の振興に寄与することを目的とした施設であり、1つ目に、

24時間無料で利用できる駐車場・トイレなどの道路利用者のための休憩機能と、2つ目に、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして、3つ目に直売所・飲食施設などの地域振興施設等で、地域と交流を図る地域連携機能の3つが主なコンセプトとなっております。

議員御質問の道の駅につきましては、地産地消を推進するとともに、町内外から町内に人を呼び込み、マニフェストでも掲げております地域で経済が循環する仕組みの観点からも有効な施策の一つと考えてございます。

一方で、道の駅の設置については、事前に国土交通省をはじめ、関係機関との十分な調整が必要なことや、町内外から継続的に利用してもらう観点からは、いかに魅力的な施設として魅力的な商品を集められるか、県内のほかの道の駅や直売所との差別化が重要と考えてございまして、今後、JAをはじめ農業関係者の皆様の意向や、事業主体の考え方、設置場所、設置費用等ランニングコスト、集荷体制、整備に要する期間等、幅広く調査研究してまいりたいと考えてございます。

次に、3点目の候補地としての下高橋官衙遺跡の活用につきましては、教育委員会から答弁いただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 大石議員御質問の道の駅の候補地として、下高橋官衙遺跡の広大な土地を活用できないかという御質問につきましては、国の史跡でございますので制限がございます。詳しい詳細については生涯学習課長が答弁いたします。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、私から答弁させていただきます。

まず、下高橋官衙遺跡については、御存じのとおり国の指定史跡でございます。国の指定史跡の隣接地に整備された道の駅というのは、県内外にも例がございますけれども、史跡内を道の駅として整備するのは難しいものと考えております。

理由としましては、現地の土地の購入、それから、整備に当たっては国・県から9割近い補助金を得ております。その補助の条件としまして、史跡を保存するための整備を行うことというふうな条件がついております。これを道の駅として整備をしたいという場合、目的外使用、それから、現状変更の許可を文化庁から得る必要がございます。

ただし、道の駅の整備となりますと、店舗やトイレの建設、それから、駐車場の整備等、遺跡に重大な影響を及ぼす工事等が必要となってきます。このため、保存に適した整備とは認められず、許可が得にくいものと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 再質問ありますか。大石純議員。

○議員（９番 大石 純） 国の抵抗とか法規等の縛りもあることは十分に承知いたしております。

ただ、下高橋官衙遺跡立地条件というのを考えても、県道５３号というのは将来４車線化にされ、３号線のバイパスとしての位置づけになると聞いております。

小郡インターチェンジから側近という最高のアクセスであり、小郡市さんがコストコの誘致をするという話も聞いておりますが、お客様の誘導という観点からも、多大なる集客が望め、最適な場所であると私は確信いたしております。

遺跡としては現時点でも十分に必要なデータは取ってあると思います。埋め戻されているということ自体、調査はされ尽くしたのではないかなという感があります。９９年ですから、四半世紀近くたった現在、そろそろこういうのも造ってもいいんじゃないでしょうかと、これだけの土地を未来永劫塩漬けにし続ける意味というのは、私はないんじゃないかなというふうに思います。

一方、大刀洗の農産物、以前から航空便で関東圏や香港等の外国にも出荷されていると聞いております。それは大刀洗産の農産物が求められているということだと思います。

ただ、私たちが思う問題点は、大刀洗の農産物を町民や近隣の地区に紹介する場がないんじゃないかと思っております。せっかくこれだけの評価を受けている農産物を、近隣の皆様に定常的に紹介する場がないということは本当にもったいないことではないかと思っております。

また、有機農産物、完全無農薬農産物、オーガニック食材についてですが、大刀洗には、若い方々、あるいは会社を退職された方々が、ＮＰＯ法人等を立ち上げるなどして、生産に挑戦されている方が数多くいらっしゃいます。彼らが口々に言われることは、その出品し宣伝する場をつくってほしいという切実な願いであります。

インターネット等で通販するにしても、定常的な、いわゆるアンテナショップというものが必要になります。そこで評価を得た商品というのは、口コミで日本中に広がっていき、大量通販にもつながっていくと思います。その意味で、道の駅は非常に重要であると私は考えております。畑や田んぼの面積に恵まれるこの緑あふれる大刀洗だからこそ、それを有効に生かす政策が必要だと思います。

農業後継者が、若者世代が、農業に魅力を持てるように、町全体が全力を挙げて支援していくことが重要ですが、そのためには、利益を出し稼ぐことができる農業の提案というものが必要ではないかと思っております。大刀洗産の農産物のブランド化、道の駅の大規模定常農産物直売所というものを通じて、農業従事者が安心して参画できる環境をつくる必要があると思います。

また、農産物のみならず、大刀洗産・オリジナル品・特産品の直売所としても、さらなるブランディング、ブランドアップの場所としての活用を考えますと、道の駅の可能性、私は無限大ではないかと思っております。

さらには、広域防災という立場で、ここを開発することで、将来的に防災道の駅としての機能も持たせることもできるのではないか、町民の安全・安心な暮らしづくりにも十分活用できると考えております。

さらに、さらにですけれども、この広大な駐車場があるということで、町の広場として位置づけることができれば、現在行われているドリームまつりや枝豆祭り等のイベント会場としての場所としてフル活用をすることもできるんじゃないかなと思います。

こういうことを考えていきますと、夢が無限大に広がるような気がします。ぜひ、この構想を前向きに町全体で考えていかれるということ強く希望いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（高橋 直也） これで、大石純議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここでお昼の暫時休憩を挟みます。議場の時計で1時から再開したいと思います。

休憩 午前11時39分

.....

再開 午後1時00分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

5番、實藤量徳議員、発言席からお願いいたします。實藤議員。

5番 實藤 量徳議員 質問事項

1. 教育行政の現状について

○議員（5番 實藤 量徳） 議員番号5番、實藤量徳。議長の発言許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

私は、この数年、全国的に教師不足となっております。当大刀洗圏におきましては、不足というか、いっぱいいっぱいのところをやっていると聞いております。このように教師を志す学生が年々減少しているということに対し、教育長はどのようにお考えで、また、大刀洗町として、教師に対して何を望んでいらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 實藤議員御質問の教育行政について答弁をいたします。

今御質問いただきました教師不足の現状をどのように捉えているのか、そして、理想としている教師像についてどのように考えているのかという質問です。御質問いただきまして感謝申し上げます。御質問いただきまして感謝申し上げます。

議員教員が御心配いただいていますように、現在、教師不足等の問題につきましては、国・県

におきましても数年前から教職員の大量退職や、それから、教員採用を希望する志願者の減少に伴い、正式な先生に対して、常勤として入る先生のことを定数欠講師といいますけども、定数欠講師ですね。その先生方が未配置になったり、あるいは正規教員の産休、それから育休、また、病休代替講師が不足するなど大きな課題となっているところです。

本町におきましても、教育の質をいかに担保、そして維持していくかという観点から、非常に重要な課題だと私自身認識しているところです。これにつきましては、福岡県教育委員会においても、本年度の採用試験から大学等推薦特別選考や社会人経験者特例等の導入、また、教員の調整額の見直しについて、国への要望など行われているところです。

町教育委員会といたしましても、先生方の働き方改革及び部活動に関する指針を昨年改定いたしまして、教職員がより働きやすい職場環境づくりの取組または意識改革を進めさせていただいているところです。

次に、理想の教師像についてでございますが、その時代に求められる教師像につきましては、求められる資質・能力として繰り返し述べられてきました。例えば、教育への使命感、情熱、責任感、そして子供への愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的な指導力、そして総合的な人間力、コミュニケーション能力等々は、これは普遍的に備えるべき資質・能力だというふうに考えているところです。

しかし、変化が今のように激しい時代においては、これから教員に求められる資質・能力も変化しており、今後さらに求められる教師像については、1つ目は、自律的に学び続ける教師、そして2つ目は、新たな課題に対応できる教師、3つ目は、組織的そして協同的に課題解決できる教師が求められるというふうに私自身考えているところです。

以上で、實藤議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） ありがとうございます。今、教育長から理想の教師像、また、大刀洗町の教育界における教師の在り方というか、そういうのを御答弁いただきましたので、それに併せて次の質問をさせていただきます。

今年の学力調査の結果によりますと、特に中学校においてははるく向上しているということで、何が原因とお考えですか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 中学校において学力が向上している要因の質問でございます。ありがとうございます。

議員御質問がありましたように、学力向上においては、その指標として、毎年、全国、そして県の学力学習状況調査が4月と6月に実施されております。これまで小学校は一定の成果を挙げ

ましたが、議員おっしゃられますように、中学校ではなかなか思うような成果が出ませんでした
が、昨年度、そして本年度の調査で、全教科、国語・数学・英語ですけれども、全国県平均を達成
するまでになっているところです。

議員御質問の学力が向上してきた要因についてですけれども、私自身は3つほど考えていると
ころです。1つ目は、平成20年以降、学校教育推進事業、これは1期を3年ずつなんですけれども、
5期にわたって継続してきたことが1つ。2つ目は、平成27年度から、町内の全小中学校にお
いて、授業改善の柱として、元東京大学の市川先生が提唱されています「教えて考えさせる授
業」を取り入れたこと。そして、令和元年度からは、子供の学校生活の安定を促す柱として、効
果のある指導、これは久賀先生でございますけれども、これに取り組んできたことが2つ目として
あるのではないかというふうに考えています。3つ目は、大刀洗中学校において、昨年度まで福
岡県学力推進事業、3か年の事業改善と学力向上に取り組んできたことが成果だというふうに大
きく捉えているところです。また、それだけではなくて、町政の柱となっています子育て支援、
教育環境の充実による学校施設設備の整備、そして人的支援、特別支援教育の充実等が大きな要
因だと、大きく4つ目として捉えているところです。

私としましては、本年度も引き続き学校教育推進事業第6期として、本年度を初年度として、
これから引き続き、骨太の学力ということで、認知能力と非認知能力を総合して子供たちの学力
を目指しながら取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上で、實藤議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） おととしからですかね、タブレットを使った事業をやり出したのは。
聞くところによりますと、自宅に持ち帰り、特にコロナ禍の場合は、タブレットでの自宅で学習
ができたというのは、結構学力の上がった要因の一つではないかという話を聞いておりますが、
それも大きな要因ではないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員おっしゃられるように、ICTの環境整備もひとつ先ほど言いまし
たように、学校施設の設備の整備として大きく捉えているところでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それでは続きまして、まず、先ほどの私から言いました教師の成り
手がないということにおきまして、やはり教育業界というのはブラック企業というか、働く場合
において、というふうな印象を持たれている方も結構学生では多いと思うんですよ。

就業があってないようなもんで、仕事をそのまま持ち帰って家でやんなきゃいけないとか、そ
ういう時間外とか時間外労働、それと部活とか、そういうのに時間を取られるとか、そうい

う長時間において労働があるということに対して教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御質問の内容ですけれども、今おっしゃってあるような、マスコミ等で報道されますブラック企業であるとかいう報道については、非常に私自身はちょっと残念でならないというところがございます。

本来、教師というのは、子供たちの成長を見守りながら、非常にやりがいのある仕事だというふうに私自身は認識しているところがございますので、そういったものがもう少しクローズアップされて、子供たちの成長を見守る重要な仕事であるということが伝わるということを非常に願っているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それでは、中学校における部活の顧問は皆さん強制ですか。（発言する者あり）一人一人が。（発言する者あり）顧問です。部活の顧問をやんなきゃいけないかということですか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 部活動の顧問は強制かということでございますけれども、中学校におきましては、今現在、部活動については学校教育の一環として位置づけられていますので、平日においても土日の部活動においても、それぞれ先生方の御希望を聞きながら、学校のほうで調整させていただいて、誰がどの部活動を持つのかということ、担当を決めさせていただいているような状況でございます。

本町の大刀洗中学校においては、現在12の部活動がございますけれども、それぞれ大体複数が担当させていただいていますので、それぞれが割り振っていきながら、働きやすい部活動の運営というか、そういったものを工夫してやられているというふうな報告を聞いているところでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それでしたら断ることもできるんですか。私は持ちませんというのもできるということですか。それとも、それは教育一環だからできませんですか。部活の顧問になるのに。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 調整でございますので、その理解と御協力の下に部活動の運営は成り立っているというふうに御理解いただけたらというふうに思います。

もちろん、この部活動はしないという断る権利は、もちろん先生方にもございますので、そこ

はまた部活動の運営を進めていくための話合いが先生方で持たれますので、先ほど言いましたように、それぞれどの担当を持つのかということ、それぞれの先生方等でお互いに理解、そして協力しながら運営していただいているというのが現状だというふうに認識しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それで、大刀洗中学ではうまく回っているということで理解してよろしいんですね。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） お察しのとおりだというふうに思っているところです。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それではよかったです。

それと、今、大刀洗町に5つのプールがございますが、プールというのは夏場しか使わないんですが、大体年間どれぐらいの使用回数があるかというのを教えていただきたいです。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 学校に確認しましたところ、地元の大堰小学校のほうをちょっと確認しましたんですけども、高学年が6月20日にプール開き、中学年が21日、低学年が22日にプール開きをしていただいております。そして、7月20日が就業式でございましたので、その前日までが大体プールが使えるような期間という形になりますので、大体平日としましては21日間という形になってきます。

今年度はですけども、7月10日と11日の大雨ですけども、学校が休業になったこともありますし、その大雨でプールに泥水が入ってきたということもありましたので、その11日以降につきましてはプールが使えないような状況でございましたので、実際使えた日にちとしましては9日間となります。もし、大雨以降でも使えたとしましたら、大体14日間使えたのではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 年間14日から20日ぐらいを使うということですね。1年365日のうちの14日間から20日間ということですね。

私たちが小さい頃というのは、夏休みもプール開放で1か月間なり40日間有効に使っておいりましたが、今は全く使っていないということですね。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 夏休み期間中のプール開放につきましては、基本的に学校行事では

ございませんで、あくまでもPTA、保護者の活動によつての巡視という形になっておりますけれども、ここ数年というか、以前からですけども、各学校のPTAのほうではプールの巡回ができないということでございますので、夏休み期間中のプールの使用はあっておりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） そしたら、ただ置いておくだけでしたら、維持費、維持管理というか、水漏れしたりとか、何年に一度ペンキ塗ったりとかしなくちゃいけませんよね。あれどれくらいかかるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） プールの維持管理費でございますけども、令和元年度からこの直近の5年間でございますけども、大体、5校合わせて約1,000万円かかっております。そのうちの2分の1が塩素剤や浄化槽の装置等の保守点検業務、または清掃関係の委託料の経常的な経費となります。

残り2分の1が修繕にかかったような経費でございまして、今年度につきましては大堰小学校のプールの塗装工事で約340万円かかっているような状況でございます。

すみません。プールにつきましては、ただ泳ぐだけでなく、火災時のときの防火水槽的な役割もございまして、その部分についても御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それは、あくまでもプールの周りのものですよね。色を塗ったり、ペンキで。ポンプとか結構高いやつというのも何年間にやっぱり交換しています。交換というか、修理とか出ていますよね。それで、どれくらいかかっているかというのを教えてください。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 大堰小学校でございましたならば、令和3年ですけども、プールのろ過装置の取替工事で約50万円ほどの経費がかかっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 今、1校に対してなので、ほかの4校に対してもあと何年かしたらまたそのようなことが起きるといふことですよ。

聞くとおきよりますと、プールの耐用年数というか、大体、減価償却は30年、40年でしたっけ。本体がもつのが六、七十年というふう聞いております。それを直しながら長く使っていくということですが。

今、教育というのに結構お金かかりますよね、いろいろなものに対して。先ほど言いましたタブレットにしても、国からお金が来ますが、ランニングコストとか、そういうのを、いろいろ今からかかってくると思うんです、エアコンにしても。だから、できるだけ集約できるものは集約して、だから、プールでしたらもう少し減らして一緒に使うというか、そういう考えというのはお持ちじゃないんですか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 實藤議員の考えとしましては、恐らく4小学校1中がございますので、それを1つ、プールにまとめて利活用した方が経費的に安くなるんじゃないかという趣旨の御質問かというふうに思っております。

先ほど議員がおっしゃったとおり、プールの償却資産的な感じでいきますと30年でございませうけれども、長寿命化を図りながらやっていく分につきましては、50年ないし70年をかけて利活用していきなさいというのが文科省の考えでございますので、大刀洗町内の小学校につきましては、昭和37年ないし昭和40年に造られて大分経過しておりますけれども、今までですけれども、大規模改修を数千万かけながら長寿命化を図ってきているものでございます。

大刀洗中学校におきましても、平成10年に建て替えを行いまして、そのときが約1億6,000万ほどの経費がかかっております。ですので、また、仮に大刀洗中学校に立原中学校に1つのプールを残したままになって、小学校のプールを廃止した場合でございますけれども、小学校と中学校の移動時間もかかりますし、また、プールの利活用の割り振り関係もいろいろあると思いますので。

そうなりますと、授業のこま数をですね、体育の水泳のこま数を、移動時間も取られてしまいますので、こま数の確保も難しいかと思っておりますし、移動の時にマイクロバス等の活用もなかなか必要となってきますので、そういう分も含めますと、今現在、既存のプールにつきましては特に問題なく使用できておりますので、教育委員会としましては、今までどおり維持管理を行いながら、長寿命化を図りながら、現在、利活用していきたいと思っておりますので、今のところプールの統廃合というような、一つにまとめようという考えはございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 分かりましたが、将来的にも全然、試算とかも取っていないということですか。あと何十年かしたら、だんだん子供が減ってくるかも分かんないし、そのときのために計算だけでもしとこうとか、どれくらい経費がかかるとか、時間的にできないだろうとか、そういうことは全然考えていらっしやらないということですね。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 今のところ、そういう試算は行ってはおりません。

たしか今年ぐらいだったと思います。どこか県外の自治体でございますけども、神奈川でしたっけ、ちょっと忘れちゃったけども、今後20年間のうちで、プールの改修等も、建て替え等を含めて、その経費と民間委託した場合ですけども、その委託したときの経費を考えたところ、民間委託したほうが安く上がるということでありまして、その市におきましては、全て、多分小学校だったと思いますけども、プールを民間委託にしましたという報道か何かあったと思います。そういうのを聞いております。

大刀洗町におきましては、まだ今のところ、そういう試算を行っておりませんし、仮に行うにしても、小郡市とか朝倉市に多分民間のプールがあると思いますけども、多分そういうところをお願いして、どのぐらいの経費がかかるのか試算が必要かと思っておりますけれども、今のところ、そういう試算につきましても考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） では、今のままちょっと続けていこうかという考えでございますね。

どうしても大刀洗町というのは、そんなにお金持ちのあれではございませんので、いろいろ考えていただきながら、なるべく経費が出ないようにしていただきたいと思います。

教師の働き方改革においての、いろいろな努力をされているということをお聞きして安心はしておりますが、今からなるべく働きやすい職場をつくっていただきたいと思います。これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） これで、實藤量徳議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） 次に、3番、中村竜博議員、発言席からお願いいたします。中村議員。

3番 中村 竜博議員 質問事項

1. 地域防災について
2. 大刀洗町の人口増加について

○議員（3番 中村 竜博） 議席番号3番、新人議員の中村竜博と申します。よろしくお願いたします。

初の一般質問ということで少し緊張しておりますので、お手柔らかな答弁、よろしくお願いたします。

私、大きく2つ質問をさせていただきたいと思っております。今回、私の質問は、地域防災について、主に消防団の団員不足についてと、大刀洗町の人口増加について質問をさせていただきます。

私も10年ほど前まで消防団に所属していたこともありまして、当時から消防団の団員不足というのが問題化されておりました。私が確認したところ、現状では消防団員の団員の不足が多少なりとも起こり始めているということを伺っておりますので、本来であれば、有事の際に地元地域を生かした迅速な対応にて、住民の生命財産を守るのが消防団の大きな使命だと私は考えております。

近年では、本当に慢性的な団員不足による定員割れ等で、初動の遅れが危惧され始めております。こちらに対して質問をさせていただきます。

まず1つ目が、これまでに団員確保のために行われた町の取組を教えていただけたらと思っております。中でも、人員確保に至らなかった問題点と課題があれば教えてください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、中村議員質問の地域防災について答弁をいたします。

消防団員不足についての質問でございます。

まず、団員確保のために行われた取組についてでございますが、大刀洗町消防団は、定数110名に対し、本年4月の団員数は105名で、5名の欠員となっており、充足率は95.5%となっております。

この点、福岡県内に73の消防団がございますが、その平均充足率は87.2%でございます。大刀洗町は13番目に充足率が高い消防団となっております。これも各行政区の区長様をはじめ、役員さん方のお力添えの賜物と深く感謝をしているところでございます。

議員御質問の団員確保の取組につきましては、町の広報紙で年間を通じて消防団の行事等を取り上げ、消防団への理解を深めていただくような広報活動を行うとともに、1月から3月を消防団員入団促進キャンペーンと位置づけ、消防団員加入ポスターを各分団の車庫をはじめ、人の集まる校区センターや駅・商店などに掲示をいたしてございます。

また、平成26年7月から消防団協力事業所表示制度を導入し、従業員に消防団の入団を積極的に推進したり、勤務時間中の消防団活動に配慮したり、さらには事業所が保有する機械器具を消防団に貸出しを行うなどの事業所に対し、消防団協力事業所表示証を交付し、その功績を表彰するなどして消防団のPRにつなげてございます。

さらに、地域の皆様に消防団の存在を知っていただき、地域の中で消防団の果たすべき役割や重要性を子供の頃から理解していただくために、本年7月には、菊池校区のチャレンジ教室の子供たちと消防団員の交流会を実施したところでございます。

当日は、多くの保護者やチャレンジ教室OBの中学生も参加いただいて、実際に消防分団車庫に入り、防火衣の着装訓練からの出動訓練、ホースの延長、放水などを体験してもらい、消防団活動に対する理解につながったものと考えてございます。

次に、問題点と課題についてでございますが、消防団に対しましては、まだ従来ながらの訓練が大変で飲み会が多いイメージも根強く残ってございまして、家族の反対もあり、消防団員の担い手不足、特に若い世代の入団が少なくなっておりますのは、全国的にも、本大刀洗町においても大きな課題だと認識しています。

このため、昨年度からは、消防操法の動作を見直し、併せて団員、家族の負担を軽減するため、操法訓練の回数を消防署からの指導訓練3回、自主訓練3回の計6回にするなど、改善を図っているところでございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。私も勉強不足で、たくさん知らないところもあったんですけども、本当にいろいろな様々な取組はやはりされているんだなというのを、今、改めて知ったところであります。

ただ、その上で、今現状、定員割れをやはりしているというところは、どうしても結果というものがついていきますので、こちらに対して、2つ目の質問にはなるんですけど、団員確保に対する今後の方針や具体的な対応、その中でも、これまで各分団に一任してあった部分もあった人事だったりとか、任期等の制度の見直しだったりとかも含め、行政と一緒にやって検討をされたらいかがかというところと、団員報酬の見直しですね、こちら出動手当等の見直しというのも検討をされてはどうだろうかというところ。

また、協力企業への優遇制度ですね。先ほど答弁の中でおっしゃられていましたけど、企業関係にということではされていましたが、そこに対して、見える形で何かしら町からできることというのを、もう少し具体的に提案されてはどうかというふうには思いました。いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

今後の団員確保についての御質問でございます。

まず、町も一緒になって検討はされてきたのかについてでございますが、昨年度は、欠員が出ておりました菊池校区の区長さん、分団長さんと消防団員、町職員で、継続的な団員の確保について意見交換を行ってございます。

団員の人事や任期につきましては、大刀洗町消防団員の定数、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例や、大刀洗町消防団の組織等に関する規則に定められておりますので、それに沿って運用しながら、各分団の実情に応じて、任期を短縮したり延長したりして運用をされているところでございます。

今後、分団や校区などから見直しの要望等ございましたら、検討してまいりたいと考えてござ

います。

次に、団員報酬の見直しや出動手当の見直しについてでございますが、昨年度から、国が示す基準等に準じて見直しを実施したところであり、階級別の報酬につきましては、一般団員は国の基準等同額ではございますが、機関員以上の階級は国の基準より高額、高い額に設定してございます。

また、災害出動時に町内1万4,200円、町外5,500円を分団へ支払ってまいりました出動手当につきましても、昨年度からは、出動した団員個人へ、2時間未満は2,800円、2時間から4時間未満は4,000円、4時間以上は8,000円を支払うよう見直しをしたところでございます。

さらに、今年度からは、各分団への運営費につきましても24万円から30万円に増額をしたところでございます。

次に、協力企業への優遇制度等の検討についてでございますが、大刀洗町では、平成26年7月から消防団協力事業所表示制度を導入し、協力いただいている事業所には、消防団協力事業所表示証を交付し、その功績を表彰するなどしてございます。

また、福岡県では、競争入札参加資格審査の際に、地域貢献活動評価項目において、建設工事関係、物品サービス関係において加点をされてございます。しかしながら、町の優遇制度は行ってございませんので、今後、近隣市町村の状況を調査研究してまいりたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。これから、まだ団員の不足というのは深刻化どんどんしていくと思いますので、できるだけ、報酬だったりとかで人を集めるのもちょっとどうかというところも正直私もあるんですけど、私も現役時代に報酬欲しさに働いていたわけではなかったもので、やはり、そこはできるだけ慎重に考えていかなければいけないところだとは思いますが。

少しでもそういうところで手助けになることで、前向きに検討してくれる人が一人でも出てくるのであれば、やる価値はあるのかなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そして、3つ目の質問にはなるんですけど、当時なかったんですけど、今は数年前から機能別団員というものができて、私もそうなんですけど、やはり、消防機械員として経験した人間は、基本的な動作であったりとか、消火活動の中での。というのは大体数年間やっぱり技術を身につけていますので、動けるにもかかわらず、有事の際に、現役じゃないということで、一緒になってやっぱり消火活動をするのはどうだというふうに、少し自分たちでもちょっと二の足を踏むところがあるんですけど。

この機能別団員というのを、今9名ほど大刀洗町でつくっているということで聞いております。各分団に1人ずつぐらいは配置できているみたいな形では伺ってはおりますけど。

例えば、2分団でいえば、今、機械員が3人というふうに伺っておりますが、ポンプ車を動かすのに、やっぱり団員は2人はいないと、機械員2人いないとポンプ車は動かさない。すぐ近くで何かあったときに、その3人のうちの2人がすぐに駆けつけなければいけないというところで、機械員一人一人に対する責任が結構大きくなってしまっているなというふうに感じます。

ここに対して、OBの方たちを活用した機能別団員というのをもう少し拡充して、各分団最低でもできれば10人とかしておけば、いざというときにポンプ車をすぐに動かせるという体制が整うのではないかと思いますので、今、多分まだ運用されて間もないというところで、少し様子を見る形だとは思いますが、今後、増員だったりとか、そこに対しての見直しを検討されてみてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

機能別消防団員についての御質問でございます。

機能別消防団員は、自然災害の多発化及び一般消防団員の確保対策として、令和2年度から導入した制度でございます。団員は消防団本部に所属し、男性5名、女性4名、計9名で構成してございます。

このうち、男性団員は、議員御紹介のとおり、分団を退団した機械員経験者で構成されておまして、団本部としての火災等の出動はもちろん、分団員と一緒に分団の消防ポンプ車に同乗して火災等の出動もしておりますが、訓練は任意参加でございます。4月の春季訓練、そのほかは地元の分団が行う点検や訓練に参加されてございます。

また、女性団員は、大規模災害時に後方支援などを行いますが、通常は救急救命に係る応急手当普及員の資格を生かし、消防署の救急隊員と一緒に、町内の中学校や公民館等に出向き、救急救命講習の補助的な指導に当たってございます。

また、今年度から秋の火災予防運動の一環として、消防署が海の星、大刀洗、本郷、大堰、菊池、おおぞらの各保育園の幼年消防クラブで行っている防火指導に参加し、紙芝居で火災時の避難方法等を指導してございます。

一般団員の確保が難しくなっている現状の中、機械員を経験した団員が機能別消防団員として再入団し、災害対応に当たっていただくことは、団員確保対策及び大規模災害対策の一つとして効果的なものと考えてございますが、機能別消防団員の活動内容や団員数につきましては、機能別消防団員、団本部や各分団の意見等を十分にお聞きした上で検討をしてみたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。まずは各分団の意見とかも必要にはなってくるとは思いますが、基本的には多くいていただいて困るようなことではないのかなと思いますので、ぜひ、町のほうからも主導していただいて、地域の自主的な防災がしっかりできるようにしていただけたらなというふうに思いました。

以上になります。

続きまして、2つ目の質問になります。大刀洗町の人口増加についての質問です。

こちらは前回の9月議会にて、平田議員も第5次大刀洗町総合計画についての質問をされているのを確認させていただいておりますが、今回、私はその中でも人口というところに少し詳しくお話を聞かせていただきたいなというふうに思い、今回出させていただいております。

当時の第5次大刀洗町総合計画では、そのときに予測されていた人口と現状では随分と相違が生じているというふうに認識しております。人口は当時の計画よりも随分増えている状態にはなっておりますので、こちらでひとつ質問なんです、現状、当時の予測値よりも、今日現在のところで行くなら1,000人以上の人口増加というふうになっております。

町の基本的な方向性としては、第5次総合計画を基に長期的な計画はつくっているというふうに向っておりますが、今現状半分、5年たったところで、数字的には大きく、いい意味で上振れしているなというふうに感じておりますが、こちらに対して、当時の予測値よりも随分と人口が増えたことに対して、町の考え方としてはどのようにお考えなのか、今後の方針ですね。

そしてまた、その中で、どのような理由からその方針であるのか、メリット・デメリットですね、人口を増える、減るというところでのメリット・デメリットを聞かせていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、中村議員質問の大刀洗町の人口増加について答弁をいたします。

予測値との相違に対する見解と、今後の方針についての御質問でございます。

まず、第5次大刀洗町総合計画において予測されておりました人口と申しますのは、平成17年の国勢調査の1万5,400人をピークに大刀洗町の人口が減少傾向にございました平成27年の国勢調査に基づいた国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく推計人口でございます。大刀洗町の人口が増加に転じた直近の令和2年の国勢調査に基づいた推計人口が出されてくれば、また違った推計になるものと考えてございます。

なお、令和2年の国勢調査に基づく推計人口につきましては、日本全体の推計人口は本年4月に発表されたところですが、市町村ごとの推計人口につきましては、今年中に発表されるようになっているんですが、今日の午前中までにはまだ発表されておりませんでしたので、そう

いうことでございます。

一方、1万6,000人を超えたとされている人口は、住民基本台帳上の人口でございます。これは5年に一度に実施され、住民票のあるなしにかかわらず、調査年度の10月1日に大刀洗町に住んでいる人の数を表す国勢調査の数字とは全く別物でございます。

例えば、大刀洗町に住民票を置いたまま関東の大学に通っている学生や、大刀洗町に住民票を置いたまま単身赴任されている方などは、国勢調査ではカウントされませんので、大刀洗町でおきましては、国勢調査よりも住民基本台帳上の人口が多くなる傾向でございます。

いずれにしましても、日本全体では人口減少と少子高齢化が進展する中、国勢調査では平成17年の調査を、住民基本台帳では平成19年2月末をピークに減少傾向にございました大刀洗町の人口が増加に転じたということは、これまで取り組んできた子育て支援や教育環境の充実をはじめ、本町の施策が一定評価を得たものと大変ありがたく思っております。

しかしながら、先ほど申しました令和2年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計では、日本の総人口は、50年後には現在の約7割、8,700万人まで減少するものと推計されておりまして、大刀洗町だけが今後も人口増加が続くことはあり得ず、いずれかの時点で必ず減少に転じます。

このため、今後いかにして人口減少のスピードを抑えることができるか、そこを考えていくことが今後の課題というか、考え方だと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。と言われますと、そうですね、一応あれですかね、町の考え方としては、できる限り人口を増やせるものなら増やしていきたいけど、もちろんそこには物理的な問題が生じ、必ず人口が減っていく、でも、その中でもできる限り人口を増やす施策を進めていきたいなというふうにお考えでよろしいですかね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複して恐縮ですけれども、必ず大刀洗も人口が減少に転じますので、人口減少をいかに抑えるか、そういう観点からこれからの施策を考えていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。基本的なその方向性だったりとかというのは私、ちょっと知りたかったというのもあって、今回質問させていただきました。

そしたら、続きまして次の質問に移らせていただきます。2番のほうですね。今回の人口増加の要因、どのように分析しているのか教えていただきたいと思うんですけど、分析した結果での成功した施策や、あまり効果の出なかった施策等あるのであれば教えてください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。

人口増加の要因についての御質問でございます。

大刀洗町では、自然減を上回る社会増により人口が増加していると認識してございます。

この際、人口増加の要因は複数ございまして、個々の施策と、その人口増加の因果関係を一つずつ結びつけるというか、立証するのがですね、どの施策、要は複合的な要因で増えたり減ったりするものがございますので、なかなかそこは議員の質問に明確に答えられなくて恐縮なんですけども、難しいものと認識してございます。

ただ、言えるのは、近年、技能実習生を含めまして外国人の人口が増加しておりまして、外国人の増加が大刀洗町の人口増加の一因だと、これは確実に言えると認識してございます。

また、これは次の質問とも関連するんですが、大刀洗町の場合、社会増減を年代別に見てまいりますと、日本人に限ったとしても、30代の子育て世代の転入が圧倒的に多くて、15歳未満の子供の数も増加傾向にあることや、合計特殊出生率も日本の平均に比べてかなり高いということもございますので、これまで重点的に取り組んできた子育て支援や教育環境の充実の取組が一定程度寄与しているものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。私もいろいろ考えていたんですけど、基本、どれが成功したものなのかというのは、多分、本当に分析するのは非常に難しいだろうなという、様々な施策がある中で、それが複合的に結果として町に人を呼んでいるということにはつながっているんだろうなと思ったんですけど、できるだけ詳しいところが分かれば教えていただきたいかったなというところでありました。

その中で、ちょっと次の質問をさせていただきたいんですけど、最後の質問になります。

一応、大刀洗町への転入・転出の動向について、先ほどもお話の中でありましたけど、動向について、町の見解、それぞれのいい点と課題というのがあるのであれば教えてください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。

転入・転出の動向に対する見解についての御質問でございます。

先ほども答弁しましたとおり、大刀洗町では、日本人に限っていえば年代別では30代の転入が多く、一方で、進学や就職に伴いまして10代後半から20代前半の転出が多くなってございます。

また、転出入先で見ますと、久留米市や小郡市、朝倉市などの近隣の市町村及び福岡市との間の転出入が多くを占めてございます。

現在、大刀洗町の人口ピラミッドで見ますと、日本全体に比べますと、子育て世代や子供の占める割合が多く、比較的健全で持続可能な人口構成となっておりますけれども、近隣からの転出入が多いということなので、今後、近隣の圏域の子育て世代そのものが人口減少が想定されますので、いかにして、先ほどと同じですが、大刀洗町の人口減少を抑えていくのかというのが今後の課題だと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。そうですね、私もずっと肌感じていた部分でもあったんですけど、子育て世代がやはり転入としてすごく多いなというふう感じたところで、やはり転出のところは20代、学生が終えて就職というタイミングで町から出て行かれる方たちもある一定数おられるなというふうに思っておりました。

もちろん、転入、たくさんの方たちに町に来ていただけることで、町としてはにぎわうというところでは非常に大事なところにはなるんですけど、最近もよく話を聞くんですけど、急激な人口増加が及ぼす部分のデメリットでいえば、コミュニティの希薄化であったり、新しい世帯がたくさん入ってくることによって、そこの地域・地域の行事ごとでの集まりが悪くなったりとかというようなデメリットも多少はやっぱり起こっているというところがありますので、そこを目をつぶってでも町はやはり前に進めていくものなのかどうなのかというところが少し今回知りたかったというところもあり、今回質問をさせていただきました。

また、転入・転出に関しては、転入・転出のところで一つだけ私まだ確認が取れていなかった部分があるので質問させてもらいたいんですけど、年間で大体700人ぐらいですかね、転入も転出も700、800人ぐらいの数だったと思うんですけど、そうですね。

令和4年でいくなら転入が998人、転出が814人というふうになっていまして、やっぱり転入・転出の数、結構な数あるなというふうには思っているんですけど、ここに対して、ごめんなさい。外国人の就労者の方たち——一定数したら必ず出ていくような形になっていくと思うんですけど——この人たちって何人ぐらい含まれているのか御存じですかね、すみません。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。

ですが、ちょっと今、手元に持ち合わせておりませんので、町のホームページ、見ていただければ、各年齢層ごとの人口が載っているところと、各行政区ごとの人口が載っているところがございまして、その中に外国人の数を内数で入れているところでございます。

そこで外国人の数の増減というのは確認できるんですけども、正確な数は今申し上げられませんが、コロナの時期に一時期、外国人が入ってくるのが難しいときもございましたし、ここを多分、三、四年で見ると、多分300人程度は外国人増えているんじゃないかなというふ

うな、正確な数でなくて申し訳ないんですけども、そういうふうな印象を持っています。

なので、外国人のところは、特に20代の外国人のほうは、転入が多いというのが大刀洗町の現状でございます。だから、例えばその20代前半とかを見ると、町全体では若干プラスになっているんですけど、日本人に限っていうと減っていて、それを外国人の転入が補っているというのが人口動態ではないかなと思ってございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） すみません。本当、事前通達のない質問で申し訳ございませんでした。ちょっと気になったところで今、聞かせていただいたんですけど。

何よりも様々な施策を行っていく中で、ありがたいことに、本当に、大刀洗町は人口が今増えてきておりますので、このまましっかり子育てだったり支援だったりというところで施策をまだまだ前に進めていただいて、よりよくやっていっていただきたいというところと。

私から一つだけ言わせてもらいたいところがあるとすれば、転出のほうですね、せっかく大刀洗町で一生懸命勉強して育てて大人になっていった子供たちが、社会に出るときのタイミングで町から離れていくというのが非常にもったいないなと、せっかく、先ほどもお話しされていましたが、学力も向上されてきて、すごくいい町だというふうに言われている中で、その有能な人材たちがやっぱり外に出ていくのがですね非常にもったいないなというところがありますので。

ぜひ、今後の町の運営の中で、そういった子たちが大刀洗町に残れるようなまちづくりを皆さんで考えていけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。私からの質問は、以上です。

○議長（高橋 直也） これで、中村竜博議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後1時58分

令和5年 第2回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和5年12月20日 (水曜日)

議事日程 (第3号)

令和5年12月20日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1 番	松本 照行	2 番	古賀 世章
3 番	中村 竜博	4 番	平田 康雄
5 番	實藤 量徳	6 番	安丸眞一郎
7 番	平山 賢治	8 番	河野 政之
9 番	大石 純	10 番	白根 美穂
11 番	野瀬 繁隆	12 番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	松元 治美
税務課長	……………	田中 豊和	福祉課長	……………	矢野 智行
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	矢永 孝治
建設課長	……………	棚町 瑞樹	子ども課長	……………	平田 栄一
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	佐々木大輔
会計課長	……………	山田 恭恵	住民課長	……………	案納 明枝
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	辻 孝将
工務係長	……………	黒岩 雄二			

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和5年第2回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

早速議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております8番、河野政之議員、発言席からお願いいたします。

8番 河野 政之議員 質問事項

1. 通学路の安全確保について
2. 排水溝の蓋の必要性について

○議員（8番 河野 政之） 皆さん、おはようございます。議席番号8番の河野政之でございます。議長の発言を頂きましたので、御質問をさせていただきます。

実は、この年齢で新人議員ということですが、本当に皆様にこの質問に対して御迷惑をおかけすると思いますが、よろしくお願いいたします。

私の心情は、未来を創造する地域を目指してと、そういうことを私は自分の会社を起業したとき、7年前ですけど、それを目標に、今、頑張っております。

そこで、町の将来像、私たちがつくる、誇れるよか町大刀洗町、すなわち、住んでよかった大刀洗町、もう既に実績も上がっております。せんだってより幸福度ナンバーワン、もうここでも何度か紹介されましたけど、そうして九州で一番の幸福度の町ということで、もう町長以下、皆さんが取り組んである基本姿勢がここにもう出てきております。

私も実は実感をしております。一つの例を取ってみますと、大刀洗町公園、これの改修工事をしていただき、遊具のほうを全部取り替えていただきました。そこで土曜日、日曜日、本当にお子さん連れの若い人たちがたくさん来てあります。また、小学校、中学校、高校生の皆さんも、ここの公園に来て楽しく遊んでおります。平日はママ友と言われますが、そういうのがぼちぼちと見受けられております。こういう姿を今見て実感しているわけなんですけど、子供たちは大刀洗町の財産であります。

そこで、私は子供を見守るために2つの質問を今日は準備いたしました。通学路の安全確保に

ついて、2点目は大型排水、そこへ改修をしていただき、蓋をつけ、安全に子供が通学できる、そういうものを提案したいと今日思って立っております。

そこで、皆さんのほうに配付しております通学路の安全確保は、町内地域で全地域で大きな課題であろうかと思えます。そこで、通学路の安全確保に対して、考え方や進め方を聞きたいと思えます。よろしく願いいたします。これについて、町の考え方を願いたいと思えます。

○議長（高橋 直也） 河野議員、大項目ごととなっておりますので、（１）、（２）を全部読んでいただいて質問していただければと思えますが。

○議員（８番 河野 政之） では、（１）上町、これは「かみまち」と言いましょうか、「うえまち」と言いましょうか、私も勉強不足で分かりませんが、上町の草分飛行場中央線の通学路の安全確保ということで、これは、500号線から、マミーズというスーパーがあるんですけど、それから本郷へ抜ける大きな道です。大体幅が8メートルの道なんですけど、そのことを指しております。

中学生の通学路である路側帯、大型車両通行も多く、車と中学生との間が狭く、また、外国人研修生の通行も多く危険である。町として安全対策の考えはどのように思っているかということです。これが質問でございます。それでよろしいですか。

○議長（高橋 直也） （２）まで大項目に入りますので。

○議員（８番 河野 政之） 小中学校の通学路の横断歩道がないために、車道を横断している状況であります。町としての対策は。

その次、横断歩道表示、押しボタン式信号機を設置する等の考えについて願いたいします。

それから（２）通学路の安全確保について重要案件の対策を進めるに当たり、町で安全対策の委員会の立ち上げを検討してもらえないかということです。このことについて質問させていただきます。よろしく願いたいします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、河野議員質問の通学路の安全確保について答弁をいたします。

まず、大前提として、大刀洗町において、通学路の安全確保が本当に大きな課題だというふうには私自身も認識してございます。ただ、どうしても家屋等が貼り付いている道路については、なかなかすぐに広げるのが難しい。それは地権者の協力もそうですけれども、財政的にも、あるいは建設課の職員体制の面からも厳しいという点があって、なかなか進んでいないというのは本当に心苦しく思っているところでございます。

まず、1点目の上町草分飛行場中央線の通学路の安全確保についてですが、町道上町草分飛行場中央線は、道路幅員6.5メートル、路肩0.5メートル、歩道1.5メートルの道路として、昭和57年12月に供用を開始した道路でございまして、議員御質問の路側帯、歩道の拡幅につ

いては、どうしても現状が家屋等の貼り付きも多く難しいものと考えてございます。

また、横断歩道表示、押しボタン式信号機の設置につきましては、公安委員会が歩行者数や交通量等を基に総合的に判断しているところでございまして、住民の皆様から御要望があれば、公安委員会へ要望書を提出しているところでございます。

2点目の安全対策の委員会も含め、教育委員会所管部については、教育委員会のほうから答弁を頂きます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、河野議員御質問の通学路の安全確保について答弁いたします。

まず、御質問いただきましてありがとうございます。

1点目の横断歩道がない箇所を横断していると、そのことに関する町の対策、教育委員会の対策はということだというふうに思います。

その前に、まず、通学路の指定について御説明させていただきたいと思います。

通学路の指定につきましては、児童の生徒の安全確保を図るため、学校保健安全法第27条において、施設設備の安全点検や通学を含めた学校、日常生活の安全に関する指導について、計画を策定し実施するよう規定されており、各学校においては、通学路を指定して、児童の登下校の安全確保の周知及び安全指導を実施しているところでございます。

指定までの流れにつきましては、学校において、まず前年度の通学路を基に、PTAが中心となり、児童生徒等で実際に歩いたり、あるいは、見守り隊へ聞き取りをしたりして総点検を実施しながら、危険箇所等の問題点がある場合には、新たな通学路や集合場所を決め、通学路マップや改善要望にまとめて、それを学校に報告されているところです。学校は、報告された通学路に危険箇所が含まれていないかなどを確認し、通学路マップを決定しながら、町教育委員会に報告を頂いているところでございます。

さらに、学校では、通学路の登下校に当たっては、議員御心配の横断歩道を渡るよう指導されているところですが、議員がおっしゃるように、通学路に横断歩道のない箇所があり、横断して登下校をしている状況があるということだというふうに思います。私も学校長のときに、そういう場所については認識しているところでございます。どうしても横断歩道よりもこちらを通るほうが近いからとか、そういった子供たちの事情等も含めながら、そこを通学路に指定されているというような現状でございます。

このことについては、見守り隊の御協力を得ながら、安全に登校ができるよう、要所で見守り隊の方々により安全確保の御協力を頂いており、これにつきましては、この場を借りて深く感謝申し上げますとともに、議員御指摘のように、そういった横断歩道の通行につきましては、学校、保護者にも通学路及び横断歩道の通行について、児童生徒への指導の徹底をお願いしたいという

ふうに考えているところです。

次に、2点目の通学路の安全確保について、重要案件の対策を進めるに当たり、町で安全対策の委員会の立ち上げを検討してはどうかというご質問です。

全国的に、登下校中の通学路での事故が後を絶たない状況にあり、通学路の安全確保については、やはり万全を期す必要があると考えております。議員がおっしゃるように、安全対策の委員立ち上げについてですが、これは本町では、大刀洗町通学路交通安全プログラムに基づき、毎年、通学路安全推進会議及び合同点検を実施しております。この会議と合同点検には、久留米県土木整備事務所、小郡警察署、町建設課、総務課、学校の校長先生代表、教育委員会が参加し、学校より報告された危険箇所について現地を確認しています。

点検の結果、明らかになった対策必要箇所について、カラー舗装や警戒表示など、ハード対策、あるいは交通規制や通学路の変更、交通安全教育等のソフト対策など、具体的な実施方法について、関係機関で検討し対策を進めているところでございます。

以上で、河野議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） ただいま回答いただいたんですけど、私も全く町長と同じ意見です。さあここを道路の幅を広げようとか、歩道を広げようとかそういうことはなかなかできるものじゃないと思います。そこでやっぱり、今できることをやってもらいたいと思うんです。それには、やはり、今、説明を受けたように、どのくらい車が通っておるのか、どのくらい人が通っておるのか、その実態をまずは知ろうということです。

実は私も、見守りを5年間ほど、今、やっております。これをしていなかったら、こういう質問もないと思いますけど、やはり自分がそういう見守りをしておると、自然とそういう目で見るとようになって、ドライバーの目も厳しくなっておるようです。それまでは、見守るまでは、私もなかなかここまで気を遣っていませんでした。

それで、今、8メートル弱の道路があるんですけど、大刀洗町には、私ども大刀洗、菊池、それから筑前町の原地蔵というんですか、そこにはたくさんの流通倉庫が進出してきております。流通倉庫となれば、トラックがそこに出入りするわけです。そのトラックがすごく多いんです。二、三年前は10トン車が一番大きいトラックでしたけど、今は13トンから14トン、トレーラーにまた変わってきております。トレーラーの場合は25トンから30トン、そういうのが通って、ここで話ししてもなかなか理解できませんので、私は実際調べました。どのくらいの数が通っておるのか。

7日間、7時15分から8時ぴったりの時間ですけど、7日間で3,472台です。それをじゃあ45分、私が立っている時間の中にどのくらい通っているかと思いますと、496です。こ

れは車だけじゃないです。自転車、バイク、それから大型バスまでです。それを全部ひっくるめますと496台。45分間といっても分かりづらいですので、大体1分間に11台が通過しておるようです。

今日も朝、見守りをしたんですけど、ちょっとやっぱり大型トレーラーが多いなど。今日が11台通りました。45分間に。平均は6.1台なんですけど、今日は11台です。

このように、トラック等も大きく、これはやはり物流倉庫ができた、それと、大型になってきたのは、やっぱり経費節減ということです。トラックの運転手不足とか、ガソリン代の燃料代の高揚ということで、どんどん大型化になってきているんだと思われまます。

そこで、実はここを大体1日、自転車が44台。大半がこれは外国人、また中学生。中学生が10名ぐらいかな。残りは全部外国人の方です。皆さん、外国人といいますとマナーが悪いんじゃないかと思われまますけど、複数で行かれるときに、外国人の方はみんな1列です。ヘルメットは全員がかぶっていないんですけど、大体半分ぐらいヘルメットをかぶって、これは企業のほうでかなり厳しく指導されてあるんだと。やはり日本に來られて事故等がないように、そういうことだと思いまます。

じゃあ日本の方が自転車に乗っているときは、複数の場合は必ず渋滞ができます。そのぐらい外人さんのほうがマナーがよろしいというですか、挨拶も非常にすばらしい挨拶をしてくれます。

もう本当、あの道路は、今、教育長も言われまましたけど、実はマミーズから本郷まで一つも横断歩道はございませぬ。一つもないです。そこを、やはり横断歩道をつけることにおいて、町の公園によく朝早くから散歩されてあります。その人たちが横断するんです。学生さんが横断する。私が学生を横断させようとして、車を十分あると思って止めるんですけど、大体5割から6割の人が私をにらみつけまます。何で横断歩道のないところを通すかというようなことでしょうね。私も実際、逆の立場になればそうかもわかりませぬ。

それで私がお願いしたいのは、さらに道を広げるとかそういう問題じゃなくて、糟屋郡宇美町、先月に事故がありました、学生事故です。今日の朝のテレビで、もう早速、路側帯と白線の間を青いペンキを塗って守ろうということです。私はそれが一番だと思ふんです。今できることをやっっていけばいいと思いまます。大刀洗町も、私のところ山隈を通る線に、この前から通学路につき学童注意ということが、今月の6日か7日の日に表示されまました。本当に目立つです。そういうのをやりながら見守りを、子供たちが安全に通学できる、皆さんが安全にできる、そして運転手がそういう意識を持つ、危ない、ここは子供が通っていると、そういう道だなというような、そのぐらいの喚起ぐらいから始まるんじゃないかなと。

まずは、やはり横断歩道、公園前は必ず要ります。交差点があっても横断歩道がないんです。どう思われまます、そういうところ。しっかり巡回していただいて、そういうところを見守ってい

ただきたいなど。それで、私はできるところからやってもらいたいと。それで、最後の通学路の確保ということで、できることからやっていただきたい。

今、町長のほうからも回答いただきましたけど、できるだけ早く警察とか交通安全のほうにもお話を進めていただいて、1か所、私のところは押しボタン式が菊池小学校へ行くところにあるんですけど、これをつけたために、非常に子供が安心して学校に通学ができます。これは日常は青です。別に問題ないです。青ですから、運転手さんもそのまま通っているんです。子供がボタンを押したときだけ赤になる。あとは常時青です。そういうのをやはり大刀洗町の公園東口入口の公園のところ、もしくは若干北寄りのところへ押しボタン式をつくっていただき、横断歩道をつくっていただきますと、すばらしい子供たちも横断歩道のないところを通らなくて通学ができるのではないかなということだと思っています。

それで、私、最後ですけど、やはりそういう点検とか、そういうのを私たちも小学校において見守りの点検、そういうときに、父兄が持ち寄る横断旗、そういうのはもう真っ黒です。そこで新しいとに更新してくださいよというお願いで意見として出しておりますけど、全然更新もされていない。ただ改良しただけというような感じがします。そういうことで、ぜひまた教育委員会のほうも徹底をお願いしておきます。

押しボタンと横断歩道の要望をお願いいたしまして、一応、通学路の安全確保について終わります。

では、排水溝蓋の必要性についてということで2項目を発表いたします。

地元住民より、本郷基山停車場線上に側面している大型排水溝があります。この排水溝は、今は線状降水帯ということで、非常に、菊池校区は特に農地が今すごく少なくなってきました。私は北山隈ですけど、北山隈はほとんど宅地になってしまいました。そうしますと、その雨水は全部この排水溝へ流れていくわけです。ですから一気に増えて一気に減る。水かさが減るんです。そういうところ、排水溝でこれは大型です。ここにも書いておりますように、長さが100メートル、幅は3メートル、深さは、一番浅いところで2.5メートルぐらいあるんです。一番深いところでは3メートルぐらいあるんです。私どもはここを年2回掃除をしております。私は区の役員でもないんですけど、よく呼び出されますので、そこのほうの管理ちいうんですか、みんなできれいにしておるわけなんです。もうこれもお年寄りばかしです。年寄りばかしですから、区長さんが私を呼び出すとっておりますけど、そういうことで、脚立を使わないと、その排水溝には入れません。

そういうところに、これは見ていただくと分かるんですけど、すごい線状降水帯というのは物すごい怖いですよ。そこに通学路があるんです。しかし塀はしてあります、全部、囲いは。でも私は、ああいう場所は囲いでは済まないなと思っているんです。と申しますのは、菊池小学校の

南側の前には大きい1メートル真角の排水があるんですけど、今、暗渠排水になって、それがその大型排水溝へ流れ込むと。そこには直径1メートルぐらいの暗渠、土管ちいうんですか、あるんですけど、その中に私どもが清掃するときに、たばこの吸い殻があるんです。恐らく二十歳以下の方だと思います。大人がああいうところに入りづらいところに行ったらたばこを飲むということはないと思いますが、そういうところでやっぱりたばこを飲んでいると。たばこの件は二十歳以下の方が隠れて飲んであると思いますけど、子供たちはどういうことをするか分かりません。フェンスは全部取り囲んでおりますけど、どこから入るか分かりません。やはりそういう水かさが増したときに、流れ込んだらもうそれで終わりです。大刀洗川へそのまま流れて命をなくしてしまいます。

そこで、排水溝を改修され、その上に蓋をしていただけないかな、そういうことで子供もたちの通学路の安全の対策にいただけないかなと思って、これも御要望として提出しております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、河野議員質問の排水溝の蓋の必要性について答弁をいたします。

まず、1点目の子供の安全確保の観点から、町の考えについてでございますが、議員御質問の箇所につきましては、歩行者及び自転車等の転落防止のため、議員のほうからも御紹介がありました防護柵を設置しており、急な増水で水路から溢水する場合には、建設課において現場を確認の上、通行禁止する等の対応を含め、安全確保に努めているところでございます。

次に、2点目の蓋設置への要望に対する町の対応についてでございますが、議員御質問の箇所につきましては、県道と町道との高低差が約30センチ程度、水路幅が、議員からも御紹介がありましたとおり約3メートルございまして、現在の水路の構造が石積みで、構造自体が蓋かけをする設計で造られた構造物でないことから、蓋の設置に際しては、水路全体の大規模な改修工事が必要となるものと考えてございます。この際、構造や施工性を含め、財政的な負担が非常に大きくなるものと考えています。

また、管理面から申しますと、蓋を設置した場合、雑草等は繁茂が抑制される一方で、堆積した土砂等の撤去では、開水路、オープン水路、現在の水路に比べて、作業が一定困難になる面もあるかと考えてございます。このため、地元が水路の維持管理で重機等を借り上げ、作業する場合には、重機等の費用の一部を助成する下水溝しゅんせつ事業といった町の事業もございまして、このように水路が深くて作業が難しい場合には、活用を御検討いただければと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） 私は、今さっきお話ししたとおり、やっぱり子供たちたちを第一に

優先順位というものを、やっぱり子供たちが大刀洗町の財産ですから、こちらのほうに絶対にやっぱりそういう事故等がないように、これは本当に完璧を求めていきたいぐらい、そういう思いが強いです。

そこで、確かに町長のおっしゃるように、段差があつてなかなかしづらいと思いますけど、Uの字、何ちいうですか、工事するときにUとかLとかいって土木作業の方がされてありますように、あそこは全部、縁は間知石で造つてあるんですけど、それをLの字で下をコンクリートしてうまくやって蓋をするような、私たち素人の考えですけど、そういうものとか、Lの字を入れて上に蓋をするとか、そういう考え方で私はできるんじゃないかなと思ひながら質問をしておるわけです。

暗渠になつた場合は、今、おっしゃつたように、草、泥などの流れ込みということであるわけなんですけど、実際は、暗渠にした場合は、そういうところは草、泥、全くなしです。そこに2メートルぐらいの橋が架かっているんですけど、途中に。真ん中には泥も草も生えないです。太陽の光が当たる場所だけに泥、草がある。泥があつて草の芽が出て、またその堆積土が増えていきます。中央には全く泥、草がないです。それを両入り口、出口のほうに若干、そういう泥と草がなりますので、完全に暗渠、目暗にしまえば、そういう心配ないのかなと個人的には思つておるわけなんです。

そこで、やはり子供たちはどういうことをするか分かりませんので、ぜひ、そういう暗渠排水等を検討していただきたいということでお願いをして、私の質問を終わります。本当にありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、河野政之議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） 次に、6番、安丸眞一郎議員、発言席からお願いいたします。

なお、安丸議員より資料の配付の申出がありましたので許可をします。しばらくお待ちください。安丸眞一郎議員。

6番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 町道の維持管理及び狭あい道路の計画的拡幅等について
2. 部活動の地域移行に向けた取り組みの現状と今後について
3. 中山町政1期4年の総括と今後について

○議員（6番 安丸眞一郎） 議席番号6番の安丸眞一郎でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従ひまして、小項目ごとに順次質問を行つてまいります。

令和元年9月議会以来、久しぶりの一般質問でございますので、若干の緊張を覚えておるところでございます。それでは質問を行つてまいりたいと思ひます。

まず1点目は、町道の維持管理及び狹隘道路の計画的拡幅等について町長に問うものであります。

御承知のように、町内には県管理の国道2路線と県道が8路線ほど、また町管理の町道が約600路線ほどあるかと思えます。集落と集落を結ぶ1級、2級の町道についても、歩道が未設置など解決すべき課題のある路線もありますが、私が今回取り上げておりますのは、その他の町道で管理しております集落内を通る道路で、4メートル未満のいわゆる狹隘道路といわれる道路の件であります。

集落内の道路は消防車や救急車など、緊急を要する車両が通れないような4メートル未満の道路が非常に多いと思えます。安全・安心で住み続けたい町となるためにも、また災害に備えるまちづくりのためにも、このような狹隘道路の拡幅など、道路インフラの整備は喫緊の課題ではないかというふうに考えております。

以前の一般質問でも申し上げましたが、道路が狭いからデイサービスを利用したいけど、施設のワゴン車が入らないので困ったと。それから、車を運転できないからタクシーを呼びたいけど、タクシーが来てくれないというような切実な声も聞かれるところです。また、最近では、体調が悪くなったので救急車を呼んだけど、家の前の道路が狭くて自宅前まで救急車が入らないので、体調が悪い中にも道の広いところまで行こうかというふうな思いをされたこともお聞きしたところであります。

住民が安全で安心な生活ができるまちづくり、災害に備えるまちづくりの観点からも、一路線でも多くの狹隘道路の解消に向けて、計画的な拡幅が必要であるというふうに考えております。

そこで、狹隘道路の計画的拡幅について、町の取組の現状と今後の考え方を、まず、町長にお伺いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員質問の町道の維持管理及び狹隘道路の計画的拡幅等について答弁をいたします。

集落内の道路の計画的な拡幅についての御質問でございます。

町内の道路につきましては、議員御指摘のとおり、集落内の道路など幅員が非常に狭く、消防車や救急車など、緊急車両が通れない道路もございます。

私自身、心情的には、議員がおっしゃるとおり、極力整備に努めてまいりたいと考えてございますが、どうしても道路に住宅等が貼り付いている場合には、地権者の同意が仮に全部取れたとしても、財政的な負担が非常に大きくなるものと考えてございます。このため、拡幅要望につきましては、毎年、行政区要望のヒアリングにおいて、現地調査、拡幅事業として進めることが可能か、そういったことを建設課内で評価し、優先順位を整理した上で施工箇所を決定し、整備を

進めているところでございます。

もう議員御指摘のとおり、安全・安心のまちづくりの観点からも、計画的に拡幅していくことが望ましい。これはもう議員の御指摘のとおりだと、私も同感でございます。思いますが、予算的、体制的に一定の制約がありますことから、費用対効果や優先順位を整理した上で、取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 答弁ありがとうございました。考え方については同じ気持ちということであれしく思います。ただ、言われますように、建物とかがどんどん増えてくれば、当然、移転関係の補償費等もかさみますから、費用がかなり膨らむかというふうに思います。

そういう中で、今回、全町的にもいろいろ狭隘道路の問題があろうかと思えますけども、今日配付しております資料を少し補足説明させていただきたいと思えます。

地図としては、菊池校区のところ、国道500号線が大体北東から南西のほうに走っております。それに並行する形で、次の中で申し上げますが、西大刀洗北鶴木線が本郷基山停車場線を始点として、北鶴木の下牟田北鶴木線まで通っております。その上の、七反牟田1号線の件です。

これ、路線延長はかなり短いんですけども、かなり前々から地元の要望等も上がってきているかと思えます。やはり、今現在の状況を少し紹介しますと、始点側の東側のほうは新築の家が2軒ほど建って、建築基準法に伴って中心から2メートルのセットバックされております。また、終点側西側についても、やっぱり新築の家の建築に伴って同じく2メートルのセットバック、こういう状況にあります。

行政区の現在の区長さんにもお伺いしたところ、やはり前々から要望しているけれど、なかなか事業化にならない。聞き及ぶところによると、何か今年度は実施の予定もあったようには聞いておりますけども、いずれにしてもこれが事業実施に至っていないということですが、そこでお尋ねしたいんですけども、まず、この七反牟田1号線の地域要望なり、区からの要望というのは、担当課なり、把握されているんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

今、議員のほうからご紹介があった七反牟田1号線については、建設課のほうに、区長要望の中でこの数年上がってきているものと認識してございます。

また、夏までに開催しました町政報告会の中でも、地元のほうから強い要望があった路線でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 先ほども町長の一次答弁の中でも言われましたように、やはり地元

の要望、あるいは地権者の同意を取れたところを、できるだけ速やかに、やはり拡幅、解消していくことが、結果的には安全なまちづくりにつながっていくというふうに思いますし、やはり、単年度ではなかなか難しい事業とは思いますが、ぜひとも、年次計画なり計画的に、やはり合併しなくてよかった大刀洗というふうなインパクトのある事業展開を望んでおきたいというふうに思いますし、近々のうちにこれが事業化になることを求めて、1点目の質問は終わりたいと思います。

次に、小項目の2点目であります。道路の経年劣化や交通量の増加などで舗装に穴が空いたり、側溝の蓋が欠損して、歩行者や車などの安全な通行に支障を来す場合があります。そこで、道路の危険箇所などの把握の現状と今後の取組について、町長にお尋ねをいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

危険箇所の現状と今後の取組についての御質問でございます。

まず、道路の危険箇所の把握につきましては、交通事故などの発生を未然に防止するため、路面、道路側溝、橋梁のほか、防護柵、カーブミラー、区画線といった交通安全施設など、道路施設全般にわたり、点検・安全確認のため、職員が道路パトロールを行うとともに、建設組合、郵便局、区長の皆様をはじめ、住民の皆様からの情報提供も道路管理の貴重な情報として活用させていただいているところでございます。

点検結果につきましては、道路パトロール点検項目一覧表に記入し、緊急を要するものや路面補修など簡易な作業につきましては、職員自らがその場で対応し、危険な箇所については応急処置を施し、町内一円工事において、業者において補修をしているところでございます。

今後とも、安全な道路の維持管理に努めてまいります。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 担当課のほうで道路パトロールを実施されているということですが、具体的には年に何回とか、パトロールの実施状況はどんなふうになっていますか。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） パトロールについてお答えいたします。

パトロールにつきましては、町内を大体3か月ぐらいを1周に回るぐらいの単位で職員のほう回っております。それと、そういう形で校区を一つ一つ見て回って、道路のポットホールとかガードレールの破損とか、そういった問題点がないかを丁寧に見て回っているように対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） パトロールの現状というのは理解できました。

今日、お配りしている資料の関係、2項目の質問に関連するんですけど、西大刀洗北鶴木線のことについて、現状を少し御紹介を含めて話させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、この西大刀洗北鶴木線は、始点を県道の本郷基山停車場線を始点として、北鶴木の行政区、西大刀洗から北鶴木を東西に通って、終点側は下牟田北鶴木線につながっているというような状況です。国道500号線と並行して、また下牟田北鶴木線とつながっている関係で、これは県道53号線、久留米筑紫野線と下牟田北鶴木線はほぼ並行して走っておりますから、かなり通勤時間帯とか、町長も北鶴木に在住ですから御承知とは思いますが、かなりのスピードで、かなりの台数が通っているという現状があります。実際、そこはスピード制限30キロです。しかしながら、見るからに50キロぐらい飛ばしているんじゃないかと思われるような状況があります。

そういう中で、実は昨日、朝の登校時間帯、7時20分ぐらいから8時ぐらいまで、現地の状況はかなり小雨も降って寒い状況でしたけども、見てまいりました。今現在、ここは見守り隊の方が北鶴木のほうで六、七人の方、それから西大刀洗のほうで3名ほどの方が子供たちの登校を見守っていただいております。本当に頭が下がる思いです。

そういう中で、見守り隊の方にお聞きしますと、やはり、先ほども河野議員の中でも話が出ておりましたけども、歩道がない路側帯のカラー舗装したグリーンベルト上を子供たちが歩くような、ここは北鶴木のほうが大体児童数が80名ほど、この路線を通りますし、途中で西大刀洗の児童と、一部山隈の児童が合流するんで、お聞きしますと、多いときでやっぱり120名ほどの児童がこの路線を通ると。

そして車のほうはどうかといいますと、やはり西のほうに、北鶴木方向に向かっていくのが大体100台ぐらいあって、その反対側が40台ぐらい子供たちが通る時間帯に通っていると。御存じのように幅員もかなり狭い道路でありますから、あるときは、ちょうど路側帯、グリーンベルトになっているところが、側溝の蓋をした上がグリーンベルトになっているんです。ですから、欠損した蓋につまづいて児童がこけたり、そういうのがあったという報告を受けております。

ですからそういった危険箇所、やっぱり定期的なパトロールではなかなか把握できない危険箇所というのを、最近では国交省のほうでいろいろシステム化されている分が、道路緊急ダイヤル、#9910が以前アナログとはあれですけども、電話型で受信するようなシステムでした。町でも当然パトロール以外には、住民からのそういった苦情なり情報提供を電話で受けて、地図で確認して現場に行って対応するというふうな担当課のほうに対応されているかと思えます。

私がここでそういった状況をいち早く提供するために、今、いろんなところでLINEの公式アカウントを設けて、やはり住民から情報提供を受けるシステムというか仕組みづくりがされて

おります。大刀洗町でも町の公式アカウントは設けられておりますけども、そういったものを利用したらいいのではないかなというふうに思っておるところで、その点について、まず担当課のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

先日、国土交通省のほうから、道路緊急ダイヤルということで、今までダイヤルにされていた分にLINEのアプリを作成されて、利便性の向上及び道路管理者の業務効率を図るために、令和5年度の運用開始を進めるということで、説明会のほうをこの12月末に行われるということですので、担当を参加させて、内容のほうをチェックして、そちらのほうに参加する意向で進めようかというふうに考えているところでございます。

今もうLINEのほうは、結構皆さんお持ちですので、LINEで現場を見られて、写真を撮られて、位置情報ということで、今まで役場に電話がある場合は、どうしても電話とゼンリン地図とかを見ながら、そこから右とか左とか言われて、よく分からない点もありましたけど、そういうデジタルの情報が分かることによって、お互いの認識とスピード化を図るために、ぜひこれを取り入れたいというふうに考えております。

説明会に行った後、住民の皆様のように周知のほうも徹底していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 今、国交省からそういったお誘いというか情報があるということですが、具体的にそういったシステムに加入するのに、町からの負担は発生しますか。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

説明会に参加しておりませんので、負担のほうがあるかどうかはちょっと確認できませんが、恐らくないんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そうなると、やはり早速、今年度中からになるのか、来年度早々になるのか、担当課の考えはいかがでしょうか、そこらあたりは。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 頂いた文書によりますと、令和5年度中の運用を予定されているということですので、すぐ対応しますので、令和5年度といたしますと3月末までということですので、

国交省も急いでありますので、町のほうも対応のほうを早くして、一緒に周知にも努めたいというふうに考えております。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ぜひ、早急に取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに、大刀洗町の公式アカウントで友達登録されている件数とは、現状どれくらいありますか。

○議長（高橋 直也） すぐ出ます。答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 安丸議員の質問にお答えします。

現在、大刀洗町の公式アカウント登録者は4,765でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。ぜひこれだけの数の友達登録、町内外もあるかもわかりませんが、いずれしても大刀洗町に関心のある方の登録だというふうに理解しますんで、有効的に活用していただきたいのが1点と、やはり、いろんな新たな事業が始まると、住民周知のところが十分に必要になるかと思えます。有効的に活用するためにも、しっかりとした周知をお願いしておきたいというふうに思えます。

LINEのアプリを活用することによって、少しでも危険箇所の解消、早期解消と併せて、やはり担当課の事務の省力化が図れるんじゃないかというふうに期待をしておるところです。

それから、もう1点は、先ほど西大刀洗北鶴木線で状況を報告しましたけども、その中で、今朝、見守り隊の方から言われたのが、やはり先ほどの交通量の紹介でも言いましたけども、やはり制限速度を守らない方が多くなってきていると。また、今度は来年秋にはコストコもオープンとなると、いよいよそのルートが抜け道になっていくんじゃないかなというふうに思われます。ですから、取締りのほうも、しっかり警察のほうに町のほうから要望してくれということがあります。

現在、北鶴木の公民館前と反対側の北鶴木神社のほうでは、交通取締りも適宜行われているというのは承知しておりますけども、最近そういうのが多いということで、見守り隊の方から言われておりますし、グリーンベルト帯の塗装もかなり劣化してきているということでもありますから、やはりドライバーが分かりやすいというか、路側帯の表示、あるいはグリーンベルト帯の塗装についても、ぜひとも早急に解決できるところは早急にやっていただきたいというのを申し上げて、1点目の質問を終わりたいと思います。

それでは、次に、2点目の質問に入らせていただきます。

大項目2点目は、御案内のとおり、現在、中学校の部活動が学校教職員の働き方改革、あるい

は単独校では運営できない、部員数の減少等で地域移行というのが言われております。これは、いろいろ平成30年ぐらいから検討会が進められて、令和3年度から具体的に予算措置も事業化が進められておまして、今年度から3か年で、休日の部活動については地域移行の方針が出されているかというふうに思っておるところです。

そこで、お尋ねをしたいと思います。まず1点目は、部活動の地域移行に向けた町の取組状況について答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、安丸議員御質問の部活動の地域移行に向けた町の取組の現状と今後について答弁いたしたいというふうに思います。

非常に部活動の地域移行については、いろいろと御心配いただいて御質問いただいていることを感謝申し上げたいというふうに思います。

まず、部活動の地域移行に向けた町の取組の状況についての質問でございます。

これまでの部活動の地域移行に向けた取組については、まず、部活動指導の現状や地域移行への意識に関する教職員のアンケートを令和4年12月に実施しております。その後、令和5年1月と2月に子ども課、生涯学習課合同の打合わせを開催しながら、地域移行に向けた基本方針、そして今後の取組について協議をしているところでございます。

続けて、その後、部活動への満足度や活動時間帯等への意識に関する今度は生徒へのアンケートを、中学校1年生と2年生を対象に令和5年3月に実施しました。引き続き、令和5年3月末日には、先ほど議員がおっしゃいましたように、働き方改革等々も含めながら、末日ですけれども、大刀洗町立学校における働き方改革及び部活動に係る指針、これは30年度に1版を策定して示させていただいたんですけども、その改訂版を、今、策定して、保護者そして教職員に通知をしているところでございます。

令和5年4月に大刀洗中学校部活動代表保護者会を開催し、教育委員会から、先ほど申しました改定した部活動に係る指針と部活動の地域移行についての説明会を開催させていただいて、保護者から質疑、意見を聴取しているというところなんです。

その後、本年度になりまして、県が主催する部活動セミナーというのが年1回ございますので、子ども課、生涯学習課、そして中学校から参加しながら、国、県の方針や先進的事例を今回は示させていただきました。こういった事例などについて、情報収集や共通理解を図っているというところなんです。今後はそれを受けまして、町において、12月27日、今月でございますけれども、大刀洗町中学校部活動地域移行協議会を開催し、今後、次のようなことを協議していくよう考えています。

1点目は、休日を含む部活動の地域移行や外部指導者の導入に関すること。2点目は、部活動

の適正化を含む中学校の部活動運営に関すること。3点目は、部活動と社会体育との連携に関すること。4点目は、その他部活動を取り巻く環境整備に関すること。

今後、国、県による支援策等も含めながら、研究、協議をして進めていきたいと考えているところです。

以上で、安丸議員の質問に対する答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいまの答弁の中でありましたけれども、平成30年に策定した指針というか、この改訂版を出したということでもありますけども、改定のポイントというのはどういったところになりますか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 令和5年3月31日に改定しましたポイントでございますけども、まず、働き方改革の部分におきましては、教職員の出退勤の管理という形でございます、タイムカードを導入しておりますけども、超過勤務につきましては、国の指針に基づきまして、年間で360時間以内、月45時間以内とすることをはっきりと明示しております。

また、部活動におきましても、今までは平日1日、土日いずれか1日かということで、トータル2日ということになっておりましたけれども、平日、そして土日も少なくとも1日以上をノー部活デーとしていまして、とにかく2日以上は休養日を設けなさいということをしております。

また、活動時間におきましても、土日につきましては3時間程度ということ、そして長期休業中につきましても1日3時間程度で、できるだけ短時間で合理的に活動をやっていきましょうということにしております。そういうものが主な改定したところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 改定のポイントは分かりました。

そして、先ほど時間外労働、月45時間以内ということ、それから部活動の練習日、休養日をつくるということの改定をされてから、約半年経過しておりますけど、その実施状況というか実態的な部分、改定のポイントと差異がないのか、やはりまだ時間外労働が多いという実態があるのか、そこらあたりはどうなんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） まず時間外勤務、超過勤務でございますけども、中学校におきましては部活動がありますので、部活動でどうしてもやっぱり遅くなってしまう職員もおりますけども、それを除けば、部活動を除けば、授業の中身の研究なりを含めると、そういう部分につきましては時間外勤務的なものについては大体守られているというふうに思っております。

また、部活動の週2日以上のお休みにつきましても、各部のほうで適宜守られているというふう
に、こちらのほうとしては承知しているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。それと、先ほどの答弁の中にありました
12月27日に開く予定の地域移行協議会か検討会ですか、これは、構成メンバーはどういうふ
うなお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 12月27日におきます大刀洗中学校の部活動地域移行の協議会で
ございます。今回、準備会というスタンスでありますけれども、この構成メンバーでございますけ
ども、大刀洗町体育協会の会長、大刀洗町文化協会の会長、大刀洗町スポーツ推進委員会の会長、
大刀洗中学校の部活動の外部指導者、大刀洗中学校の学校運営協議会の会長、中学校の校長、教
頭、中学校の部活動の顧問の代表、そして中学校のPTA会長、そして部活動の活動の保護者の
代表の方、そして、事務局としましては、教育長を含めて生涯学習課、子ども課のほうの職員が
出るようにしております。あわせまして、県のほうからですけれども、北筑後教育事務所のほう
からも担当の方に来ていただきまして、地域移行に対する概要的な部分の説明を行っていただく
ように考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 取組の状況は理解できました。

特に、いろんな協議会なり検討会を立ち上げるときに、ややもすると当事者が入らないケース
が結構多いかと思えます。今回は部活動の保護者代表なり、当事者の関係者もメンバーに入っ
ているようですから安心をしたところですよ。ぜひ、今後もしっかりとした協議を進めていただ
きたいというふうに思っております。

それで、2点目の関係に移っていきたいと思います。地域移行に向けた今後のスケジュールに
ついてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、議員御質問の今後のスケジュールについての質問です。これ
について、福岡県教育委員会がいろいろと示していますので、それにまず触れさせていただ
きたいというふうに思えます。

福岡県教育委員会は、スポーツ庁、文化庁が令和4年11月に策定しましたガイドラインを基
に、学校部活動の在り方に関する指針を令和4年に策定し、ガイドラインを令和5年3月に策定

されています。

ガイドラインには、令和5年から3年間を改革推進期間として、まずは令和8年度からの土日の活動の地域移行を目指して、具体的な計画の策定や実施を進め、県内中学校の休日の部活動を地域移行することを目標としています。

そのために、次のようなスケジュールを今設定されています。

まず、本年度から県内の一部市町村、5市町村、近隣では大木町がモデルになっております。この5つのモデルにおきまして、実証事業により地域移行のモデル事例を作成し、県内の全市町村に周知をする計画でございます。スポーツ庁の実践研究として、地域のスポーツクラブに運営を移行するといった取組等々も含めて行っていただいているというような現状でございます。

また、本年度より、部活動セミナー、先ほど説明いたしました、開催されました。次年度以降も先進事例を基に、移行の手順や支援策、またスポーツクラブや指導者の確保や育成に関する研修会が継続的に開催される予定でございます。

これを受けまして、大刀洗町教育委員会としましては、まず、先ほど申しました部活動の地域移行協議会を設置いたしまして、実態の把握、そして関係機関との連携、今後、部活動の地域移行はどうあるべきか、実態に応じた方向性を検討することが非常に重要だというふうに考えているところです。会議を進めていく中で、指導者の質や量の確保、町体育協会やジュニアスポーツ団体等との関係団体との連携、それと協力の強化、参加費用負担の理解、支援、学校施設の活用等、諸処の課題を解決できた部から、順次、土日の部活動の地域移行を進めていけたらよいかというふうに考えているところです。

これは仮の話でございますが、令和6年度中に課題解決できた部が1つでもあれば、その部においては令和7年度から地域移行し、モデルとなっていきたいというふうに考えているところです。

最終的には全ての部が地域移行というふうにできれば、私自身はよいというふうに思っているところでございますが、指導者の確保等、諸課題が解決できない場合につきましては、引き続き、中学校の先生方による部活動の指導というふうなことをお願いしなければならないというふうに思っているところです。

土日の地域移行のその先には、平日も含めて地域移行となると思われまますので、引き続き協議を進めていくことになると考えているところです。

以上で、安丸議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。町としては、課題が解決できる部から一つでも、6年度中には休日の部活動を地域移行していきたいというふうなことですよね。それで、

今現在、部活動、たしか昨日のある議員の答弁では14部活ですか、中学校は。14部活がある中で、今回は体育部のほうの問題かと思えますけども、現在、たしか女子テニスと剣道、剣道は違ったかな。いわゆる外部指導者の方がいらっしゃいますよね。この方は具体的にどういう関わり、例えば平日に指導されているのか、土休日にされているのか、そこら辺の実態をちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 今現在、大刀洗中学校には3名の方の外部指導者に来ていただいております。ソフトテニス部と卓球部と剣道部、この3つになります。

外部指導者につきましては、外部指導の先生の御都合もありますので、平日もしくはまた土日に出てきてある場合もありますので、特定に平日のみとかそういう規定は設けておりません。先生の来れるタイミングでという形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そうなると、現在は、顧問の先生方も一緒に指導に当たられているということで理解してよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 担当の顧問の先生と外部指導者が一緒になって指導をしてあるという形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 現状は分かりました。今後、地域移行になれば、それが完全に先生方の手を離れるという形になろうかと思えますけども、やはり外部指導される方、地域移行をした場合に、指導に当たられる地域の方々の人材確保がかなり課題になってくるのかなというふうに思っているところです。

たまたま、今みたいに3つの部活動で外部指導されている方がいらっしゃいますけど、その方が必ずしも地域移行した後も引き続きしていただくのかどうかも分かりませんし、また、その方もお仕事とか持ってあろうし、あるいは費用面、費用弁償の面も出てこうかと思えます。

現在の外部指導者に対しての費用は町から出されておりますか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 外部指導者につきましても、1日当たり幾らという形で報酬費を支払っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。

それでは、3点目の質問に移っていきたいと思います。小項目3点目は、部活動の地域移行による事業費用はどうか、また、地域移行によって保護者の負担はどうかについて、教育長のお考えを問うものであります。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御質問の地域移行による町の事業費と保護者の負担についての御質問です。

まず、地域移行による町の事業費用ですが、これは、これまでも部活動に係る共通の備品購入費や消耗品費、それから楽器等の修繕料、中体連主催の全国、九州、県大会の出場に係る交通費の実費、先ほど説明いたしました部活動外部指導員の報酬等については、町の事業費用として予算を計上してきているところです。

次に、部活動における保護者の負担についてですが、これについては、部活動に係るまず指導料、これは教師が行っておりますので、基本的、そして共通に使用する、先ほど言いましたように備品購入等については保護者の費用の負担はありません。ただ、個人で使用する道具や消耗品、それからユニフォーム等の購入、保護者による遠征等の車代等については、部費として徴収する部もあるような現状でございます。

また、中体連主催でない大会が、休日にいろいろ〇〇カップとかがあったりします。こういった開催される練習試合等の遠征の際は、保護者による送迎等の協力を得ているというところです。これが、部活動によっては遠征する回数が多かったり、遠方になったりすると、保護者等の負担の要因になっているようで、懸念を私自身はしているところです。

今後、地域移行になった場合の費用負担ですけども、所属する民間のスポーツクラブや団体によっては、指導の対価等を支払わなければならない可能性がある、また、生徒の活動機会の保障や受益者負担の観点から、保護者が負担すること、また、あるいは、地方自治体が減免措置等を講ずるということも必要ではないかというふうを考えられますけども、現状は、休日に教師が部活動に従事する場合における現行の特殊勤務手当や、先ほどから説明しています、これは国、県による部活動外部指導員の報酬等が事業を受けて支援策を進めていますので、こういったものの動向を見ながら、もう少し研究、協議して検討する必要があるというふうに考えているところです。

必要な予算等については、国、県にぜひともやっぱり計上していただきたいというふうに私自身は思っているところです。

以上で、安丸議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 保護者の負担については、ケース・バイ・ケースで出てくる場合もあるでしょうし、また、今後の課題ということは承知しました。

最後に言われましたように、やはり事業費用についても国、県への要望、これは具体的にこれからなるかと思えますけれども、例えば、北筑後教育事務所でまとまって、そういった県とか国への要請なり要望活動みたいなことが考えられているのか、そこらあたりはどんなでしょうか。現状は全く未知数ということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 毎月定例的に管内の教育長会議があっておりまして、たまに部活の地域移行についても話題となっておりますけれども、今現在、どの市町村も地域移行をどう進めていこうかという段階の協議でございますので、まだ国、県に対して補助についての上程とかそういう分についてのお願いとかについて、まだそこまでの話合い等はできていないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 確かにまだこれからの協議事項かというふうに理解しますが、やはり地域移行によって、今、学校教育の一環として位置づけられている部活動もありますから、やはり地域移行によって保護者の経済的負担が増えるというか、そういうことにはなってははいけなかなというふうに思っておりますし、しっかりとそういう課題を解決するためにも、声を上げていただきたいというふうに申し上げて、2点目の質問は終わっていきたいと思います。

それでは最後の質問になります。

通告したものの、初日の町長の挨拶とか新聞報道等でもありましたんで、どうしようかなとも思いましたが、やはりしっかりと議会として、町長のこの1期4年間の総括というか、4年間の実績等については、昨日の野瀬議員の中のマニフェストの評価の中でも触れられておりますから、十分理解しておるところです。

そういう中で、これまで安丸町政の継承発展を掲げられて、財政の健全化と子育て支援と教育環境の充実、町民の健康づくり、地域づくりということに、しっかりと取り組まれてきたかというふうに思っているところです。

そういう中で、マニフェストの進捗を含めて、これまで取り組まれたことは十分理解できますけど、やはり4年間でできなかったこと、いわゆるコロナとか災害も確かにあろうかと思えますけども、町長御自身が、やはり1期4年の中で、ここまでやりたかったけどできなかったこと、できれば2期目にここを重点的にやるんだという思いがあったら、まずそこをお聞かせいただき

たいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員質問の中山町政1期4年の総括と、今後について答弁をいたします。

本議会開会日の冒頭の御挨拶の中でも述べさせていただきましたが、令和2年1月の町長就任以来、この間、安丸町政の継承と発展を掲げ、対話を大切にした町政を目指して、manifestoでお約束した財政の健全化と子育て支援、教育環境の充実、町民の皆様の健康づくり、地域づくりの3本柱をはじめ重点施策を着実に推進していくとともに、新たに防災力の強化や交通弱者対策などにも重点的に取り組んできたところでございます。

この結果、日本全体が人口減少と少子高齢化が進展する中、大刀洗町では、直近の11月末の人口が1万6,069人と、町長就任時の令和2年1月末に比べまして402名の増、15歳未満の子どもの数も2,418名と112人増加し、小中学生の学力も向上するとともに、先週13日に大東建託が発表された街の幸福度ランキングでは、大刀洗町が九州・沖縄で第1位に選ばれるなど、一定の成果があったものと考えてございます。

この間を振り返りますと、コロナ禍への対応と災害対策、そしてロシアのウクライナ侵攻等、急激な円安に伴う物価高騰対策などに追われる中、町長としての職責を全うすることができましたのは、職員の努力に加え、議員の皆様をはじめ町民の皆様や関係機関の皆様の御理解と御協力の賜物であり、心から熱く御礼を申し上げるところでございます。

残された在任期間も、最後まで全力で取り組んでいくとともに、大刀洗町をもっともっと元気な町とするため、再度、町政に挑戦する所存でございます。

その上で、安丸議員、今、御質問がございました、4年間やりたかったけどできなかったこと、あるいは、今後、重点的に取り組んでいくことについてでございますが、やはりコロナ禍であったり、災害の対応に追われた4年間でございます。その中で、manifestoで掲げた新たな挑戦の中では、特に経済が循環する仕組み、これは昨日の大石議員の一般質問でもありましたけれども、例えば、道の駅の設置を検討するなど、そういうところまでできなかったという思いがございますので、もし、次期も町長の職に就くことができましたら、そういうところに取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから担い手不足、特に農業者の新規就農が、なかなかやっていますけど、十分な成果が出ていないところでございまして、本当にこの後5年、10年たったときに、今、担い手でやっていただいている認定農業者の方なり、集落営農組織の多くの部分がもう60代後半から70代ということなので、そこをいかに確保していくのか、そこが一番大きな課題だと認識してございます。

また、議員のほうから御指摘がございました例えば狹隘道路の整備でございましたり、平田議員のほうからも御質問がございました避難所になっている勤労者体育センターの空調の整備であったりと、いろいろと取り組んでいけないといけない点はあろうかと思っておりますし、これまでマニフェストで掲げた項目については、今後とも、いろんな事業はそれぞれ出てくると思いますが、しっかりと力を入れて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 答弁いただきました。

確かに昨日も言われていましたように、マニフェストに沿ってしっかりと町政運営に取り組まれたというのは理解できます。

ところで、これは結果的には来年の1月16日にならんと、最終的には2期目がスタートしないわけですが、2期目に向けてのマニフェストの作成というか、そういったお考えはございますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁とちょっと重複する部分があるんですが、基本的には、前回というか令和2年の1月の町長選の際に掲げたマニフェストの項目というのは、これからも追求していかなければならない項目だと思っておりますので、項目自体を変更するつもりはございません。

ただ、その項目の中でも、これまで十分に組み立ててこなかった面がございますので、そこについては、何らかの形でお示しは、どういう形になるか分かりませんが、すべきだろうと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） マニフェスト2023への羅針盤、継続してしっかりそれに取り組んでいくということで承知したところです。

私も先ほど質問の中で申し上げましたけども、やはり安全・安心のまちづくりというか、また災害に備えるまちづくりが非常に重要になってくるだろうというふうに私自身も思っております。やはり町民の誰しものが、合併しない道を選択してよかったと思える、先ほども申し上げましたけども、やはりインパクトのある町政運営、それから先ほど紹介がありましたけども、住宅メーカーの幸福度ナンバーワン、しかしながら住み続けたい街のランキングでは20位にも残念ながら入っていないわけです。ですから、やはり住み続けたい町になることを非常に私自身も願っております。

そういうことを含めまして、名実ともに幸福度ナンバーワンの大刀洗町になるよう、しっかりと町政運営を期待して、本日の一般質問を終わっていきたいと思います。

○議長（高橋 直也） これで、安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時59分

.....

再開 午前11時10分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、10番、白根美穂議員、発言席からお願いいたします。白根議員。

10番 白根 美穂議員 質問事項

1. デジタル田園都市国家構想交付金について

2. 里道について

○議員（10番 白根 美穂） 議員番号10番、白根美穂です。よろしくをお願いいたします。

私からは、2点質問させていただきます。1点目は、デジタル田園都市国家構想交付金について、2点目は、里道についてです。

まず、1つ目の質問、デジタル田園都市国家構想交付金についてお伺いします。

今、国ではデジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上を推し進めるべく、デジタル田園都市国家構想推進交付金を創設しております。他の自治体では、この交付金を活用してコミュニティーバスの自動運転整備や住民の健康管理、一括管理の整備等をされております。大刀洗町では、この交付金の申請をされていますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、白根議員質問のデジタル田園都市国家構想交付金について答弁をいたします。交付申請についての御質問でございます。

デジタル田園都市国家構想交付金は、デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、デジタル田園都市国家構想を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援するものでございまして、国の令和3年度補正予算からスタートしたものではありませんが、大刀洗町では、現時点までに同交付金の申請はしてございません。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） していないということですので、なぜしていないのか、今後、申請予定はあるのか等を御質問させていただきます。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 小項目ごとになっていますけど、2点目、3点目一緒に答弁させていただいてよろしいでしょうか。では、そうさせていただきます。

白根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、交付申請をしていない理由についての御質問でございます。

現在、全国的に地方公共団体の基本的な事務の処理をするための情報システム——基幹系情報システムですが——の標準化の取組が令和7年度を目標に進められており、大刀洗町におきましても、その作業に集中的に取り組んでいるところでございます。

また、デジタル田園都市国家構想交付金の申請に際しては、それ単独ではなく並行して、この標準化の作業を見据えた取組としまして、手戻りが生じてくるものだというふうに考えてございます。

私のほうから担当課に申し上げているのは、このデジタルを活用した取組については、住民福祉の向上、住民の利便性の向上の観点と職員の業務負担の軽減、この2つの観点を両面から検討してほしいというふうに指示をいたしております。その際、それぞれの個々の事務事業をデジタルを活用することによって、もちろんそういうふうに、よりよくなるんですけども、そこだけを取り上げて部分最適ではなくて、町全体で、先ほどの基幹系情報システムというのは、令和7年度までに絶対にやらないといけないマストの事業なんです。だから、その部分を見据えて手戻りが生じないようにやってくれと、よりよいベターな部分については、そこを見据えてやってくれというふうに申し上げているところでございます。

また、これも本質論というか、なかなかできないんですけども、DX、デジタルトランスフォーメーションというのは、本来は、デジタルを活用して、今あるデジタルで何ができるかということを考えるのではなくて、順番が逆で、まずはXのほうです。トランスフォーメーションのほうが先で、BPRをした後で、つまり業務のあるべき姿がどういうものを十分に検討した上で、業務プロセスを最善化して、それをデジタルの力で何ができるかというのを検討するのが本来あるべき姿だと、私自身は認識しております。なかなか難しいんですけど。

こういうことで、大刀洗町におきましては、昨年9月から、大刀洗町DX推進本部を立ち上げ、その専門部会として住民サービス検討部会を設置し、ふくおか電子自治体共同運営協議会のDXプロデューサーの指導助言も受けながら、行政手続のオンライン化や窓口改革等について、現在、検討を進めているところでございます。

この検討を進めてきておまして、これが今月に入ってある程度まとまってきたので、この窓口改革を目的として、補助率がより有利な10分の10の総務省の令和5年度自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトに、今、申請をしているところでございます。

ただ、この事業が非常に採択数が少なく、狭き門というふうにお聞きしておりますので、来

年度のデジ田の交付金の申請も見据えて、現在、両にらみで作業を進めているところでございます。

また、このほか教育委員会におきましても、小中学校への校務支援システムやデジタル指導書の導入に来年度のデジ田の交付金が活用できないか、現在、検討しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 申請予定であると理解をしてもよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをします。

窓口改革については、より補助率の高いほうで、今、申請をしておりますので、それが採択されなかったらデジ田に切り替えて申請をする予定で、今、両にらみで進めてございます。また、それ以外に教育委員会のほうでも検討しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 先ほどから何度も、町長や他の議員からも話が出ているところではありますが、テレビ放映で住民の幸福度ランキング九州・沖縄地区で大刀洗町が1位ということで、大変私もうれしく思っているところなんです、安丸議員からも話が出ましたが、住み続けたい街ランキング、こちらを調べたところ、95位までの記載しかなかったのですが、95位までにも大刀洗町は入っておりませんでした。ぜひ、いろいろな交付金を活用していただいて、大刀洗町が抱える交通利便の問題なども含め、住み続けられる町になるような施策で、できればデジ田の交付金の申請を行っていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

次の質問は、里道に……。

○議長（高橋 直也） 大丈夫です。続けてください。

○議員（10番 白根 美穂） 里道についてです。

最近、里道のことで困り事が増えているように思われます。ある住民の方から、3メートル下の田んぼのあぜ道から、つる系の草が家の周りを覆ってきていて手に負えなくなっていると。下のあぜ道はどこが地主なのかを調べると、里道ということで、個人で整備をとの町からの説明だったと伺っております。

里道は、平成17年に国から市町村に剰余され、市町村管理となり行政財産ということになっておりますが、大刀洗町の里道の管理はどのようになっているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、白根議員質問の里道について答弁をいたします。里道の管理についての御質問でございます。

里道とは、多くは小さな路地やあぜ道など、道路法の適用のない法定外公共物である道路を指し、一部には、現況が山林や田畑、宅地の一部となっているものもございます。

議員御紹介のとおり、従来は国の所有とされてきましたが、平成15年から17年にかけて、国有財産の権限移譲が行われ、道路として機能している里道については市町村へ移譲されてございます。

また、道路として機能していない里道につきましては、一括して用途廃止された上で、国土交通省から財務省へ引き継がれているところでございます。

大刀洗町では、道路として機能している里道の草刈りや砂利補修などの維持管理につきましては、従来から地元での管理をお願いしてきたところであり、この運用については、基本的に近隣の市町も同様の取扱いでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 地域で管理をとということでしたが、昨今、隣組に入らない、子供会に入らない等、地域のコミュニティーの希薄化に伴い、地域力が低下しております。このような中で、今までのように地域に里道の管理を委ねることができない状況になっていると思われま

す。

第5次大刀洗町総合計画、7、生活環境の整備の中で、環境保全活動への参画の項目に、少子高齢化や担い手不足、環境保全の意識啓発が進まない等の理由により、活動が停滞するおそれがあると、既に問題提起がされております。まさに今、地域力が低下している中、今後、どのように里道を管理していこうとお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。地域力が低下している中、今後の管理についての御質問でございます。

里道につきましては、1軒の方だけが通行を必要とする里道、過去は道として機能をしていたが、現在は通行をされていない里道、あるいは農地へのあぜ道として使われていたが、農地を管理できなくなり農道としての機能がなくなった里道など、様々なケースがございまして、このような里道の全てを町で維持管理していくことは、財政的にも職員体制的にも非常に難しいものと考えてございます。このため、里道につきましては、今後とも、基本的には地域の皆様に管理をお願いしたいと考えてございます。

なお、基本的に道路として機能している里道につきましては、処分はできませんが、里道の一部には道路として機能していない部分も含まれており、この道路として機能していない部分につきましては、利害関係者の同意を得た上で、町の判断で処分が可能となっております。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 先ほどの住民の訴え等、どうしても地域でも個人でも手に負えなくなっているという里道に、全部を町が見てほしいというわけではなく、申請手続制度などをつくって、町が補佐するという仕組みをつくるということは不可能なことでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをさせていただきます。町で補佐をするような制度をつくってはどうかという趣旨の御質問でございます。

先ほどの答弁と重複して恐縮でございますが、里道の全てをまず町で管理していくことは、財政的にも職員体制的にも非常に困難と考えてございまして、基本的には、今後とも地域の皆様に管理をお願いしたいと考えてございます。

その線引きをどうするかというのは、ちょっと考えないといけない課題だと思っております。しかしながら、地域力が低下していく中で、里道を含めて、これ里道以外にもありますけれども、これまで地域で管理してきていただいたものが、今後、どのように管理していくかというのは大きな課題であると、私自身も認識してございます。すぐにどうすれば万事解決しますよという解決策について、なかなか持ち合わせていないんですけれども、今後とも、これらの問題については、問題意識を持って考えてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 環境整備をすることは、景観等を守るだけではなくて、防犯、防災にもつながるものと考えます。里道の管理について、前向きな検討をしていただくよう期待しております。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、白根美穂議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここでお昼の休憩をしたいと思います。議場の時計で13時10分から再開いたします。

休憩 午前11時26分

.....

再開 午後1時10分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

7番、平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 水害対策について
2. 子育て支援について

3. ブランド創出事業について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に基づいて質問させていただきます。定位置でございます。よろしくお願いいたします。

今回、多くの議員さんから様々な提言がございまして、中には少し重なるような御質問もございまして、それはそれだけ住民の方の関心の高い重要な課題だとお酌み取りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

大きな1点目に水害対策でございます。

御存じのように当町ではこの7年間に6回の浸水被害が発生しております。この水害問題につきましては、私どもも地元の皆さん方との意見交換を踏まえ9月議会でも質問したところです。その後、町長におかれても国への要望や各種の期成会等が実施され、様々な要求をなさったとお見受けいたします。

私も7月に国土交通省筑後川河川事務所、8月に福岡県土整備事務所との交渉を行いました。さらに11月9日に久留米市議、筑後市議と3名で上京いたしまして、田村貴昭衆議院議員同席のもと国土交通省、内閣府、農林水産省の各担当課と治水や被災者支援につきましても交渉を行ったところであります。町長も同じ日に上京して治水大会に御出席なさったとお聞きをいたしました。

さて、そこで9月以降の対策につきまして御質問いたします。

1点目に、筑後川本川及び町内河川の掘削、伐採などはその後いかがでしょうか。

2点目に、これにつきましては、昨日、他の議員も御質問なさいましたが、町内河川に係るダムの事前放流についてはいかがでしょうか。

3点目に、農業被害への支援についてはいかがでしょうか。

以上、3点、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の水害対策について答弁をいたします。

まず、1点目の筑後川本川及び町内河川の掘削、伐採等についてでございますが、まず筑後川河川事務所におきましては、本年の7月豪雨を受け今後の豪雨に対して防災、減災を図るため防災・減災対策等強化事業推進費を活用し、緊急的に筑後川の河道の掘削約6万立米程度を掘削する予定となっております。

この際、久留米市北野町鳥巣から小石原川合流点付近の区間が予定されており、筑後川本川の水位低下に寄与するものと期待をしております。

また、これに加えまして、先月29日にはさらに令和5年度水管理・国土保全局関係で補正予算が採択され、追加で小石原川合流点付近の区間から宮の陣橋までの区間において堆積した箇所

を中心に河道掘削を進めていくとお聞きをしております。

筑後川本川の河道を掘削することで本川の流れがスムーズになり、支川への影響が軽減されることを期待しているところでございます。

次に、県管理の小石原川栄田橋上流の右岸におきましては、河川の護岸維持のため必要な箇所において、竹、木等の伐採がされることとなっております。このほか、大刀洗町におきましても、現在、鶴木川のしゅんせつを実施しているところでございます。

次に、2点目の町内河川に関係するダムの事前放流についてでございますが、昨日、野瀬議員の一般質問でも答弁しましたとおり、ダム管理者の水資源機構とは災害後の7月21日に水資源機構筑後川上流総合管理事務所長と寺内ダム管理所長に対し線状降水帯の発生も想定した事前放流の基準の見直しと柔軟な防災操作を要望したほか、今月1日にも朝倉ダム総合事務所長に対し事前放流の弾力的な運用を要望したところでございます。

次に、3点目の農業被害への支援についてでございますが、国、県と連携しながら被災農家への支援に取り組んできたところであり、支援事業の詳細については担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） それでは、私のほうから農業被害の支援内容について答弁させていただきます。

これまでも町では豪雨災害により被害を受けた農家に対し、町長が先ほど申されたとおり、国、県と連携して様々な支援に取り組んでまいりました。これまで行ってきた主な支援を述べますと、農地農業用施設の被害に対する支援としまして国の災害復旧支援事業、収入に対する支援として収入保険加入促進事業、営農継続面に対する支援としまして農業用機械・施設復旧支援事業、被災園芸産地改植等支援事業、被災大豆農家営農継続支援事業、被災園芸農家経営安定緊急対策事業などの支援を行ってまいりました。

今年度の7月豪雨災害後についても今回の12月議会に補正予算を計上しておりまして、1つ目は事業実施主体がJAみいでございますが、県の被災園芸産地改植等支援事業で圃場の浸水や冠水や土砂流入等を受けた農業者に対して、土壌改良資材等の購入経費を助成する事業でございます。補助率は2分の1以内となっており、町も5%上乗せ補助をいたします。

2つ目が農業機械・施設災害復旧支援事業で農業用機械やハウス施設などを被災した農業者に対して復旧の必要となる再取得の修繕経費を助成する事業で、補助率が農業用機械の復旧が2分の1以内、施設及び附帯施設の復旧が10分の8、災害回避が2分の1以内、農業機械と災害回避の2分の1については、町も2年前同様の10分の3の上乗せ補助をいたしまして補助率を10分の8に合わせております。

また、今年度より新規事業として8月臨時議会に補正予算計上いたしました国の災害復旧事業の要件を満たさない工事、40万円以下の被災した農地農業用施設について農業者施設管理団体の復旧についても補助を行っております。補助の内容については、5万円以上40万円以下の復旧事業費について農地70%、施設80%を町が補助いたします。

その他の支援としましては、県が9月の補正で計上された事業で日本政策公庫や農協から経営再建に必要な運転資金を借り受けた農業者に対して、町と連携のもと利子補給を行う農林漁業災害対策資金事業、損壊した農業用機械、施設等の復旧に係る農業近代化資金を借り受けた農業者に対して、町及びJAと連携のもと利子補給、上乘せする農業施設等災害復旧資金事業、令和5年度の豪雨災害で被害を受けた農業者に対して収入保険緊急対策事業と支援事業が出ております。

以上のとおり様々な支援メニューがございますので、各農業者の被害内容に沿った支援を選択していただければと考えております。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次、再質問させていただきます。

1つ目の水害対策ですが、11月9日に上京しまして国土交通省との交渉では水管理・国土保全局の治水課、河川管理課、河川環境課に御対応いただきました。全体として近年の水害等を踏まえ河川整備計画の見直しを行うとのことでありました。

筑後川については先ほど御答弁もありましたし報道にもありましたが、川底の土砂の掘削をすることにより筑後川水系では筑後川と巨瀬川、花月川等で、新聞報道でいうと13万立米ぐらいを掘削して14億円ということで、若干の前進は見られることかと思えます。

一方、小石原川につきまして質問しましたところ、西原地区の左岸については明治36年にはこの形になっていて、久留米に水害が及ばないようにしているのではというお答えでした。筑後川下流の整備を進めておるので今のところ改修の計画はないということ。ただし整備計画の見直しの中で小石原川の整備計画も考えるようになるという御答弁。

それから、掘削については先ほど少し伐採等のお答えもありましたが、このときでは、現在の調査では著しく阻害とまでは見ていないけれども、日常巡視もやっておるので必要であれば出張所にも相談していただきたいということ。

それから、毎年のように浸水して、いわゆる実質的な調整池になっている西原、菅野地区に係る補償は考えていないということでした。

また、川の掘削予算については積み上げではなく総額方式であるから、必要なところからやるということで、残念ながら今回のメニューにも小石原川は下流も含めて入っていないということ

だろうと思います。

とにかく小石原川については国交省の反応が鈍いです。改修についても伐採についても明確な答弁はございませんでしたので、もう率直に言えば、現状で左岸に水をあふれさせて筑後川の氾濫を防いでいるからいいではないかと、でもそれは国土交通省がつくったものではないという趣旨の回答でございました。

それから、佐田川についても下流部については改修は位置づけていない。計画の見直しの際には考えたいと、やっぱりここも計画の見直しの際には検討したいという答弁でありましたので、いずれにしても大刀洗町内の国管轄の河川についてはかなり残念な回答だろうと思いました。

と同時に、国としては近年の気候変動を踏まえて治水計画の見直しに着手との回答でありますから、町内河川の対策もこの計画見直しの中で重点課題に位置づけていただく必要があります。今後の運動が極めて重要だと思いますが、この整備計画の見直しについて具体的なスケジュールなどは国から示されているでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

整備計画の見直しの具体的なスケジュールということですが、具体的なスケジュールについては私自身はまだ承知はいたしておりません。議員が今おっしゃられたことですが、11月9日に国交省のほうに陳情に行かれたと、その後、11月29日にさらに予算等がついておりますので、さらにその後、筑後川本川の河川のしゅんせつが行われることになったということがございます。

また、大堰地区の浸水被害を緩和するためにはどうしても筑後川の本川の水位をいかに下げると、水位が高い時間をいかに短くするかというのが、これは大堰地区だけではなくて大刀洗川にしても陣屋川にしても大きな課題だというふうに認識しておりまして、江戸橋下流の堤防の整備であったり、あるいは河川の拡幅については、今、議員がおっしゃられた国の筑後川水系河川整備計画には位置づけられておりませんので、そこを近年の平成29年以降の九州北部豪雨以降の雨量を基準にして見直してくれというのを、今、国に対して強く要望しているところでございます。

また、もう一方は、筑後川の北の上流に行きますと大山川については、松原、下笠ダムがあつて大山ダムもあつて、一定程度、一気に水が流れてこないようになっているんですけれども、玖珠川の上流にそういうダムなり、そういう水量を調整する施設がございませんので、そこを何とかしてくれというのを流域の市町村とともに強く国交省のほうに要望をいたしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そういうことで、河川の治水の最大の柱は河川整備基本方針だと思うんですけど、その具体的な内容を整備計画で決めると、それとか田んぼダムとかいろんな流域治水を合わせたものが多分プロジェクトとしてごった煮みたいな感じで出てきてくるんだと思うんですが、この整備計画を見直す際は学識者や地域の意見を聞くことになっていると思います。

そうしますと、行政が町長さんたちが強く要望するに当たって、行政のみならずやっぱり住民や議会も一体となって町内の治水強化の運動が必要であって、そのためには町、住民も一体となった期成会の結成や、あるいはシンポジウム、今、住民協議会で話していらっしゃるかもしれないけど、やはり当該地域の方々へすべからく案内するようなシンポジウム等の開催も必要だということ踏まえて、そういったものを開きながら住民の意見を丸ごと整備計画の見直しというところにつけていくというような住民との連動が必要だと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

住民の皆様の声というのは、例えば本年度も町政報告会の中において、特に大堰校区、西原、菅野のほうからは大変厳しい御意見等をいただいているところでございます。そういうのも踏まえて行政として、国、県に対して対応を今要求しているところでございます。

また、議員のほうから御紹介がありましたように、今年度の住民協議会において、今、流域治水をテーマに御審議いただいているところでございまして、こういう点も踏まえながら今後とも住民の皆様、地域の皆様の声を十分お聞きして、それを国、県に対して強く要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 毎年のような水害の中でやっぱり被災地の方々には諦めの気分とか、もう何を言っても変わらないのではないかと諦めの気持ち、あるいは毎年水害が発生することによる生命や安全への危険、それから農作物の被害に対する精神の不安定という声も大きく聞こえてまいりましたので、そういった住民報告会、それから議会からも御意見を出したような御意見もありましたし、それらを1つ大きなまとめにしてぶつけていかないことには、なかなかこの現状が変わっていかないのではないかと思います。

建設関係に限らず福祉もそうなんですけど、やっぱり少し私どもはおとなしすぎるのかなという感じがして、おとなしいがゆえに県南のいろんな整備が遅れているような感じも私は今しているところでございますので、そうした住民の声が見える要望活動というか、住民とともに歩む要望活動というものは強化していただきたいと切に願う次第であります。

2つ目にダムの事前放流ですが、昨日、他の議員からも御指摘があったところですが、我々、

流域の住民としてはもう7月の豪雨は間一髪のところであり、私どもは小石原川右岸に住んでいますが、小石原川右岸でも生きた心地がしないほどの増水でありました。

しかしながら、町長も豪雨に基づく見直しを要望なさっているということでありましたが、私が国土交通省にお聞きしましたら、今回は基準降雨量は超えていない、この事前放流の基準に問題があるとは考えていない、見直しも考えていない、利水ダム、多目的ダムにおいては飲料や農業用水もあり慎重にならざるを得ないということで、全く実質的にゼロ回答であります。

やはり現場の生命の危険等を全く御理解いただいていないというような感触でございました。人の生命や財産よりも利水という態度を見て本当に残念なことであります。やはり現場の本当の切迫感というのは中央に伝わっていないのかなというのが私の率直な思いであります。もう本当に机上でここは計算したらこうだから該当しないから開けませんよというような御回答なんです。

昨日の質問にもありました。また答弁もありましたように近年の短時間雨量の現状を踏まえ、こうした本当に現場を踏まえない対応に対してさらに適切な見直しを改めて求めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

昨日の野瀬議員の質問にもお答えしましたとおり、事前放流は、今、議員から御紹介があったようにダムごとに事前放流により貯水位を低下させることのできる限度の水位があらかじめ定められており、事前放流の実施に際してはダム上流域で基準値以上の雨が降ると予測され、かつダムの洪水調節容量、利水容量の空き容量では調節しきれないと予測された場合に実施することとされてございます。これが今の国のルールでございます。

今回の雨もルールどおりに運用したというふうに水資源機構のダム管理事務所のほうは言うんですけども、ルールどおりに運用して緊急放流になるというのは、それはやっぱりおかしいのではないかと、下流の自治体としてはそこは強く申し上げているところです。

ただ、そのルールというのが、これは9月議会の平山議員の御質問でもお答えしましたように、ダムの上流域という比較的狭いエリアに予測確度の高い線状降水帯の発生も含めた予測をするのが現状ではなかなか難しいということなんですよね。でもそうはいっても当初の予測とは違って線状降水帯が発生して実際に緊急放流になるようなことになっているんだから、やっぱりそこは線状降水帯の発生も見据えたというか、なったときのことも考えてもう少し柔軟にできないんですかというのを要望いたしているところでございます。

ただ、一方で緊急放流というのはダムの治水容量ではなくて利水容量を事前に放流するというところでございますので、そこはやはり農業者にとっても本当に命と同じぐらい大切な水でござい

ますので、その理解を得るためにその理解が得られる範囲内で今の基準ができていているところがあるかと思えます。ただ、その中でももう少し柔軟な対応ができないかということ要望してございます。

ただ、寺内ダムについては昨日の答弁でも答えましたとおり、今、今年度から令和11年度完成を目指しまして洪水時の最高水位の見直し、ちょっと上げるということですね、それと利水容量を治水容量に振り替えることによって、そういう寺内ダムの再生事業に取り組むこととされておりまして、それが完成した際には洪水調節容量が新たに180万立米できますので、全体で880万立米の洪水調節容量ができるのである程度そこでカバーできるのではないかなというふうに思っております。

また、佐田川については下流域計画がないような御紹介でございましたけれども、そこは下流域の整備を含めて、今、検討をしてもらっておりますし、そこはきちんと整備をされるものだというふうに私どもは認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるように、本当に一番担当課の中で回答が悪いというか、硬直的な回答があったのはダム管理であります。おっしゃるようにこの基準で放流しないんだったら駄目でしょうということで基準の見直しは当然必要ではないかと言うと、いや、もうそれは基準が基準だからということで、恐らく下流であふれようがあふれまいが多分関係ないんですよ。あふれないような基準をつくるのではなくて利水とか治水を考えた結果、この場ではオフ、その結果、下流であふれていようが恐らく関知しないというぐらいの本当にひどい答弁でありましたし、その点については町長も問題を持っているということですから、やはりこうした国土交通省の態度を踏まえて、ここはもう少し先ほどおっしゃったようなより強く下流域の人命を守るためにということでの強い見直しを求めていただきたいと思えます。2点目は以上です。

3つ目が農業被災支援ですが、いろんなメニューがあることは分かりました。それから保険への加入促進の補助金もあるということは分かりました。特に農作物の被害なんですよ。例えば暖房とか重機の保険に入っていて8割ぐらい何とかあったんだけど残りの自己負担が数百万円単位になったとか、農作物の補償に入っていなかったから今度入ることにしたらやっぱり100万円近くかかるという、これは柿農家の方ですが、そういう御意見があります。

保険加入を推進はされるんですけど保険に加入するにはお金も要りますし、農作物の価格が充実してなりわいとして成り立つと、保険加入できることが前提だと思います。個人経営や小規模農家では掛金が払えないという人も少なくないかもしれません。

それから、水害が連続している地域についてはもう保険が無意味にも感じることもあります。不幸にも共済をかけるお金がなかった農家に対しても再建支援というか、安全担保という、これ

は農水省にも保険の改善を要請したんですが、町としてもこの農作物被害についてさらに親身な援助をお願いしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 平山議員の質問について答弁いたします。

町としましては、近年の災害が多発する状況において農家の方が被害に対し自ら備えることが大変重要だと考えておりまして、収入保険及び共済に加入していただくことを今後も進めてまいりたいと考えております。

これらの保険については国の公的保険制度となっておりまして、保険料の50%が補助されますので農業者にとっても大変有利な保険になっております。特に収入保険については、青色申告を行っている農業者が対象となりますが市場価格や農業者のけがや病気、取引先の倒産など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する保険ですので、町としましてはよければこちらの保険を選んでいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私どもも国、県に対して補助率の増とか、より申請しやすい制度等を求めていますので、これらと連携しながらさらにやっぱり作りがいのあるというか、再生産のできる農業支援というのをお願いしたいと思います。

もう1つは次期作支援なんですけど、種苗や土づくり、ハウスなどの再取得経費の補助等も災害の規模に応じて県とも連携しながら再開支援などもより進めていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

今回の12月議会に被災園芸産地改植等支援事業で次期作に対する支援も町が5%上乗せして行っているところでございます。県の2分の1の補助もありますので十分な支援になるとは考えておりますが、町の基幹産業は農業でございますが農業以外にも被害を受けている方々もおられますので、その方々の御理解を得る必要もありまして、支援を手厚くすることに対してはなかなか厳しい状況ではないかと考えておりますが、今後の課題として他の自治体の状況も参考にしながら調査、研究を進めさせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 収入保険については、例えば今は全国で災害が発生しておりますけど、収入保険にほとんど入っていないような地域もあった、そういうところに対しては県が独自に手当てをしたりということで柔軟な対応をしておりますので、そういった事例も参考にしてお

願いたいと思います。

全体として災害対策ですが、最初に申し上げましたが、国は河川整備計画の見直しをするから、しかも筑後川の本川の下流からやっているから小石原川や佐田川はちょっと待ってくれという話なんですけど、いつまでにどのような見直しをするのかが見えないので私たち住民は大変な不安な思いにさらされています。精神的な負担も大きいし農業のなりわいに関する不安も大きいです。

ということで、町も国によく要求しながら具体的なビジョンを示し、大きな計画の概要や期間というのを住民に説明できるような体制、それから、もう1つは住民意思が整備計画に反映されるような体制を取っていただきたい。つまり住民の方とツーウェイの対策、ツーウェイのコミュニケーションというのを取っていただきたいと思います。

そのために国に対して毅然と意見を伝えていただきたいと思いますので、整備計画については、やっぱり国に対していつまでに何をやるというのをしっかり明らかにしてほしいということ、また今後ともより求めていただきたいと思いますが、その点、最後にいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

スケジュール等もありますけれども、この圏域が安心して安全に暮らせるように必要な整備をきちんとやっていただくように、今後とも流域自治体と連携して国のほうに強く要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございます。激甚災害に指定されると復旧事業や被災者支援も強化されると聞きますが、被災した当事者にとっては全体の被害が激甚だろうがなかろうが被害を受けたことには変わりはありませんので、その点でもやっぱり全体の被害規模に限らず農業被害も含めて被害への支援等も併せて求めるものであります。1点目はこれで終わります。

大きな2点目に移ります。子育て支援については、近年、保育料や給食費の金銭的な負担軽減や保育所の増設などが進められており、こうした支援政策については大いに評価したいと思います。

また、保育を提供する義務は市町村にございまして、待機児童を通年にわたって解消を目指すとともに、それを実現するに足る条件整備も必要だと思います。町長もまずは待機児童の解消を重点施策として進めていらっしゃると思います。

併せて、昨年度にこども基本法が成立したこと、地方自治体においても子どもの権利条例制定が進んできたことを踏まえて質問いたします。

1点目に、今年度の待機児童及び潜在的待機の状況。また対策はいかがでしょうか。

2点目に、待機児童を有する家庭に対する支援の状況はいかがでしょうか。

3点目に、保育申込みにおける育児休業の取扱いについて、現状と方針はいかがでしょうか。

4点目に、こども基本法に対する町の見解。

5点目に、子どもの権利条例制定に対する町の見解。

以上、5点をお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平山議員御質問の子育て支援について答弁させていただきたいと思います。

5つございますので1つずつ、まず1点目、今年度の待機児童及び潜在的待機の状況についての質問です。

まず、待機児童の状況についてですが、これは国の調査に基づく令和5年4月時点の待機児童数はゼロ人となっております。

次に、潜在的待機の状況についてですが、潜在的待機については待機児童調査の数値に入らない待機児童のことだと思われま。4月調査時点では3人となっております。

また、待機児童の対策についてですが、昨年8月に新設の保育園を設置しておりますので、引き続き保育士の確保に向けた対策の強化等に取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

2点目の待機児童を有する家庭に対する支援についてですが、待機児童に対する支援として大刀洗町では大刀洗町待機児童支援補助事業を行っております。大刀洗町内の認可保育所に入所できずに認可外保育施設を月額利用している子供の保護者に対しまして、要件が4つほどありますけれども、要件を満たすことでゼロ歳児から2歳児は上限4万2,000円、3歳児から5歳児は上限3万7,000円まで利用料の一部を補助する事業を行っております。これについてはホームページや窓口で保護者に御案内を行っているところです。

次に、3点目、保育申込みにおける育児休業の取扱いについての質問ですが、保育所入所の申込みにおいて育児休業中は就労として取り扱っており、4月1日の入所時点の希望は除いて育児休業から復帰する14日前、これは日曜日と祝日を除きますが、ここから申込みが可能となっているところです。

また、在園児について、保護者のほうが育児休業中は引き続き保育園の継続利用が可能であり、育児休業を取得したからといって退園しなければならないという取扱いは現在しておりません。今後もこの取扱いについては継続すべきではないかなというふうに考えているところです。

4点目のこども基本法に対する見解についてですが、こども基本法は本年4月に施行されました。全ての子供や若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するために子

どもの権利条約、国連が制定しておりますけれども、この4つの原則である生命、生存及び発達の権利、子供の最善の利益、そして子供の意見の尊重、差別の禁止に基づき6つの基本理念が定められています。

1点目は、全ての子供は大切にされ、基本的人権が守られ、差別されないこと。2点目が、全ての子供は大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される、権利が守られ、平等な教育を受けられること。3点目が、年齢や発達の程度により自分が直接関係することに意見が言え、社会の様々な活動に参加できること。4点目が、全ての子供は年齢や発達の程度に応じて意見が尊重され、子供の今とこれからのために最もよいことが優先して考えられること。5点目に、子育ては家庭を基本としながらも、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子供も家庭と同様の環境が確保されるということ。6点目に、家庭や子供が子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。これらを規定することにより、国、県、市町村など社会全体で子供や若者に関する取組、こども施策を進めることを目的として制定された重要な法律であり、子供にとって大人にとっても私自身は有意義な無害法律だというふうに考えているところです。

大刀洗町教育委員会では御存じのように、いち早くチルドレン・ファースト、これは子どもの権利条約の子どもの最善の利益の原則を掲げてこれまでも教育施策を進めてまいりました。今後ともこども基本法の6つの基本理念に基づきまし子供や若者から意見を取り入れたり、あるいは関係機関や町内各部署と緊密に連携を取りながら様々な施策に取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

次に、最後の5点目の子どもの権利条例制定に対する町の見解についての御質問です。

これは子どもの権利条例について、平成6年に国連が児童の権利に関する条約、子ども権利条約を定めて、それを国が平成6年に批准いたしました。この理念を踏まえて子どもの権利についてを保障するための取組を推進することを、主たる目的とした条例を各市町村で定めているということだというふうに認識しているところです。

本年5月現在で国内で64自治体が条例を制定してあります。福岡県内では志免町をはじめ7自治体が制定してあります。この市町村による子どもの権利条例の制定は子供の権利の保障や推進にとっても有意義であると考えますが、その内容を精査するとともに施行には十分な配慮や努力が必要であると考えていますので、現在、大刀洗町教育委員会では条例の制定については考えておりません。今は国が施行しましたこども基本法の理念を様々な機会を通じてあらゆる世代に教育、啓発をしていくことが重要だというふうに考えているところでございます。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わりたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次、再質問させていただきます。

1点目ですが、待機児童が4月時点ではゼロとのことですが、年度を通じて3月末までにお入りになれない児童の方が発生すると思いますが、その現状はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 確かに年度当初、今年度はゼロということでございます。日にちがたつにつれましてやはり入所、お子さんを出産されたりとかそういう関係で、その後、職場復帰が必要だということでありまして、年度途中からでも保育園に預けたいというお子さんが増えてくるパターンがありまして、どうしてもそれで受入れができない状況も数としては上がってきているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私がお聞きしたところでは年度末には二十数人いらっしゃるというふうにお聞きしました。2点目とも合うんですけども、待機とならざるを得なかった方が二十何人いらっしゃると思うんですけど、とりわけ待機が多い年齢層がもしかしたらあるかもしれません。それと、なぜその年齢層の待機が多いのかという原因が分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） まず、先ほど教育長の答弁のほうでありました潜在的待機の部分で3名という形でありましたが、この3名につきましては全て1歳児の方になっております。

また、12月の保育所の入所利用調整の未入所の児童につきましては、今現在27名という形になっております。その27名の内訳でございますけども、ゼロ歳児が16名、1歳児が4名、2歳児が6名、4歳児が1名という形の計27名となっております。

先ほども申しましたとおり、やはりゼロから2歳までで26名ですから、ほぼゼロから2歳児という形になっておりますので、ゼロ歳児につきましては3人に対して1人の保育士が必要という形で、保育士の確保がどうしても各保育園のほうでは大変難しいというものがあるかと思われるので、その原因としましてはやはり保育士の確保が一番大きな原因ではなかろうかというふうにごちらとしては考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございます。ゼロ歳児が多いと、それからその原因としてはやっぱり年齢が下がるほど1人当たりの保育士が増えますから、面積ではなく保育士の確保のほうに主要な課題があるというふうにお聞きをしました。

そうしますと、やはり保育にかけると認めた方で年度途中で入れないというのは当然出てくる

わけですが、2点目なんですけど、待機児童の家庭の状況については把握していらっしゃるでしょうか。例えばそういう方が認可外で何人入っていて、幾ら出ている。それから保育にかけるけど自宅で待機せざるを得ないとか、その辺の状況の把握についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 待機児童に対する補助の関係というのもありましたけども、こちらで把握している分につきましては2名の方で、みらいとわに対して1歳児の方が1名、そして町外の施設に対して1歳の方が1名利用されている形で、その方に対して補助関係を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そうしますと、あとの二十何名の方はもしかしたら自宅待機とかをせざるを得ないということになろうかと思えます。そこに例えば入所に対する支援はあるんだけど、自宅待機児童向けの支援が他自治体でも見受けられますけど、御存じでしょうか。居宅訪問型保育とか、そういうものがございます。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 申し訳ないです。こちらのほうでその部分は把握しておりませんでしたので、近隣自治体でそういうものがあるかどうか知りませんでした。大刀洗町としましては自宅待機の家庭に対する支援についてはないというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） この間、認可保育所を1園増設していただいたりして、大刀洗町でお子さんとかのそういうニーズが増えてくる中での対応を一生懸命されているということは大変素晴らしいことだと思います。

しかしながら、やっぱりそこでどうしても小さいお子さんたちが自宅待機せざるを得ないというところに対しての把握と、自治体によって居宅訪問型保育事業というサービスを行っていることもございますので、ここの支援の検討をできればと思います。

やはりお子さん自体が増えることと、国民所得がずっと低いままで一方で物価高、増税で負担が高いので、全国的に保育、共働き等による保育のニーズはますます増加するとお見受けしますので、そうした残念ながら入れなかった方に対する支援制度の検討もよろしくお願ひしたいと思います。

3つ目ですが、これについては育児休業の取扱いですね。今は育児休業に対する退園等の措置はないということですが、これまでしばしば住民の保護者の方からお話しがあったところござ

います。これは多分少しずつ前進してきたんだというふうにお聞きしました。

これまでは市町村によって育児休業に対する保育の認定の取扱いがまちまちで、育児休業を取った際に退園を求められるという御相談もあつたりしたんです。町の文書をお見かけすると、平成27年は1年以内の育児休業は継続可にしましたということで前進があつたと、ところが当時は1年超えると認められないということで何とかならないかという御相談もまたあつたんです。それが今はないということなんですけど、そこら辺の経緯がもう少し分かればと思いますけど、いいですかね。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 保育園入所に係る育児休業の取扱いの改定がどのように行われたかというふうに捉えておりますけども、先ほど議員おっしゃつたとおり、在園児の継続利用の取扱いの関係でございますけども、産後1年以内の育児休業の場合は継続利用可能ということで今年の9月まではそういうふうに行っておりました。今年の10月に改正を行いまして、育児休業期間中は引き続き継続利用が可能ですよという形になっております。退園する必要はございませんという形になっております。

そして、在園児の保育の必要量の区分の取扱いにつきましても、今までは育児休業を取得する直前の保育必要量を継続するような形になっておりました。今回の改正に伴いまして、現況届提出時の就労証明書の時間によりまして保育量の必要量を判断して行っていくような改定を行っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今後ともこれを継続するとともに対象者に対する周知等もお願いしたいと思っております。

先ほどの答弁にもありましたけれど保育士さんが足りていないと、面積は足りているかもしれないけど保育士さんが足りていないということは、では保育士さんをどうやって確保するのかという話になりますよね。

御承知かと思いますが、待遇、賃金の問題が非常に大きいし、全産業平均より保育士業が月10万円近く低いとされております。保育単価とか介護報酬というのは国が定めるわけですから、国がこの金額でやれということで保育現場と介護現場においては国がこの低賃金をつくっているんですね。だから官製の低賃金と言えますよね。これに対してやっぱり自治体としてもこれでは保育園が運営できないではないかと、国が市町村に対する義務を定めている保育がこれでは成立しないという理屈になると思うんです。

ですから、自治体としても保育士等の一時的な待遇改善ではなく、保育単価や待遇等の抜本的

な引上げなどを今後も国等にも強く求めていただきたいと思います、改めていかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

振られなかったので出番はないかなとちょっと油断していましたが、議員おっしゃるとおり、この待機児童対策というのは一番の肝は保育士確保対策でございます。面積的には最低基準等の確保ができていたとしても保育士が集まらないので、特にゼロ歳児、1歳児等は預かりたくても預かれないというような状況が出てございます。

各園とも本当に熱心に保育士を確保していただくためにいろいろとされているんですけども、それでもなかなかやっぱり集まらないという点もございまして、あとは民間から派遣で保育士を確保しているところもあるんですが、かなり割高になってございまして経営的な面もあってということもございまして。

その中で、やはり保育士を希望する人をいかに増やしていくかというのが大きな課題だと認識してございます。今後ますますこの世界でも人材不足が加速化します。その中で、やっぱり子供たちを安心して産み育てるためには保育士の確保というのが重要な課題でございまして、その部分については国のほうにいろいろと機会を捉えて申し上げていきたいと思っております。

また、この保育の待機児童の問題についてはすごく地域間のアンバランスがございまして、要は保育園の空きがいっぱいあるところと足りないところで全然状況が違ってございます。その中で、国としてはやっぱり一律の制度をつくらないといけませんので、そういう中で例えば1歳児を6人に1人の保育士から今度は5人に1人に改めるとか、あるいは保育園に今通わせていない方も保育に欠けなくても希望すれば通えるようにしようとかいろいろとされているんですけども、粹に余裕があつて保育士に余裕があるところであればそれはもちろん可能なんですけども、本当に待機児童がいる中で厳しいところはなかなかそれは保育士確保対策と並行してやっていただかないと、逆に首を絞めるようなことにもなりますので、そういう点も含めて機会を捉えて要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるとおり保育士さんが必要なのに保育士さんの賃金を国が抑えているから人が集まらないって、本当にめちゃくちゃなことを国が市町村に押しつけているわけですから、しっかりそこら辺の待遇改善をして、狭いところで保育士さんを引っ張り合ったり、市町村間の不毛な人の取り合いとか、子供の取り合いということにならないように、やっぱり国の制度をしっかりと固めていくことが大事だと思いますので、その方向で今後ともよろしくお願いいたします。

それから、こども基本法と子ども権利条例なんですけど、私どもはこども家庭庁設置法案とこ

ども基本法については国会では反対しております。というのが、この法が先ほど申された子どもの権利の4原則を無視して、政権自体は現行法体制を変える必要がないという立場を一貫して取り続けて国連から度重なる勧告を受けているわけです。そうした中で、今回のこのこども基本法案というのが子供の養育は家庭が基本と明記しております。これは歴代政権が児童扶養手当や生活保護の引下げなど子育て支援の後退を合理化する理由として強調してきたもので、その大本となる子供の権利を守っていくということからはむしろ反する法案であるということで、この点につきまして私どもは反対をいたしました。そもそも最初はこども庁だったのが突然こども家庭庁になって家庭に責任を押しつけるかのような方向に変質したことは、子供の権利に対する逆行であり大変な問題がある過程だと思っています。

国はこういう法律をつくりましたが、一方で地方自治体のほうがむしろ子どもの権利条約に基づいた本来の子どもの権利を保障する条例をいろいろと濃淡はありますが全国でつくっていらっしゃるし、お隣の筑前町やお近くの宗像市でもつくっているところでもありますので、この子供たちの権利を守りと4つありますよね、子供の権利を守るということは、今、社会的に町内でもいろんな不登校の問題、いじめの問題、いろんな問題があると思います。こうしたものを抜本から考えて子供たちが生き生きと権利主体として生きられる社会や学校をつくるためにもここをひとつ、議会もこの前に宗像に行ってきたばかりなのでこれから考えるというところなんですけど、ぜひここも行政主体としても今後検討とは言わないけど、調査、研究というところに少し足を踏み出していただきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今、こども基本法及び子ども権利条約についての調査、研究をしていただいたらどうだろうかという御質問でございました。こども基本法あるいは子ども条例につきましては様々な解釈なり理解があるということも承知はしているところでございます。今後、こども家庭庁において大綱の案が作成されたり、それに基づいて地方自治体における子ども施策の基本計画等々が求められてくるというふうに思っていますので、そういったものを参考にしながら調査、研究が必要であれば進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ここでは必ず子ども権利条約を軸に研究していただいて、こども基本法の理念が導入されましたらちょっと間違った逆の方向に行くと思いますので、そこはよく御留意いただきたいと思います。2点目は以上です。

大きな3点目です。当町では、紆余曲折を経ながらも町内外、国内外に対するPR活動が行われております。その中で特産品と呼ばれるもののPRも積極的であります。一方で、行政が税金

を使って事業を行うに当たっては当然ながら事業の透明性や公平性、事業目的などが問われると思います。現在のブランド創出事業に当たり特産品の決定や宣伝の商品選定などはどのように行われていますでしょうか。公平性の担保はできているでしょうか。教えてください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問のブランド創出事業について答弁をいたします。

各種事業における業者や商品選定についての公平性の確保についての質問でございますが、この質問については担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、平山議員の質問にお答えいたします。

まず、地域ブランド推進事業と読み替えさせていただきますが、こちらの事業では様々なPR事業を展開しております。主なものでKBCのふるさとWishでしたりとか、町のイベントえだまめ収穫祭やいろいろなお祭り、また国内外でのファンづくりといった企画等もございまして、現在、大刀洗町で行っていますマルシェのかててなどが主なものになるかと思えます。

各事業では町内の産品を紹介していくのですが、その公平性については私ども担当でも十分に配慮して進めておるところでございます。

傾向として2パターンあるんですね。まず1つは、日頃メディアなどに出る機会が少ない、割かし知られていない企業様や商品を紹介するもの、そしてもう1つはもともと人気がある商品に乗って大刀洗町をPRするものと2パターンあると考えております。

前者の場合、紹介できる準備が整ったものから順次紹介しておるところでございます。テレビやラジオなどの場合、急に取材が来たりとか、また露出してもいいのかなどというところを十分に製造企業また事業主様と打合せをしながら、いや、まだメディアには出したくないとか、この情報はまだ出したいなどといったことを十分に考慮して準備が整ったものから順次宣伝、メディアに取り上げられるように推進をしているということになりますので、積極的に対応していただけたところが取り上げられるといったことにはなりませんけれども、順を追って紹介していきたいというふう考えております。後者の場合はもともと人気があり発信力もある商品ですので、そちらのネームバリューに大刀洗町のPRを担ってもらっているということでもございます。

回答は以上となります。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 例えば海外に何かある種の商品を持っていく場合に、町内に何社かそれを作っている会社があると、そういう場合にある1社の商品だけを持っていこうということがもしかしたらあるかもしれないですね。ここはやっぱり町の税金が使われているので、例えば他の3社があるとして他の2社に声はかかっているのか、かかっていなくて、その1社の商品

を内部の判断で持って行って宣伝しているということがあるとすると、私は行政がやる事業の主体としては不適切だと思うんです。

以前、当町が連携していた佐賀の市にお邪魔したときに、当時の市長に選定はどういうふうにするんですかと言ったら、こちらで自由に決めるということをお答えでした。私はとんでもないことだと思いました。

行政が税金を使って事業を行う以上、また利益を求める商品を宣伝する以上は全住民や事業者に対する公平性が担保されなければならないことが大原則だと私は思いますが、少なくとも何かを売り込むに当たっては、その対象者なり住民に対しての呼びかけ等が必要かとは思いますが、最後にいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えします。

まず担当のほうでいろんな商品を自由に選定しているかという御質問がありましたが、そういったことに関しては全くございませんで、お声かけのほうは順次させてもらっているところでございます。

もちろん先方のほうから大刀洗町さんにあるこの企業様のこの商品を取り扱いたいから紹介をしてくれないかというお話しをお通しすることというのは数多くございます。またいろんな商品が紹介できるということがあるのであれば、町のほうとしましては事業者も少ないから全ての商品を紹介できる有利な自治体となっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 生産者からも数少ない企業であるのに声がかからないといった声や、例えば農産物に関する特定の農産物は宣伝されているけども、いろんな農産物がある中で我々は置いてきぼりなのかと、先ほどは道の駅の話もありましたが、そういう公平性や透明性に欠ける部分が町内からもかなりくすぶっている部分はございますので、そうした税金を使って行政を行う以上は透明性、公平性の確保に十分留意していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

散会 午後2時12分

令和5年 第2回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 議 録 (第4日)

令和5年12月22日 (金曜日)

議事日程 (第4号)

令和5年12月22日 午前9時30分開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 承認第7号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第3 議案第41号 大刀洗町道路占用料徴収条例の制定について
- 日程第4 議案第42号 大刀洗町法定外公共物条例の制定について
- 日程第5 議案第43号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第6 議案第44号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第45号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第8 議案第46号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第47号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第10 議案第48号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第49号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第12 議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第51号 久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分
に関する協議について
- 日程第14 議案第52号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第15 議案第53号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につい
て
- 日程第16 議案第54号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)

について

日程第17 議案第55号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第18 認定第1号 令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第2号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第3号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第4号 令和4年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第5号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 議案第56号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について

日程第24 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 承認第7号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第3 議案第41号 大刀洗町道路占用料徴収条例の制定について
- 日程第4 議案第42号 大刀洗町法定外公共物条例の制定について
- 日程第5 議案第43号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第6 議案第44号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第45号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第8 議案第46号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第47号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第10 議案第48号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第49号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第12 議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第51号 久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分
に関する協議について
- 日程第14 議案第52号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第15 議案第53号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい
て
- 日程第16 議案第54号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第17 議案第55号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 認定第1号 令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

- 日程第20 認定第3号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 令和4年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第56号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第24 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（12名）

1 番	松本 照行	2 番	古賀 世章
3 番	中村 竜博	4 番	平田 康雄
5 番	實藤 量徳	6 番	安丸眞一郎
7 番	平山 賢治	8 番	河野 政之
9 番	大石 純	10 番	白根 美穂
11 番	野瀬 繁隆	12 番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	松元 治美
税務課長	……………	田中 豊和	福祉課長	……………	矢野 智行
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	矢永 孝治
建設課長	……………	棚町 瑞樹	子ども課長	……………	平田 栄一
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	佐々木大輔
会計課長	……………	山田 恭恵	住民課長	……………	案納 明枝
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	辻 孝将

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和5年第2回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の議会を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、町長から発言の申出がありましたので許可をいたします。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。今定例会に提案しております、議案第46号大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第49号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、並びに議案第55号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について文言の誤りがございましたので、追加配付いたしました正誤表にて訂正するとともに、心からおわびを申し上げます。

以上でございます。

日程第1. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第1、諸報告を行います。

過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 改めまして、皆さん、おはようございます。議会運営委員会委員長の安丸眞一郎でございます。

議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

去る12月12日火曜日午前9時より委員5名と高橋議長の出席を得て、協議会室において委員会を開催し、本定例会初日に上程されました議案第46号から議案第49号並びに第55号において語句の誤り及び脱字があったことについて協議を行いました。

協議の結果、軽微な誤りとし、正誤表の提出を求めることといたしております。

次に、12月18日月曜日午前9時から協議会室において委員会を開催し、委員5名と高橋議長及び執行者側から松元総務課長の出席を得て協議をいたしております。

協議の結果、議案第56号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について、この1件を本日の日程に追加することに決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで諸報告を終わります。

日程第2. 承認第7号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（高橋 直也） 日程第2、承認第7号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第3. 議案第41号 大刀洗町道路占用料徴収条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第3、議案第41号大刀洗町道路占用料徴収条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号大刀洗町道路占用料徴収条例の制定について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4. 議案第 4 2 号 大刀洗町法定外公共物条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 4、議案第 4 2 号大刀洗町法定外公共物条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 2 号大刀洗町法定外公共物条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 4 3 号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 5、議案第 4 3 号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 3 号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 44 号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 6、議案第 44 号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 44 号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 45 号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 7、議案第 45 号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 45 号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 46 号 大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 8、議案第 46 号大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課の村田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 46 号大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、初日の発言の訂正をさせていただきます。

附則、「この要綱は、公布の日から施行する。」と発言をいたしました。正しくは、「この条例は、公布の日から施行する。」になっております。おわびして発言の訂正をさせていただきます。

続いて、文言の誤りがございましたことをおわび申し上げます。

正誤表をご覧ください。「この要綱は、公布の日から施行する。」とありますのが誤りで、正しくは「この条例は、公布の日から施行する。」となります。重ねておわびし、訂正をいたします。

説明は以上となります。

○議長（高橋 直也） 続きまして、地域振興課長より本議案に関する資料配付の申出がありましたので許可します。しばらくお待ちください。

配付が終わりましたので、ただいま配付した資料の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 初日の説明に不足がございましたので、再度御説明を申し上げます。

配付した資料をご覧ください。今回の 46 号から 49 号、校区センターの条例改正に関しまして、校区センターとほかの町有施設の比較から説明さしあげます。

町には様々な町有施設がございますが、その中から幾つか抜粋して御説明さしあげます。

そちらにございます 4 センター、まずはドリームセンターです。こちらは教育委員会が管理運営しており、必要に応じて町長の諮問により、利用の検討をするという方法で管理運営がなされています。

次に、中央公民館も同様に教育委員会が管理運営をしており、常に運営審議会という会議体が

ございまして、必要に応じて公民館の運営に対して審議いただけるという体制が取られております。

一方、ぬくもりの館のほうは、福祉課のほうが管理しておりまして、こちらは町長が管理運営をするという形になってございます。

一方、校区センターでは、地域振興課と地域の管理運営委員会が密に情報交換をしながら、協働で管理運営を行っているというのが実情です。各校区センターは、建設と同時に地域に管理運営委員会を設置することで、通常の運営や建物の軽微の維持管理等を行政と地域が一体となり行ってきたという実情がございまして。

この管理運営委員会の中には、区長をはじめ、地域の役員で構成をされており、そちらに記してございますが、大堰校区は校区の議員全員がその構成員となっており、本郷校区は議員の1名が、大刀洗校区は議員が会長を、菊池校区は校区全員の議員が、その管理運営委員会の構成員としてお入りいただいておりますというものが実情でございます。

今回の条例改正の要点としましては、利用料金の設定は条例事項でありますことから、条例に何円以上何円以下という範囲内で具体的に上限と下限を定め、金額の範囲を設定した上で、細かい内容を規則に設定するというものでございます。

現在の運用に関する課題というところで、現場のほうでは地域主体で運営されている4つの施設において、今後の運営をより地域の実情に合わせ、都度協議して運用できるように条例を制定することが望ましいと考えてのものでございます。

地域では物価高騰に伴い、利用者の方も様々な支出がある中で、行政と地域がしっかり協議し、細やかな設定を施すことで、円滑な地域活動を推進するものです。

具体的な事例をそちらに挙げてございますが、現在は4校区センターそれぞれに利用料金を条例で制定させてもらっているところですが、現在では30分単位での運用が不可能でございまして、30分借りても1時間分の料金が発生するというようになっております。

また、大ホール等は4校区センターそれぞれに大ホールがございまして、真ん中に間仕切りがあって、2か所使えるというふうになっている施設が3施設ございます。

大堰交流センターに関しましては、一番新しく条例が制定されたこともあり、3分の1ずつ料金設定が細やかにされていますが、ほかの2つの施設にとっては、半分借用しても1部屋分の料金ということにもなっております。

これは具体的な事例の一部でございまして、今後、臨時的な状況下に置かれた場合の運用や改修に入っていきますので、改修に伴う部屋や床面積の変更等が細やかに生じてくることが予想されます。

こういった場合、都度地域と協議をして、適切に変更しながら円滑な運営するということが可

能な体制が今整っていますが、議決事項であるため、変更することが困難であり、議論というところまでいかずに、円滑な運営に支障を来すことが今後考えられると思っております。

今後、校区センターの方向性としましては、校区センターは4つありますけれども、異なる年度に異なる財源で設置されております。その都度、設置条例が年代年代において制定されているんですが、平成22年の4月から、町は校区センターを地域活動の拠点とするということで、今まで貸し館だったものを通常的に開いている状況、事務局があって開いている状況をつくるということで職員を配置をしまして、現在の状況になってきたところです。

現在は、職員は引き揚げておりますが、地域役員と町から委嘱した集落支援員、これ校区センター長というふうに通称呼ばれておりますが、そういう人員配置によって、地域の特性を生かした運営が進んでいるというふうに思っております。

今後は、4つの校区センターの設置条例を一本化することも鑑みて、同じ規定で目的や用途を平準化するとともに、規則のほうでは、それぞれの校区に合った円滑な運営が推進されるように整備していきたいというふうに考えております。

御説明さしあげましたように、校区センターの4つの施設だけが、10年前に運営を地域と行政のほうに任されておまして、役員の中に議会の皆様もお入りいただき、しっかりその運営に携わっていただいておりますというのが実情でございます。そこに行政も一緒になって、条例に基づいて管理運営を行っているのが実情でございます。

その中で、現場がやりづらいと感じている場合に日々遭遇しておまして、私たち担当部署は、そのたびにこれは条例にうたってあるので、今すぐそれは変えられないんですという説明をしておるところです。

しかし、住民の皆様が現場でやりづらいとお感じになられているのであれば、その権限を議員の皆様も入って構成されている地域と、そして協働している私たち行政に、条例の範囲内で考えるように改良してよいのではないかという意味も込めて、今回の議案を上程させていただきました。

条例にあるからという理由で何事も思考停止するのではなく、常に本来どうあるべきかを住民の皆様とともに考え、それに沿って条例に基づき、ルールを整えていく、地域と行政が協働でまちづくりを行うということの根幹だと考え、今回の条例を上程させてもらった次第です。

4つの施設の中で一番古いのが約50年ほど前です。そのときから、この件については2度ほど軽微な料金設定の改定がありまして、直近では平成26年に細かい料金表の1か所、僅か10円値上がりしたということ以外には、この条例に関して議論されたことはなかったんですね。

今回初日に、平山議員のほうより、議会軽視をして、民主主義の後退であると。行政に丸投げをしているという問題提議もいただきましたので、その問題提議に関し、現状との違いがあると

痛切に感じましたので、追加資料とお時間をいただきました。説明が不足しておりましたことを重ねておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから1日目に続き質疑を行います。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すみません、今説明をいただきまして、若干ちょっと私も勘違いしている部分がありましたので、ちょっと2点ほど基本的な質問で申し訳ないんですが、附則の中に、「この条例は、公布の日から施行する。」という一言が入ります。この「公布の日」というのは、いつなのかというのが分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えします。

公布の日からでございますので、議決をいただきましてから、条例の改正を速やかに決裁をした後に、条例、そして規則のほうの改正を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） たしか地方自治法には、例えば議決して議長が町長に3日以内とか、それを受けた町長が何日以内、それから交付する、そういう何か条例がありますので、その範囲の中だろうと。いわゆるこういう書き方をするというのは即日施行というか、そういう書き方で、例えば後で出てくる占用料とかは、4月1日とか書いてありますので、それは告示するということになるんだろうと思うんですね。そういう使い分けをしてあります。

もう一点ちょっと今説明の中で気になったのは、利用料金と言ったり使用料金と言ったり、ばらばらなんですね。これ条例の中では、きちっと使用料というふうに書いてあるんです。そこが、利用の中の利用料とか使用料金とかもまちまちな説明で、聞いているほうもよく分からないということがあります。

訂正しますとか言われたんですけど、そういうことをやっぱりきちっとしていただきたいなと思います。条例にきちっと使用料ってうたっていれば、使用料あるいは使用料金という表現をしていただきたいんですが、その点について何かあれば。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

使用料、利用料金等の言葉が散乱しておりまして、大変申し訳ございませんでした。

今後からは、条例に合わせた文言に書き直したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 野瀬議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） それと、もう一点、規則で定めるというふうに書いてあるんです

よね。この料金、別表を全部外して、100円から1,000円ですか、を限度にということで、規則で定めるといふような書き方をしてある。

この規則というのは、いわゆる4校区の設置条例があって、その下に施行規則というのがありますよね。その中に入れる、いわゆる施行規則を改正するというふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおりで、各センターの設置条例に施行規則がついておりますので、そちらの規則を改正するというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 確かに施行規則になれば、町長が定めるのは間違いないんですけど、原課で決めていくんだろと思うんですね。

理由だけ読めば、物価高騰とかいろんなもんで値上げするような感じというふうに私捉えとったんですけど、先ほど説明で臨機応変にやらざるを得ないということで、むしろ値下げもあるのかなという感じの説明をされていました。

いわゆる校区センターは町民が使いやすいように、電気料が上がろうが、それは町がちゃんと負担して、みんながとにかく使いやすいようにするんだということが趣旨ならば、少し理由をもうちょっと工夫していただきたかったなというお願いでございます。

規則を改正するならば、当然公告して即日施行というふうになるわけですから、施行規則の何条にそういうものを、改正するものをつくってあると思うんですね。そこは分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 施行規則のほうの細かい改正につきましては、今この場に資料ございませんので、回答ができないところになります。申し訳ございません。

○議長（高橋 直也） 野瀬議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） いわゆる議会にはかからないのかも分かりませんが、施行規則も併せて、多分公布に併せて掲示板に、ここに準ずるってなっているんですよ、条例見たら。条例を改正したら公布をします。それは掲示板等にきちっと掲示をします。施行規則もそれに準ずるといふふうに条例になっているはずですよ。そこをちょっと確かめていただきたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 回答を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 掲示板のほうで掲示をするかということの質問かと思います。条

例改正が終わりましたら、施行規則の4条に追加ということに予定をしております、そちらのほうも一緒に掲示板のほうで告示ですか、掲示をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 野瀬議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 施行規則、ちょっと今、私が持ってて、4条にいわゆる使用の許可の申請というのが、大堰交流センターのことで申し訳ないんだけど、それは4条には使用許可の申請というのがある、センターを使用するものは云々というのがある、あらかじめ町長に提出しなければならないというふうになっている。その中に料金を設定するということなんですか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

野瀬議員がおっしゃるとおりで、4条にそれを追加することになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） そしたら、もう一つ、大刀洗町公告式条例というのがあるのを御存じだと思うんですが、これの第2条に、「条例の公布は、次の掲示場に掲示してこれを行う。」というふうになっていて、「前条の規定は、規則にこれを準用する。」というふうに書かれているんですよ。

ということは、条例と併せて、施行規則も同時にやっぱり掲示すべきだというふうに捉えないと、いわゆる条例だけを改正したら詳細な料金が何も無いわけですから、空白になるんですよ。だから、もうできているでしょうと。できているならば、それを本来は配付していただきたかったんですよ。こういうふうにやりますということ。

でないと、我々は、それは大変でしょうねって。一々議会にかけたら、先ほどの説明じゃないけど、大変でしょうねというのはあります。もっと臨機応変に動きたいというのはあるかもしれません。

ただ、使用料とかいうのは、しょっちゅう変わるものではないんですよ、実際は。

だから、臨機応変というのは、ああ、そういう要望がいっぱい出てきたということで、もうちょっと値下げをしてくれとか、利用がいっぱい出てきて、とても申込みが多過ぎて、少しやっぱりこれ使用料金が安いんじゃないかな。

使用料金を取る目的も、やっぱりしっかりしとかにやいかんと思うんですよ。多少の維持管理の費用に充てるんだというような説明をして、使用料も取っているんですよというところ、やっぱり理解を得ないと、なかなか使っている人たちは、理解が得られないと思うんですよ。

だから、使用料を変えることとかいうのは、私はその場に応じて変えるのは別にいいんですけ

ど、やはりこういう条例がずらっときちっとあるわけですから、それにのっかって、やっぱり改正すべきところを改正して。

それ手続をやっぱりしっかりしないと、我々は議会として適正な手続をされているのか、していないのか、ざっと決められているんじゃないか、言葉悪いけど、それを見ないと、我々議会の存在がないわけですよ。

だから、そこをきちっとやっぱりお願いしたいということと、規則で決めるならば、条例が成立すれば規則で決められても結構なんですけど、少なくともそれは議員が入っているからいいでしょうもんというんじゃなくて、それはきちっと全協なり、そういう議会の場でも、規則を改正するときには説明しますというようなことを説明していただかないと、なかなか、ああ、いいですよって、私はちょっとそういうふうと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

今後、議員おっしゃられるように、大きな料金改正でしたりとか、大きな運用の改正等がございます場合は、しっかり議会のほうにも説明をしながらやっていくことになると思いますし、私どももその辺は厳重に注意をしながら、適切な運用ができるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 私からは、ちょっと今申し上げましたように、できるだけ、特に私の行政区は公民館が狭いから、校区センターよく利用させていただいているんですよ。皆さん方がありがたく思っておられるんですから、それに当たっても、エアコン、ああいう料金とか、部屋を大きな借りようか、これ3つに分けようかとか、いろいろ議論されております。

そういう中で関心があるということですから、理由読んだだけで、近所の人に料金が上がるばいって、こう言ったら、ええって言いよらしゃったら、ちょっと説明をよく聞けば、必ずしもそうではないと。

1時間単位を30分単位で切って、少し下げられれば下げたり、利用しやすいような料金設定にするんだ、使用料の設定にするんだということをお聞きしましたので、それはまた近所の人から聞かれたら、いや、そうじゃないばいというようなことは申し上げたいと思うんですが。

私は、いわゆる校区センター、もっと利用しやすい環境をつくっていただきたいということだけ、最後に申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） ほか、質疑のある方おられませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 御説明いただきました。

ただ、先ほどの追加の御説明の中で、議会の議決が必要なため、なかなかはかどらないとか、改正が進まないというのがあって、まさにこれが率直に言えば、議会が邪魔だという御趣旨を出しているんじゃないですか。本当に残念な発言でありますし、これこそがまさに二元代表とか議会制民主主義というもの、ここから行政側が否定するかのような発言であると思います。

それと、地域組織とか議会というのは出てくるんですが、都合がいいときだけ地域組織が言っているからと言って、都合が悪くなると、議会が議決が必要だからと言って、そういう二枚舌みたいなことをやっているんじゃないかな。本当に残念な思いでいっぱいあります。

一つお聞きしたいのは、例えばこれを使用料を議会の議決から外して規則にした場合に、決裁権者は誰ですか。変更する場合。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） まず、料金改正が行われるような事例、今のところは料金改正を値上げの方向では予定はしておりませんで、先ほど来、御説明さしあげておるように、地域の実情、利用している実情に合わせたように改正しております。

そういう事案が生じた場合は、地域のほうとよく協議をしまして、合意をいただいた上で、町長決裁という形に事務手続とはなっていくと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 値上げか値下げかを聞いているんじゃないんですよ。値上げも値下げも、今後は議会にかけなくするというを問題にしとるんです。

だから、値下げであったり、住民負担を軽くしたり、30分単位で使いやすくするというのであれば、議会にそれをかけていただければ大いに賛成だという議論ができるということを申し上げとるんです。そこは間違いないようにしていただきたい。

おっしゃるように、規則で使用料を定めた場合、改正をする場合は、町長が決裁するわけですよ、町が。だから、町がその責任者なわけですよ、使用料の決定に関しては。

だから、何か地域組織がつてのもあるんだけど、地域組織の御意見を聞いて、町がこれを改正するわけですよ、今後ある場合に。だから、そこがいかにも何か地域組織で決めてやっていただくとか、議会の議決を経ないといけないから大変だというのは、つまりそれは町の怠慢じゃないですか。町がきちっと地域組織の意見を聞いて、こういう御意見があるから、条例に基づいて議事を説得して、こういう使用料を変えていくんだという町の責務を放棄していることになりませんか、それは。

今の御質問だと、何かいいときだけ地域組織が地域組織がと言って、何か都合が悪くなると、

議会が議会がと言い出す。全てこれ、議決の場合は、これを認めなかったら議会の責任になるでしょう。

ところが、今度規則化した場合には、100%これは町の責任になるわけですね。そこを町の責任になるにもかかわらず、何か人のせいにして、町がきちんと決裁権者として議会に説明する努力とか怠っているのを、殊さら議会のせいにしてたりしているように思いますが、改めていかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えいたします。

まず、行政の怠慢というふうに御発言ございましたけれども、実務担当しておる私どもとしては、全くそういうことはございませんで、今後は議会への説明を怠るといってもおっしゃられましたが、先ほど来申し上げておりますように、例えば大きな改正が入る場合というのは、しっかり議会のほうにも説明をしながら、地域とも話をしながら合意を得ながら進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 完全に自己矛盾に陥っていらっしゃる。

だから、説明をするのであれば、最初から議決事項にしとけばいいんですよ。だから、それのかすという条例を、あなた方が提案しているということは、今後一切、議会を通さないということを、フリーハンド与えるような条例を自分たちで提案されているわけですから、何の根拠にもならないんですよ、今後も丁寧に説明しますというのは。そういう本当に残念なことだと思いますが。

それから、当然公布の日から施行となると、何をそんなに急ぐのかって話なんですけど、当然別表はできているわけですね、新しく。それも改正、現行の数値を変えた別表というのは、既にできているんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 規則のほうは既に公布の準備で決裁を、この議決をいただきました後に決裁をいただいて、それから規則のほうに定めるように準備は整っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そういった別表の一切合財も、要するに規則に委ねるから、ここにも出てこないから、議論がしようがないということなんですよ。

だから、あらゆる意味で、私どもも住民代表として、ここに議決権を持ってやっている人間と

しては、いいも悪いも判断のしようがない。今後どう変わっても、我々は一切いいも悪いも言えないという、本当に残念な条例だと思います。

私も今年まで11年間、校区センターの会長を務めておりましたので、現場のことは多分一般の方より、存じ上げているつもりです。

当然そういった、もっとやりやすい体系にという要求が出てこない、当然よく分かりますが、だからといって、公の施設である料金を、管理運営委員会と町だけで、議決を経ずに決めてくれなんていうことは一度も思ったことがございませんし、またそれが団体さんの要求とも思えません。

引き続き、きちっと地方自治法や憲法に基づく議決事項として残していただきたいということで、最後に申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほか、ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 古賀でございます。関連でございますけれども、私も10年ぐらい前から、南部コミュニティのセンター長を仰せつかっておった経緯がございます。

今回、条例を施行規則ですか、こちらのほうに移行するということなんですけど、施行規則を、私、前から読んじゃおりましたけれども、結構現状から外れとる内容が多いんですよ。

例えば、何ですか、休館日とかがどうなるとるかというようなことであれば、現実的には土曜日曜、それから祭日、こういうのが休館日でございますが、規則のほうには、例えば大刀洗校区であれば毎週月曜日と。菊池校区であれば第2日曜と第4日曜とか、まだそのままなるとるわけですね。

先ほど課長のほうからも、メンテナンスはきちんとやるよというふうなお話でしたけれども、よくよく見てみると、昭和55年ぐらいから全然変わっていないというような状況です。

こういうやつに、そういった大事な使用料ちいうんですか、料金あたりをやっても、1回こっきり決めたら、そのままずっとほったくりというようなことも考えられるわけですね。私はそこを非常に危惧しております。

だから、今回、目先のとこだけはやるけど、あとは、そのうちとかなる可能性だってありますんで、やっぱりその辺に議会を通さずに持っていくというのは、いかがなものかというふうに考えますが、どうでしょうか。そこ、町長よければ、御答弁をお願いしたいと思いますが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

施行規則等で実態と合っていないような規則になったままではないかということでございます。御指摘の点を踏まえて、今後、実態に合ったように規則の改正についても都度考えていきたいと

考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） ですから、今回、今準備されとるというふうな御答弁が課長のほうからございましたけれども、やっぱりやるなら、こういうところもきちんと見直した上でやらんと、何か都合のよかところだけ変えたと。

我々はそういうことじゃなくて、実態に合っているかどうかというのが、非常に運営する以上は大事なことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一点でございますが、今回の議案に対しましては、先ほど町長のほうからもお話がありましたけれども、5件も訂正とかこういうのがあっております。これは非常に、執行部としてはあまりよろしいことではないんじゃないかというふうに考えます。

特に今回の振興課から出ておりますのは、同じ箇所を4件も、間違うとると言い方は失礼ですけれども、やっぱり事実は事実ですから、普通、1か所だけでしたら、ダブルチェックはどくなっておったのぐらいでやるかもしれませんけど、同じ箇所を4か所も間違うて誰も気がつかずに、私が推察するには、課長が事前説明したときに、何かちょっと気づいたような気配はありました。そうなる前に気づかんやっただもんなかなと思ひました。

したがって、今回、具体的に何で間違うたのか、今度は間違わないためにはどうするのかといった再発防止を含めたところで、よければ副町長のほうから御答弁をお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋 直也） 大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 古賀議員の質問に答えさせていただきます。

確かに、もう御指摘のとおりでございます。これに対しては何も反論することはございません。今後は、しっかりとそのあたりを、さっきおっしゃいましたようにチェックをして通していくようにしたいというふうに思ひます。

今回につきましては、本当に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。

○議員（2番 古賀 世章） はい。

○議長（高橋 直也） ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで質疑を終わりたいと思ひます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、本件以下4件の条例案につきましては、否

決すべきとの立場で討論を行います。

これら4件は一言で申し上げますと、4か所の校区センターの使用料については、今後一切、議会には諮らず、行政の裁量で100円から1,000円以内の金額内で自由に決めるという条例であります。これは議会の議決権を損なう、あるいは議会の行政監視機能を毀損する大変残念な提案だと言わざるを得ません。近代国家の基本である議会制民主主義の本旨からも逸脱する御提案だと思います。

仮に、議会が発議することによって、今後、利用料を行政に委任するという議案を議会側から提出するのならまだ分かりますけれども、行政が自らこのような議会の監視機能を毀損するような議案を提出することは、誠に残念と言わなければなりません。

今回、利用料を改定するに当たっては、従来どおり条例の別表を改正する議案を御提出いただければ、議会としては、この住民負担が妥当かどうかの議論をし、可否を判断することができます。また、議論の中で、今後の校区センターの運営についても議会から意見を申し上げることもできるでしょう。

ところが、今回の議案では、使用料を議決事項から外し、今後一切、行政で料金を決めることができるとするものです。公の施設の使用料という身近な住民負担について、議会の監視が及ばなくなることは地方自治法の本旨にも反し、極めて重大な問題と言わなければなりません。これはもう金額の大小を問うものではありません。

1点目に、問題の1点目として、議決から外すという問題そのものです。

地方自治法225条では、行政財産の使用または公の施設の利用につき使用料を徴収することができることあり、続けて228条で、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとしています。すなわち、法体系としては、公の施設の使用料及びその変更は議決を経ることを基本としています。

実際に、大刀洗町の公の施設、中央公民館やドリームセンター、ぬくもりの館、勤労者体育センター、運動公園、町立公園、下高橋官衙遺跡公園、これらは全て条例内で使用料金が定められており、値上げや値下げ、条件変更の際には、全て議会の議決が必要な制度設計となっています。これが地方自治法の求める当然の制度設計だろうと思います。

この議案を通しまして、議決から外しますと、今回のように、まず、改定後の使用料の案すらも全く議会には出てきませんので、私たちはそれがいいのか悪いのか、値上げなのか値下げなのか、全く判断することもできません。仮に、住民要求に根差した改正や負担軽減の改正であっても、判断する材料すら議会には示されません。今回がまさにそうです。

2点目に、今回、議決から外す理由です。本日の答弁を聞いても、なぜ強いて議決から外す理由が私には分かりません。

1点目には、今後改修の予定があるからと言われます。改修というのは何度も発生するものではなく、改修後に、当然、議決にかけていただければ済む話ではないでしょうか。

2点目は、地域組織が管理に関わっているということです。

地域組織から現状に即して使い勝手のいい料金体系に改正する要望が出ている。お話はよく分かりますので、その要望を反映させた使用料金表を作って議会にかけていただければいい話です。そもそも地域の管理運営委員会というのは、法律に基づいて委託している団体でもなく、地域団体からの御意見を基に、決裁権者である管理の責任者である行政が責任を持って議会に提案すべき性質のものではないでしょうか。その点を先ほどの質疑で申し上げたところです。御意見を運営責任者である町がよく把握し、それに基づいた条例改正案を議会に提案して説得していただければ済む話であります。

3つ目には、提案理由に物価高騰だから見直すと書いてあります。しかし答弁では、物価高騰だから値上げするわけではないとおっしゃる。提案理由自体も事実と異なるということにならないでしょうか。

改めて申し上げますが、公の施設の使用料については、行政が恣意的に運用することのないように議会の議決を求めているのが現在の法体系であります。今回の提案理由は、全て現行の議決にかけていただければ済む話であって、校区センターの使用料のみを議会に通さず決められるようにする理由とは思えません。

そうした御事情でありますので、結論としまして、議会の監視機能を骨抜きにするかのような本条例案は認めるべきではないと考えます。今回、関連する議案が可決されなかったとしても、直ちに重大な影響は発生せず、また、センターの名称変更も含めて、再度の上程も可能であるため、行政に再考を求めることが住民利益に最もかなうと考えますので、反対とするものです。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄でございます、私は賛成の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、校区センターの施設や冷暖房設備の使用料の柔軟な対応を行うために、校区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

校区センターの使用料の額は、これまで条例により細かく定められていたために、使用料の額の一部が変わるたびに条例を改正する必要がありました。今回の改正に伴いまして、使用料の額を規則で定めることになるために、柔軟な対応ができるようになると思います。

なお、規則で定める使用料の額といいますのは、条例によって100円から1,000円まで、その大枠を定めて、その大枠の中でしか定めることができませんので、何ら問題ないというふう

に考えております。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第46号大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立2名]

○議長（高橋 直也） 議員11名中起立2名。起立少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第9 議案第47号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第47号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課、村田でございます。

議案第47号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文言の誤りがありましたことをおわび申し上げます。

正誤表をご覧ください。「この要綱は、公布の日から施行する。」とありますのが誤りで、正しくは「この条例は、公布の日から施行する。」となります。おわびをし訂正いたします。

説明は以上です。

○議長（高橋 直也） これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 2名]

○議長（高橋 直也） 議員 11名中起立 2名。起立少数です。したがって、本案は否決されました。

**日程第 10. 議案第 48号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（高橋 直也） 日程第 10、議案第 48号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 議案第 48号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を制定する条例の制定について、文言の誤りがありましたことをおわび申し上げます。

正誤表をご覧ください。「この要綱は、公布の日から施行する。」とありますが誤りで、正しくは「この条例は、公布の日から施行する。」となります。おわびをし訂正いたします。

説明は以上となります。

○議長（高橋 直也） これから 1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 48号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 2名]

○議長（高橋 直也） 議員 11名中起立 2名。起立少数です。したがって、本案は否決されました。

**日程第 11. 議案第 49号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について**

○議長（高橋 直也） 日程第 11、議案第 49号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 議案第49号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文言の誤りがありましたこととおわび申し上げます。

正誤表をご覧ください。「この要綱は、公布の日から施行する。」とありますが誤りで、正しくは「この条例は、公布の日から施行する。」となります。おわびをし訂正をさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（高橋 直也） これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 6番の安丸です。

本議案、提案理由と質疑の中で、たしか初日に担当課長のほうから耐用年数が70年というふうな答弁というか、説明があったと記憶しておりますけども、町で出しています大刀洗町公共施設等総合管理計画、平成28年に作成された分の計画を見ますと、各校区センター、耐用年数的には47年ということでこの計画の中に明記されておりますけども、そこら辺、70年で間違いないのか、再度確認をしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 安丸議員の御質問にお答えします。

建物の構造的に、校区センターのほうがRC造りかなというふうに考えております。鉄筋コンクリート造りの耐用年数、一般的に47年というのは御紹介のとおりでございます。

公共施設総合管理計画の中では、長寿命化の改修を行って、通常47年の耐用年数を70年あるいは80年といった目標の期間まで使えるようにしたいという意味合いで、課長のほうが申し上げたというふうに御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そうなりますと、村田課長の初日の答弁の中では、あくまでも改修を前提とした耐用年数が70年ですよということですか。それとも、そういう説明がなかったものですから、就業改善センターの耐用年数は70年というふうに捉えたもんですから、庁舎も50年ですからちょっとびっくりしたわけです。そこら辺、先ほど福岡係長が言った内容の答弁ということで確認してよろしいですか。それとも、発言の誤りがあれば訂正をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 安丸議員の御質問にお答えします。

安丸議員がおっしゃるとおりでございます、様々な計画から70年ということで発言をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） ほか、ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） この条例のみちょっと名称変更がありますが、もし何かあったら、この条例が認められなかった場合でも、きちんとこれは別考としていろいろお考えいただければと思います。

それと、もう一つ、先ほども申し上げましたが、これまで3件認められなかったわけなんです、先ほどから申し上げているように、地域組織に運営をやっていただいているのは結構なんです。私もやっていましたから。そうした御意見を管理責任者である町が集約して、本則に基づいて今後も必要な条例提案を議会にかけて説得していただきたいと、当たり前の流れをお願いしているんですが、今後もそういう地方自治の本旨に立った立場でやっていただけるものかどうか、ちょっと御確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおりでございますけれども、町においては二元代表制の下で、町執行部と議会のそれぞれがそれぞれの役割を果たしながら、車の両輪として切磋琢磨して、行政の執行部側の提案がおかしいと思えば、議会のほうからも御指摘いただきながらよりよい方向に向かっていくべきものというふうに認識しております。そういった意味で、今議会において、議会のほうからいろいろと貴重な御意見を頂けたことは大変ありがたいことだと思っております。

ただ、執行部側から提案いたしましたように、今後、各校区センター等、いろいろな改修計画等、あるいは地域の皆様の御要望等もあっておりますので、それぞれの施設について、地域の方の御要望を踏まえて、今後、条例改正等の提案をさせていただきたいと思っておりますので、その際は、度々の提案になろうかと思っておりますけれども、議会の開催、審議について御理解を頂ければと考えております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） まさにそれが望むところなんです。地方自治法に沿って。だから、今回も本当にそういう利用者の利便の向上に資するような別表であれば、それをお出しいただければよかったと思うんですけど。

もう一つ、私はちょっと懸念しておるのが、例えば今回、議会がこれを否決したことによって、町側が地域組織に対して、議会が否決したので利用料の改正ができなかったなどという事実と反する説明を行わないように。我々は、利用料そのものの改定に反対しているものではありません。

利用料そのものがここに出てこなかったから、そういう条例外しはどうなのかということで反対しておるんです。だから、そこは十分やっぱり町側でも課題を認識して、誤った説明を地域に絶対になさらないように。都合の悪いことを議会のせいにはしないように。そこは重々申し上げておきたいと思いますが、どうですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

事実関係として、こういう議論があつてこうなつたという説明はさせていただくかもしれませんが、いざ知らず、議員が言われるような趣旨というか思惑で、いたずらに対立をあおるような形で説明することはないと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 最後になりますが、一部のところにおいて、そういう都合の悪いことを全部議会のせいにしてしようとするような風潮が、私は間々見受けられますので、多分、恐らくこの辺については、また議会の議決が経られなかったなどというところがもろ手を振って歩くようなところについては大変心配をしております。そこは町長のおっしゃるように、きちんと事実を踏まえた説明を頂くようにお願いします。

我々は、きちっと地域の要求に根差した改正を町の担当課がきちんと説得力を持って議会に諮っていただくことは大歓迎です。

終わります。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。1番、松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 1番、松本照行でございます。この議案第49号について、私のほうから一言だけ確認させてもらいたいと思っております。

それは、私自身が平成元年から4年まで、この管理運営委員会の会長であったり副会長であったりしてまいっております。そういう中で、今回の名称変更につきましては、本当にいつも町のほうにできないかということで、何とかならないかと本当に求めていた事項でございますし、今回この部分の改正案が出たというか、そういう内容が出てきたということは、非常にありがたいことだと思っておるところでございます。

そういう私どものなぜできないのかという部分について、お答えいただいたのは、御承知の方も多いと思いますが、補助金等に関する予算執行適正化に関する法律、通常は適化法と言いますが、適化法上、これに抵触してできないということで、4年前にそういう答弁を頂いてなかなか難しいと、そういう状況でお答えいただいておりますので、私自身は難しいのかなとかそういったことを思った次第ですけれど、実際、今回こういう提案をされるということは、適化法には抵触しない、そういうことが確認されたことなのかどうか、その1点だけお尋ねしたいと

思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 松本議員の御質問にお答えいたします。

名称変更に関しまして、就業改善センターにおきましては、当初、農水省の補助金で建てておりますが、こちらのほう、年数もたっておりまして、県や関係機関等にきちんと確認をしまして、名称の変更は大枠、もともと就業改善センターが設置されたときの目的と大きく逸脱しているものではないということで、名称変更には特に問題がないという回答を頂きましたので、今回の議案上程のほうになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほか、質疑ございませんか。野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと私は部外者じゃないですけど、今、2条の関係で適化法はいわゆる期限が来ているからそれはいいんだよということだろうと思うんです。ただ、ここの目的です。ここを造ったときの目的がしっかり書かれている。これは適化法のいかに関わらず、やっぱりこの目的というのは生きているんじゃないかなと私は思うんです。この書きぶりだと思うんですけど、名称を変えられても私は結構だと思うんですが、今、2条に書かれてるところの趣旨をもう少し踏まえた内容の改正というか、そういうふうにしたほうがもっと使いやすいというか、そもそもここを建てたときの目的はこうであったから、ただ適化法の期限が切れているから、それが大丈夫になりましたから変えますと。今、松本議員が、以前からそういう要望をしていたんだけど、なかなか適化法の関係でできなかつたんだということで、今回できますということなんですけど、それはあくまでも適化法が時期的に満了したということだけであって、目的そのものはそんなに変わってないと思うんです。だから、それを加味したようなこの2条を考えたほうがいいのかと、私は大堰ですからあれですけど、そういう今までの経緯もちゃんと踏まえて改正されたほうがいいんじゃないかなというふうに、意見として申し上げておきたいと思えます。

○議長（高橋 直也） ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立2名〕

○議長（高橋 直也） 議員11名中起立2名。起立少数です。したがって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で10時55分より再開いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第12. 議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第12、議案第50号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第50号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第51号 久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について

○議長（高橋 直也） 日程第13、議案第51号久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合から

の脱退に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第52号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（高橋 直也） 日程第14、議案第52号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第53号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 直也） 日程第15、議案第53号令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第54号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 直也） 日程第16、議案第54号令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第55号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 直也） 日程第17、議案第55号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課の棚町です。よろしくお願いいたします。

議案第55号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について、第2条において誤りがありましたこととお詫び申し上げます。

配付いたしております補正予算に関する説明書、正誤表のほうにて御説明をさせていただきます。第2条、業務の予定量の補正でございます。1ページの正誤表となっております。「次のとおり補正す」を正しくは「次のとおり補正する。」になります。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 直也） これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 認定第1号 令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第19. 認定第2号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20. 認定第3号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21. 認定第4号 令和4年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22. 認定第5号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

○議長（高橋 直也） 日程第18、認定第1号令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第5号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上5件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

認定については、所管の決算特別委員会委員長からお手元に配付のとおり審査報告書の提出がありました。

決算特別委員会野瀬繁隆委員長、登壇して順次報告をお願いいたします。野瀬議員。

○決算特別委員長（野瀬繁隆） 決算特別委員会の委員長を務めました野瀬繁隆でございます。決算特別委員会の報告をいたします。

全議員で構成する決算特別委員会は、令和5年12月12日、13日、14日の3日間開催し、令和4年度の決算を審査いたしました。

本委員会に付託された一般会計決算と4つの特別会計決算について、審査の結果を会議規則第77条の規定により報告をいたします。

認定第1号令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、本件は認定すべきものと決定しましたが、令和4年度の決算審査を踏まえ、予算の執行及び来年度予算の策定に当たっては、特に以下の点に留意されるよう意見を付するものです。

1点目、決算書及び主要報告書において、数値の誤りなどが見受けられるため、誤りなきよう万全を期すこと。

2点目は、主要施策については、各事業の目的、目標を明確にし、その成果や達成状況及び課題が分かるよう資料の作成、説明を行うこと。

3点目は、資源回収ステーション、三原城址に関する事業などについては、町の方針を明確にし、中長期的な計画を策定した上で取組を行うこと。

4点目でございますが、町民グラウンドなど、公有財産の利用や使用料については、関係条例規則に基づき、公有財産の利活用と適正利用を図ること。

5点目が、5年を超える継続事業については、その事業の成果や効果を再評価し、事業の見直しなどを含め検討すること。

次に、認定第2号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第3号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号令和4年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算、認定第5号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上、4特別会計については、審査の結果、本件は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これで、委員長報告を終わります。

これから、認定第1号令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は不承認すべきとの立場から討論いたします。委員会でも申し上げたんですけども、本会議でも改めて討論ができるということで、改めて申し上げさせていただきます。

毎年申し上げておりますように、ほとんどの決算項目については私も賛成であります。とりわけ、近年、水害やコロナウイルス感染症など困難な課題が押し寄せる中で、令和4年度も町長はじめ職員の皆さん方が、住民の安全と福祉を守る立場で日々奮闘されたことに敬意を表します。また、各種給付金の事業にあっても、職員各位の御尽力により速やかな給付がなされていることは、大いに感謝申し上げたいと思います。

決算項目の中でも、大いに評価すべき項目が多々ございます。例えば、住宅改修補助金については、令和3年度に4年ぶりに復活したところ、3年度は大変な好評で、予算を消化し切ったとの報告でありました。この事業は、かねてから申し上げているとおり、住民の生活向上や生活負担の軽減、町内の建築業者の方々の仕事づくりに寄与するばかりでなく、実際に工事額の数倍から十数倍の経済効果が町内に発生するとされています。

年間を通じて制度周知を行うためには、余裕のある予算編成が必要だろうと思います。今後も制度周知に努めるとともに、予算の増額等を含めた検討をお願いしたいと思います。

次に、加齢性難聴への補聴器助成であります。4年度に県内に先駆けて実施したことは大いに評価申し上げます。県内はもとより県内外からも注目を集める事業であり、恐らく担当課には多くの町外からの執行行政機関からのお問合せがあっているのではないかと拝察いたします。今後、周知や申請の簡素化、助成額の拡充などを先進的に取り組んでいただきたいと切に願う次第です。

産後ケアにつきましては、宿泊型サービスが実施されていることは大いに評価したいと思います。今後も必要な人が必要なサービスを受けられるよう、対象者への周知や利用しやすい制度改善を求めます。

学校関係では、就学援助制度につきましては、近年、利用者が1.5倍に増加しているとの報告がございました。今後も全ての対象者、希望者の方が必要な援助を受けられるよう、今後も周知と活用を徹底していただきたいと思います。

保健に関しては、外国人の方がたくさん、今、多数就労、研修等で、外国から大刀洗町に来ていただいております。外国人の妊婦さん方への親身な援助や、外国人の方々と地域との交流など

を、ぜひ推進をお願いしたいと思います。

一方で、改善や充実が必要と思われる項目もございます。

役場の恒常的なマンパワー不足はしばしば指摘されているところであります。決算審査の中の課題でも、幾つかの課が取り上げておりますように、恒常業務へのマンパワー不足というのが指摘されているところです。

近年は、人員の増員の傾向にあるということで喜ばしいことではありますが、現状としては、極めて正規職員が少ない中で、事業の繰越しや予算誤り等も見受けられるところです。一昨年の決算審査の意見にもあるように、議会としては、人員増も含めた適正な人員配置を行い、住民福祉の向上に当たっていただきたいと思っております。

当町において、他の議会では職員削減を求める意見も少なからずあるところ、当町議会が昨年度、全会一致で人員の適正配置、人員増といった意見をつけていることを、ぜひ重く受け止めていただきたいと思っております。

障害者自立支援については、制度や対象者の拡充など大いに賛成すべきことだと思っております。一昔前の障害者自立支援の少なさからいうと、隔世の感がございます。一方で、規制緩和等によりまして、事業所の不適切な運営が問題となり、昨年度は町内の事業所も取消しを受けたという経過がございます。監督官庁である県に対し、障害者自立支援に対して、適切な事業運営がなされるよう監督していただくように、県等に対して、管理監督の強化を町としても強く要望していただきたいと思っております。

次に、マイナンバーカードであります。マイナンバー制度については、しゃにむにに推進することがなく、任意であるということ住民の方に十分に周知の上、手続に当たられていただきたいと思っております。

次に、承服しかねる項目であります。

国外の事業者へ委託しての地域ブランド推進及び旅費を含む事業費について、もちろん地域活性化やPRについて否定するものではございませんが、総合的に勘案して、事業の目的や効果、財源、事業者選定、ターゲットなど、適切かどうか疑問であります。少なくとも海外の事業者に対する随意契約という方式はやめるべきではないかと思っております。

第2に、地域優良賃貸住宅事業です。これも住宅建設及び維持そのものに反対しているわけではありません。しかし、運営方式であるPFIの建設については、高い建設費、高い金利、高い管理費と住民の利益とは合致するものとは思えません。今後も町の負担が続きますため、どのような管理が適切か、いま一度慎重な議論が必要と考えます。

3点目に、同和関連の支出です。特に一部団体への補助や運営費を投げ渡し、これは若干減額になっているようですが、これは同和問題の真の解決にはならず、逆に差別を固定化し温存する

装置になっていると言うべきで、承服しがたいものであります。

最後になりますが、今年度の決算審査でも、先ほど委員長から意見がつけられました。こうした全会一致の意見等も真摯に受け止め、今後の予算執行、あるいは来年度の予算の編成に当たっていただきたいと切に願います。

以上の点から、ほとんどの項目には賛成でありますけれども、一括採決の点から、不承認とすべきものと考えます。議員各位の御賛同、よろしく願います。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。私は賛成の立場から討論いたします。

令和4年度一般会計に係る決算額は、歳入が約98億2,000万円で、前年対比6.2%増、歳出が約91億4,000万円で7.4%増となっています。町税のほうも6,700万円増加はいたしておりますけれども、やっぱりふるさと納税の伸びが非常に大きくて、前年対比17%、1億6,000万円増となっています。

ふるさと納税では、毎年10億円程度の寄附金を集めていますが、これには、大刀洗地域ブランド創出事業の実施というのが大きく影響しているのではないかと私は思っております。枝豆収穫祭など、国内外における大刀洗町のPR、たちあらい応援大使や、KBCふるさとWishなどの取組でございます。

先日、KBC放送により、大刀洗町が街の幸福度ランキング2023で、九州・沖縄ナンバーワンになった旨の報道がありました。住民の一人として、大変誇らしく感じたところであります。

さて、4年度事業といたしましては、ふるさと応援寄附金事業以外にも、主要施策報告書に掲げられました重点的な事業をはじめ、大規模な事業、あるいは実験的な事業など、多くの事業が実施されております。

一つは、防災関係事業であります。

災害における住民への情報伝達の手段の一つとして、約2億円を投じて防災行政無線整備事業が実施され、町内35か所に防災行政無線が整備されました。

また、ため池周辺の農地や民家への浸水被害を防止するため、約3億円を投じ、ため池緊急しゅんせつ事業に取り組みされました。町内7町のある重点ため池のうち、3か所のしゅんせつが進められたところでございます。

2つ目は、実験的な事業であります。

巡回バス、のりあい定額タクシー事業及び資源回収ステーション事業であります。実施に当たってはなかなか難しい面がありますが、住民にとっては非常に重要な事業であると思っております。引き続き、実施していただくよう希望いたします。

3つ目は、コロナ関係臨時交付金による事業であります。

臨時交付金を基に、住民への経済的支援のために、大刀洗町クーポン券事業や、大刀洗町くらし得々商品券事業が実施されました。また、大刀洗公園のウォーキングコースも整備されたところでもあります。そのほかにも、じんかい処理事業、道路整備事業、消防団関係事業、健康増進事業など、住民生活に必要な多くの事業が計画どおり実施されております。住みよい魅力あるよか町大刀洗の実現に大きく寄与したものと認められます。

以上をもって討論を終わります。議員各部の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、認定第1号令和4年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（高橋 直也） 議員11名中起立10名。したがって、本件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（高橋 直也） 議員11名中起立10名です。したがって、本件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 10 名〕

○議長（高橋 直也） 議員 11 名中起立 10 名です。したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第 4 号令和 4 年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、認定第 4 号令和 4 年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 議員 11 名中 11 名。起立全員です。したがって、本件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第 5 号令和 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、認定第 5 号令和 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定いたしました。

日程第 23. 議案第 56 号 令和 5 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 8 号）について

○議長（高橋 直也） 日程第 23、議案第 56 号令和 5 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 総務課の松元です。提案理由及び内容について御説明させていただきます。

議案第 56 号令和 5 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 8 号）。

令和 5 年度大刀洗町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為の補正。第 1 条、債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和5年12月22日提出。大刀洗町長、中山哲志。

2枚おめぐりください。最後のページとなります。

第1表、債務負担行為の補正でございます。1、追加。事項、期間、限度額と説明させていただきます。

現在、福祉課のほうが行っている事業でございます。

健康体操教室介護予防事業委託、期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間、限度額4,250万円。

緊急通報体制業務委託、期間、令和6年度から令和10年度までの5年間でございます。限度額といたしまして、350万円でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑のある方は、7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質問いたします。

この2事業につきましては、これまでは単年度でやっていらっしゃったと思うんですけど、これを債務負担行為にするに当たって、現状がどういった契約を行っていて、町側がそういったところにどういう問題を見いだしたので、今後、〇〇年度でこういう入札か何らかの方式で委託を決めたいというその辺の現状と方針につきまして、もうちょっと詳しくお知らせいただければと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） それでは、平山議員の御質問にお答えいたします。

今までは、単年度で随意契約という形で行っておった事業です。2つともそういった形で行っていましたが、今現在は、ほかにも、今、委託している業者以外にも、ほかの業者等がございますので、今後は複数の業者から、こちらのほうで業者選定を行って契約を結びたいという形で考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 確かにここについては、いろいろどうなのかという御意見が以前もあったところでございます。今後としては、例えば競争入札を行うようなものなのか、それともプロポーザルによるものなのか、その辺が、もし方針等がお決まりであれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（高橋 直也） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 御質問にお答えいたします。

今のところ、プロポーザル方式でできないかということで準備を進めておるところでございます。

す。

以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩いたします。

議員は協議会室にお集まりください。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時38分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと全協の意見を踏まえて質問、一、二点だけさせていただきます。

健康体操のほうなんです、今、単年度でやっているということで、分かれば、今年度の委託金額が幾らぐらいなのか、今年度やっている内容、委託している内容にどういふことを何か付け加えるか減らすか知らないけど、どういふ改善をしながらプロポーザルとか、今、おっしゃっていたような入札の方法はいろいろとあると思うんですが、よりよい方向に変えていかれるんだろうと思うんです。債務負担行為によって計画的にいろいろやられるという利点がありますので、そこら辺、分かればちょっと教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） それでは、御質問にお答えいたします。

今現在、大体800万弱ほどの事業費がかかっているところでございます。

また、内容につきましては、今とはほぼ変わらないような形で考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ぜひとも、プロポーザルにしる指名入札にしる、要は、内容が毎年毎年改善されて、よりよい方向になっていく、それは単年度契約よりも、むしろ複数年契約のほうが段階的に充実していくんだとか、あるいは、いろんな情勢に対応できるんだとか、そういうのを踏まえて、今後、進めていただきたいと思うんです。

プロポーザルにしる何にしる、きちっとした計画の下にやっていただければ、よりよい方向になっていくというふうに期待ができますので、ぜひともそれをお願いしておきたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） ほか、ございませんか。安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 現在の随契でやっている会社から、いろんな複数出てきたから、今度は債務負担行為をしながら、いわゆる説明の中では、提案型のプロポーザル方式ということで考えられているということもありましたけど、提案型になると、ややもすると事業費用が膨らむ、いい提案があればそちらのほうを採用して、結果的には事業費用が膨らむ結果になりますし、現在、単年度でしている分で問題がなければ、やはり競争入札も含めて、そこら辺の検討も今後されていくだろうというふうに思いますが、担当課としては、どういう判断で競争入札、あるいは提案型のプロポーザルというふうな選定をされたのか、そこらあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 御質問にお答えいたします。

今現在、一つは、やはり人件費とか物価高騰とかで経費がかかっているというのが一つございます。それと、今、担当してもらっております事業者もございますけれども、委託しているとはいえ、うちとのいろいろなやり取りがございます。そのあたりが少し煩雑になってきている部分もありまして、事務量がちょっとうちのほうも増えておるというのもございますので、そういったところも、できるところは事業所のほうにお任せしたいなというふうに考えたところで、今回の事業者選定という形に至ったところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 提案型を選ばれたというか、プロポーザル方式でいくということに関しては理解できました。

2点目の緊急通報体制業務委託の関係で、現状としては、これは独居高齢者の方にペンダントを貸与して、異常があったときに押して、センターに通報するというふうな、必要があれば緊急手配をするという流れだろうというふうに理解しておりますけども、現状、何名いらっしゃるのかが一つと、もし、この5年間の債務負担行為期間の中で、例えばそういう対象者が増減というか、した場合どうなっていくのか、そこら辺はこれからの提案の内容によって変わってくるかわかりませんが、担当課として、そこら辺はどういうお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 御質問にお答えいたします。

今、利用されてある方なんですけども、ちょっと数字が私のうろ覚えでございましてけれども、十数名ほどいらっしゃるというふうに聞いております。

ただ、近年、今現在では、緊急通報を利用する際に申請をしていただくんですけれども、その

ときに協力員という方をつけるというのが一つ条件になっておるところでございます。ただし、独り暮らしの高齢者の方々には、そういった周りに協力員の方がいらっしゃらない方もございます。そういった方々に対応するには、これは一つの方法かと思えますけれども、例えば、警備会社の方がそちらのほうに向かうと、もし何かあったときにです。そういった方法が取れる事業者もあるということも聞いておりますので、そういったいろいろな意見を聞いて、業者の選定をもう一度やりたいと思っているところでございます。

以上です。（「増減」と呼ぶ者あり）

増減ですか。失礼しました。今、だからそういったこともございますので、ひょっとすると増える可能性はあるかとは思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 私が聞きたかったのは、契約した5年間の中で、もしそういった対象者が増えてきた場合、料金的な例えばまた契約が見直されるのか、それとも、5年間の中でもこの金額でいきますよという考えなのか、そこのところをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 今のところ、1件当たり幾らで契約をしておるところでございます。それで、この金額というのは、もう最大限ではございますけれども、これ以上増えることはないかというふうな数字で見込んだところで考えておるところでございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会

広報委員会、議会運営委員会)

○議長（高橋 直也） 日程第24、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることと決定いたしました。

○議長（高橋 直也） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時48分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月22日

議 長 高橋 直也

署名議員 中村 竜博

署名議員 平田 康雄